

教務委員会編

平成26年度

短期大学教務必携

(第19次改訂版)

日本私立短期大学協会

平成二十六年 度

短期大学教務必携
(第十九次改訂版)

日本私立短期大学協会
教務委員会編

序 文

現在、中央教育審議会大学分科会大学教育部会の下に設置された、短期大学ワーキンググループにおいて、短期大学の役割・機能及び振興方策などを含む短期大学の今後の在り方について、審議が深められているところです。

今後、この審議内容を受けて、短期大学は、これまでの実績や特長を踏まえて、短期大学の特長的な教育機能である専門職業人材の養成機能等の充実を図ることが必要であり、また、短期大学自らが改革に取り組むことによって個性・特色を明確にすることが求められるものと思います。

これまで教務委員会では『短期大学教務必携』を編集し、各短期大学の教務関係の皆様にご活用いただいております。また、例年実施している「私立短期大学教務関係調査」の中では短期大学全体の状況を把握するため、調査分析を行ってまいりました。そして、毎年行われております「私立短大教務担当者研修会」において最新の情報をお伝えするとともに、現場での問題解決の糸口になればと思っております。

教務委員会としては、これからの改革の方向性をしっかりと見据えながら情報収集につとめ、『短期大学教務必携』の充実に貢献したいと考えております。これについては是非とも会員校各位のご意見やご助言を切にお待ち申し上げます。

なお、この『短期大学教務必携（第19次改訂版）』については、平成26年9月現在の法令を基に作成しておりますので、最新の情報は文部科学省から送付されます通知文をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、併せて文部科学省のホームページの各種掲載情報や『大学設置審査要覧』、並びに『私学必携』等の図書も参考としてご活用いただければ幸甚に存じます。

最後になりましたが、今回の『短期大学教務必携』の編集に当たり、ご協力いただきました文部科学省高等教育局大学振興課短期大学係、並びに高等教育企画課大学設置室、日本私立短期大学協会事務局の皆様にご心から感謝の意を表します。

平成26年10月

中 野 正 明

（ 華頂短期大学 学 長 ）
（ 教 務 委 員 会 委 員 長 ）

目 次

第一部 教務の手引き

I 学 生 編

第 1 章 入学者の選抜	3
1. 入学試験の目的	3
2. 入学資格に関する法的規定	3
(1) 入学資格	3
(2) 外国人留学生の取扱い	8
3. 入学者選抜制度	12
4. 入試方法	12
5. 試験期日等	14
6. 調査書	14
7. 学力検査等	17
(1) 個別学力検査	17
(2) 大学入試センター試験の利用	17
(3) 小論文、面接、実技検査、外部資格試験等の活用	18
8. 学力検査実施教科・科目、選抜方法等の決定・発表	18
9. 募集人員	18
10. 出願資格	19
11. 募集要項等	19
12. 入学者選抜試験実施における注意事項	20
(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮	20
(2) 入試情報の取り扱い	21
(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止	21
13. 入学者選抜の公正確保	22
14. 外国人を対象とした入試	22
15. 災害等への不測の事態への対応	22
16. その他	22
17. 入学試験に関する諸問題	23
18. 備考	25
第 2 章 学籍と学籍（学生）異動	26
1. 学籍簿と指導要録	26
2. 学籍の記録	26
(1) 入学	27

(2) 卒業	30
(3) 学籍（学生）の異動	30
3. 学籍に関する諸問題	34
(1) 学生納付金	34
(2) 懲戒	34
(3) 科目等履修生・研究生・委託生	36
4. 学籍に関する証明書	37
5. 学籍簿の編成と保存	37
(1) 学籍簿等の編成	37
(2) 学籍簿等の保存・管理	39

第3章 教育課程と履修登録 41

1. 教育課程（カリキュラム）の意義	41
2. 教育課程に関する法的規制	41
(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）	41
(2) 教育課程の編成方法	42
(3) 単位・単位数	43
(4) 授業期間	45
(5) 授業時間	45
(6) 授業の方法	46
(7) 昼夜開講制	47
3. 履修指導と履修登録	48
(1) 履修の意義	48
(2) 履修指導	48
(3) 履修登録	49

第4章 授業と試験 52

1. 授業の意義	52
2. クラス規模	52
3. 教育機器	53
4. シラバスの作成	53
5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講	53
6. 試験の目的	54
7. 試験の方法と種類	54
8. 試験の実施時期	55
9. 試験の実施手順（定期試験を中心に）	55
10. 不正行為	56

第5章 成績評価と単位の認定 57

1. 成績評価と単位認定	57
2. 成績評価の表示方法	57
(1) 点数で表示する方法	57
(2) 記号で表示する方法	57
(3) 可否で表示する方法	58
(4) グレード・ポイント・アベレージ (GPA) で表示する方法	58
3. 成績の通知	58
4. 成績の記録と保存	58
5. 単位互換制度に伴う単位認定	59
6. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定	61
7. 既修得単位の認定	63
8. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定	64

第6章 卒業 66

1. 卒業のための最低必要条件	66
2. 卒業要件単位数の上限	67
3. 卒業の期日	67
4. 学年途中での卒業認定	67
5. 大学評価・学位授与機構による学位の授与	68

II 教員・職員編

第1章 教員 75

1. 種類と職務	75
(1) 種類	75
(2) 職務	76
2. 教員数	77
(1) 設置基準上の規定	77
(2) 通信教育の専任教員数	81
3. 教員の資格	82
(1) 教員の資格規定の成立	82
(2) 教員の種類別資格規定	82
(3) 資格審査	84
(4) 教員の年齢制限	84
4. 勤務と研究・研修	85
(1) 勤務	85

(2) 職務内容	85
(3) 研究・研修	86
(4) FD（ファカルティ・ディベロップメント）	86

第2章 職 員 88

1. 種類と職務	88
(1) 種類と職務	88
(2) 専任職員の人数	91
2. 勤務と研修	91
(1) 勤務	91
(2) 研修	91
(3) SD（スタッフ・ディベロップメント）	92

第3章 教授会等 93

1. 教授会	93
2. 代議員会等	94
3. 各種委員会	95

III 運 営 編

第1章 学科・専攻 99

1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念	99
2. 学科・専攻課程の設置	99
(1) 夜間学科	101
(2) 専攻科・別科	101
(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科	101
(4) 通信教育課程	101
3. 学科・専攻の現況	111

第2章 学生収容定員 114

1. 定員の概念	114
2. 収容定員変更手続	114
3. 臨定の延長及び恒常化	114

第3章 学 則 116

1. 学則に記載すべき事項	116
2. その他の記載事項	119

3. 学則記載事項・関係法規等の資料	120
4. 私立短期大学における認可・届出事項一覧	121
5. 短期大学の学則作成にあたって	123

第4章 大学評価と教育情報の公表 138

1. 自己点検・評価	138
2. 認証評価機関による第三者評価	138
3. 法令違反状態の大学に対する措置	141
4. 教育情報の公表	142

第5章 取得可能な資格等 145

第6章 教務所管事項の記録と整理 147

第二部 教務関係用語の解説

教務関係用語の解説	152
索引	209

第三部 短期大学関係法令 Q & A

短期大学関係法令 Q & A	217
----------------------	-----

☆ ☆ ☆

資料 1	短期大学設置基準	231
	短期大学通信教育設置基準	251
資料 2	大学（短期大学）関係教育法令（抜粋資料）	259
	1) 教育基本法	259
	2) 学校教育法	261
	3) 学校教育法施行令	288
	4) 学校教育法施行規則	290
	5) 私立学校法	310
	6) 大学へ編入学できる専修学校の専門課程の 総授業時数を定める件	312

〔注〕 不明な用語については、第二部「教務関係用語の解説」を参考にしてください。

第一部 教務の手引き

I 学 生 編

- 本研修会に係る経費の一部は日本私立学校振興・共済事業団からの助成金でまかなわれています。

第1章 入学者の選抜

1. 入学試験の目的

短期大学は、地域の身近な高等教育機関として、高等教育の普及や実践職業教育などで重要な役割を担っている。各短期大学が、その社会的ニーズや教育的ニーズに応えるべく、それぞれの教育を行うにあたり、その教育目標を達成するためには、そこに学ぶ者に一定の能力と適性が要求されるところから、選抜の必要が生じる。そして、その選抜は、公正にして妥当な方法によって受験者の能力・適性を判定しなければならない。

今日、進学率の上昇や社会の多様化等、現実社会の動きによって、高等教育改革推進のために、入学資格の弾力化、選抜方法の多様化が求められている。

2. 入学資格に関する法的規定

(1) 入学資格

短期大学の入学資格は、学校教育法第90条第1項で定められ、さらに学校教育法施行規則第150条及び文部科学省告示により、詳細に規定されている。平成15年9月、学校教育法施行規則並びに関連の告示が改正され、国内の外国人学校卒業者に対する大学入学資格の弾力化が図られた。

すなわち、欧米の国際的評価団体（WASC、ECIS、ACSI）の評価を受けたインターナショナルスクール卒業者及び外国において当該外国の正規の課程（12年）と同等として位置付けられていることが公的に確認できる外国人学校の卒業者については、学校単位で大学入学資格が認められることになった。上記に該当しない外国人学校（朝鮮学校等）の卒業者については、学校単位での大学入学資格は認められないが、各短期大学が、個別の審査により高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者については、入学資格が認められることになった。

入学資格を規定した法令等は、次に掲げるとおりである。

大学入学資格を規定した法令

○学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 （略）

○学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）

第 150 条 学校教育法第 90 条第 1 項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

○高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 4 月 1 日施行）

平成 17 年度より、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき「高等学校卒業程度認定試験規則」が制定された。

本試験は、高等学校を卒業した者と同等の学力があるかどうかの認定のための試験であり、毎年少なくとも 1 回実施するとされた。受験資格としては、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満 16 歳以上になる者とされている。また、認定試験の合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験合格者とし、18 歳に達しない者は、満 18 歳に達した日の翌日から認定試験合格者とするなど、早期からの受験が可能となった。この認定試験制度により、旧来の大学入学資格検定試験規定（昭和 26 年文部省令第 13 号）は廃止された。

以下に「高等学校卒業程度認定試験規則」（抜粋）を掲出する。

「高等学校卒業程度認定試験規則（抜粋）」（平成 17 年 1 月 31 日文部科学省令第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 学校教育法第 90 条第 1 項の規定に基づき、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかの認定のための試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）を行う場合は、この省令の定めるところ

による。

(試験の施行)

第2条 高等学校卒業程度認定試験は、毎年少なくとも一回、文部科学大臣が行う。

2 試験の施行期日、場所及び出願の期限は、あらかじめ、官報で告示する。

(受験資格)

第3条 高等学校卒業程度認定試験を受けることができる者は、受験しようとする試験の日の属する年度の終わりまでに満16歳以上になる者とする。

〈中略〉

(合格)

第8条 試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者を高等学校卒業程度認定試験の合格者(以下「認定試験合格者」という。)とする。ただし、その者が18歳に達していないときは、その者は、18歳に達した日の翌日から認定試験合格者となるものとする。

以下省略

○専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件

(平成17年9月9日文部科学省告示第137号)

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成17年12月1日から施行する。

- 1 修業年限が3年以上であること
- 2 課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上であること。

○外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を定める件

(昭和56年10月3日文部省告示第153号)

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第一号の規定により、外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者を次のように指定する。

外国において学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者の指定(昭和54年文部省告示第143号)は、廃止する。

- 1 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定(国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。)に合格した者で、18歳に達したもの
- 2 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者(これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定に合格した者を含む。)で、文部科学大臣が別に定めるところにより指定した我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程又は別表第1の上欄及び中欄に掲

げる施設における研修並びに同表の下欄に掲げる施設における我が国の大学に入学するために必要な教科に係わる教育をもって編成される当該課程を修了し、かつ、18歳に達したもの

- 3 我が国において、高等学校に対応する外国の学校の課程（その修了者が当該外国の学校教育における12年の課程を修了したとされるものに限る。）と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた別表第2に掲げる教育施設の当該課程を修了した者で、18歳に達したもの（別表第1、2略）

○文部科学大臣認定等在外教育施設（高等部を設置するもの）一覧（平成25年4月1日現在）

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第二号の規定により、高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設。

名 称	位 置
立教英国学院（高等部）	連 合 王 国
帝京ロンドン学園（高等部）	連 合 王 国
慶應義塾ニューヨーク学院（高等部）	ア メ リ カ 合 衆 国
スイス公文学園高等部（高等部）	ス イ ス 国
早稲田渋谷シンガポール校（高等部）	シ ン ガ ポ ー ル 国
上海日本人学校（高等部）	中 華 人 民 共 和 国
如水館バンコク（高等部）	タ イ 王 国

○大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件

（昭和23年5月31日文部省告示第47号）

学校教育法施行規則第150条第四号の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- （1. から19. までの項目は省略。）
20. スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で18歳に達したもの（昭和54年4月25日文部省告示第70号追加）
21. ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で18歳に達したもの（平成7年10月3日文部省告示第119号追加）
22. フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で18歳に達したもの（平成8年10月7日文部省告示第162号追加）
23. 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であつて、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテ

ン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンスル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたものに置かれる12年の課程を修了した者で、18歳に達したもの

(注)

① 学校教育法第90条第1項の「通常の課程による12年の学校教育」というのは、学校教育法第1条で規定されている学校－小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校－の12年に相当する課程をさし、学校教育法第83条に規定する各種学校及び日本国内にある外国人学校の課程は該当しない。

② 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に、「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者」の規定があるが、外国の学校制度は各国それぞれ異なる点があり、日本の学校制度と必ずしも一致しないので、十分留意する必要がある。

中等教育の課程の修了までに12年を要しない国については、文部科学大臣が指定した教育施設において、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程（以下「準備教育課程」という。）を修了し、かつ、18歳に達した者に対し、大学入学資格が与えられている。

③ 学校教育法施行規則第150条第七号については、平成15年9月の改正通知において、留意事項として次のことが指摘されている。

- ・個別の入学資格審査に当たっては、専修学校や各種学校等における学習歴や大学の科目等履修生としての単位の修得などの個人の学習歴、社会における実務経験や取得した資格などに基づいて、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であるかどうかを審査すること。
- ・個別の入学資格審査に当たっては、適切な体制を設けるとともに、個人の学習歴等を明らかにする書類等に基づいて行うなど適切な審査方法によること。これらの審査体制、審査方法については、適当な方法により公表すること。
- ・各大学においては、個別の入学資格審査が、社会人や様々な学習歴を有する者の大学への入学機会の拡大という今回の改正の趣旨に沿ったものとなるよう、また、大学の教育水準の低下を招くことのないよう、十分配慮すること。
- ・個別の入学資格審査による認定は、入学者選抜とは別個のものであること。
- ・個別の入学資格審査は各大学の判断により導入し実施するものであり、認定の効力は、当該大学にのみ及ぶものであること。
- ・実際の運用に当たっては、学部・学科等ごとに個別の入学資格審査を行うことも差し支えないこと。

- ・各大学において実施する入学者選抜の出願受付前までに、個別の入学資格審査による認定を行うことができるように申請の受付及び審査を行うこと。
 - ・今回の改正に伴い、改正前の学校教育法施行規則第 150 条第六号の対象とされていた者は、改正後の同条第六号の対象になり得るものであること。
- ④ 「外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者を定める件」については、平成 15 年 9 月の改正通知において、留意事項として次のことが指摘されている。
- ・本告示の適用日前に当該課程を修了した者についても、入学資格が認められること。
 - ・別表第 2 の教育施設については、今後追加することがあり得ること。
 - ・教育施設の課程が 12 年未満のものであっても、当該課程が外国の 12 年未満の学校の課程と同等として位置付けられているものであれば、当該教育施設の課程を修了後、準備教育課程を修了し、18 歳に達した者については、今後、文部科学省告示の改正を行い、大学入学資格を認める予定であること。

(2) 外国人留学生の取扱い

留学生とは、日本の大学・短期大学に入学する目的をもって日本に入国し、在籍している外国人学生のことである。これに対し、すでに日本国に居住していて、主として日本の高等学校等を卒業している外国籍の学生は「留学生以外の外国人」といわれている。留学生の日本への入国については出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）の適用を受けることになる。

A. 入学資格

入学資格は、「外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」となっている。文部科学大臣の指定したものについては、P. 5 を参照のこと。

なお、入学資格はそれぞれの証明書で確認することとなるが、出入国管理及び難民認定法の規定により難民の認定を受けた者や定住許可を受けた難民については卒業証明書等を取り寄せることが不可能であったり、著しく困難な場合は、反対の証拠がない限り本人の申請をもって当該証明書に代えることができる。

※ 学校教育法施行規則第 150 条第 1 項第一号

※ 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者に準ずる者を定める件（昭 56. 10.) (3) 文部省告示第 153 号)

B. 入学者選抜

外国人留学生の入試に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ま

しい。

C. 受験

外国人留学生在が受験のために入国するときは、出入国管理及び難民認定法に定める「短期滞在」の在留資格で上陸し、受験することになる。

※ 出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6条

D. 入学

本人が外国にいる場合は日本に入国することから始めなければならない。

外国人留学生として上陸するには本人が自国の在外日本公館に留学のために渡航する査証（ビザ）の発給を申請するが、入国審査に相当時間がかかるため、一般には在日の身元保証人が大学所在地の地方入国管理局に在留資格認定証明書の交付を申請する。保証人がこの証明書を留学生に送付し、本人がこの証明書と旅券を在外日本公館に提示すれば比較的短期間で査証の発給が受けられる。

入学試験を受けるために在留資格が「短期滞在」の場合は、入学許可を与えるとともに、在留資格変更許可申請書を提出させるよう指導する必要がある。

なお、在留資格認定証明書の交付申請には入学許可書の写しが必要となる。

※ 出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6条、第7条の2、別表第1の4の表

E. 入学辞退

入学許可書を発行後に外国人留学生在が入学辞退した場合は、入学許可書が不正に使用される恐れがあるため、大学が所在する地域を管轄する入国管理局にその旨届け出をすることが望ましい。

F. 入国基準

外国人留学生として日本に上陸し、在留するには、大学等の高等教育機関で教育を受けようとする外国人で、生活費用の支弁能力等についての一定の要件を満たすもの（一定の授業時間数を満たす聴講生及び研究生として教育を受けようとする者並びに日本語能力等の要件を満たして専修学校の専門課程において教育を受けようとする者も含まれる。）という基準がある。

この基準にはさらに6つの審査基準が次のように設けられている。

- ① 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること。（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）
- ② 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用（以下「生活費用」という。）を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。
- ③ 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関におい

て1週間につき10時間以上聴講すること。

④（専修学校にかかわる内容のため省略）

⑤（専修学校にかかわる内容のため省略）

⑥ 申請人が外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関において教育を受けようとする場合は、当該機関が、法務大臣が告示をもって定めるものであること。

短期大学に入学する場合は、この①と②の基準を満たすことが必要である。③の項にあるように聴講生としても入国が認められることになっているが、短期大学の場合はその履修科目と申請人が得ようとする専門知識とが余程合致しない限り、許可は難しいと思われる。

※ 出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第二号、別表第1の4の表

※ 出入国管理及び難民認定法 第7条第1項第二号の基準を定める省令

G. 在留期間

在留資格「留学」の在留期間は入管法施行規則第3条別表第2のとおりとなっているので、学業を継続するためには在留期間の更新が必要である。更新は地方入国管理局に学業を継続していることを示す書類と共に「在留期間更新許可申請書」を提出し、許可を受けなければならない。

H. 資格外活動

出入国管理及び難民認定法に定める在留資格の「留学」に該当する活動以外の活動をいう。留学生は原則として就労が認められないので、アルバイトを希望する時は事前に資格外活動の許可を受ける必要がある。

なお、在留期間の更新の申請等の際に、併せて資格外活動の申請をすれば、一律かつ包括的に、一定範囲の資格外活動が許可されることになっている。一定範囲内とは、正規の学生であれば、1日4時間以内のアルバイトで、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている営業所以外の場所において行われるものをいう。

※ 出入国管理及び難民認定法 第2条の2

※ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（平 2.6.29 文学留第168号通知）

I. 在籍管理

前月に退学（転校・転学を除く）、除籍又は所在不明となった者を毎月翌月10日までに、文部科学省高等教育局留学生課に報告しなければならない。また、退学（転校・転学を除く）・除籍させる留学生に対しては、各短期大学において、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、出来る限り帰国するよう勧めること。

○出入国管理及び難民認定法

（在留資格及び在留期間）

第 2 条の 2

(第 1 項略)

- 2 在留資格は、別表第 1 の上欄（技能実習の在留資格にあっては、2 の表の技能実習の項の下欄に掲げる第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第 2 の上欄に掲げるとおりとし、別表第 1 の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第 2 の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

3 (略)

別表第 1、第 2 において、在留資格として次の項目が挙げられている。

○別表第 1

1. 外交、公用、教授、芸術、宗教、報道
2. 投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能
3. 文化活動、短期滞在
4. 留学、研修、家族滞在
5. 特定活動

○別表第 2

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

上記別表の在留資格については、それぞれ「本邦において行うことができる活動」の範囲が、また、入管法施行規則第 3 条別表第 2（※）欄においては、在留期間が規定されている。以下、関係するものをいくつか参考として紹介する。

入 管 法 別 表		*
在 留 資 格	本邦において行うことができる活動	在留期間
教 授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の史の指導又は教育をする活動	5 年、3 年、1 年 又は 3 月
短 期 滞 在	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	90 日、30 日又 は 15 日
留 学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	4 年 3 月、4 年、 3 年 3 月、3 年、 2 年 3 月、2 年、 1 年 3 月、1 年 又は 6 月、3 月
研 修	本邦の公私機関により受け入れられて行う、技能等の修得をする活動（留学の項の下欄に掲げる活動を除く）	1 年、6 月又は 3 月

3. 入学者選抜制度

入学者選抜については、短期大学設置基準第2条の2に「入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と規定している。

また、文部科学省は「入学者選抜実施要項」を作成し、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適正等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教育を乱すことのないよう配慮すべきである、と各大学・短期大学に通知している。

能力・適性等の判定に当たっては、高等学校段階で育成される学力の重要な要素（基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲）を適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

さらに、当該大学等の教育理念、教育内容に応じた入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を明確にするとともに、入学後の教育との関連を十分に踏まえた入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努めることとされている。

以下の項目については、平成27年度大学入学者選抜実施要項（平成26年5月28日26文科高第207号文部科学省高等教育局長通知）を基本に記載することとした。

文部科学省入学者選抜実施要項では、基本方針、入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）、入試方法、試験期日等、調査書、学力検査等、学力検査実施教科・科目、試験方法等の決定・発表、募集人員、出願資格、募集要項等、その他注意事項として、健康状況の把握及び障害のある者等への配慮、入試情報の取扱い、入学者選抜の実施に係るミスの防止、入学者選抜の公正確保、外国人を対象とした入試、災害等の不測の事態への対応等について詳細に指示している。

4. 入試方法

- (1) 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文・面接その他の能力・適性等に関する検査、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を多面的・総合的に判定する入試方法（以下、「一般入試」という。）による。
- (2) 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

① アドミッション・オフィス入試

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ・入学志願者自らの意志で出願できる公募制とする。
- ・アドミッション・オフィス入試の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた

選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に判定する。

- ・大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち、少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に明記する。

ア. 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）による、検査の成績を合否判定に用いる。

イ. 大学入試センター試験の成績を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。

ウ. 資格・検定試験等の成績等を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。

エ. 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。

- ・上記 ア～ウを行う場合にあっては、エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

② 推薦入試

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ・高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記する。
- ・推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、上記ア～ウの措置の少なくとも1つを講ずることが望ましい。

③ 専門高校・総合学科卒業生入試

高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業の入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する入試方法。

④ 帰国子女入試・社会人入試

帰国子女（中国引き揚げ者等子女を含む）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により、判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校卒業後の年月の経過などにかんがみ、広く入学志願者の能力・適性等に応じ、選抜がなされるよう、学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて判定することが望ましい。

- (3) 上記（1）、（2）の入学者の選抜に関しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験を適切に評価することが望ましい。

5. 試験期日等

(1) 入学者選抜の期日を次により適時定めることとされている。

① 試験期日 平成 27 年 2 月 1 日から 4 月 15 日までの間

② 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める

③ 合格者の決定発表 平成 27 年 4 月 20 日まで

(2) アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において、学力検査を課さない場合は、上記 1) の試験日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

(3) アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を平成 26 年 8 月 1 日以降の出願とする。

(4) 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を平成 26 年 11 月 1 日以降とし判定結果を一般入試の試験期日の 10 日前までに発表する。

(5) その他、帰国子女入試、社会人入試については、上記 (1) によることを要しない。

つまり、一般入学試験（学力試験）においては、平成 27 年 2 月 1 日以降の実施。推薦入学試験については、原則 11 月 1 日以降の出願。アドミッション・オフィス入試については、8 月 1 日以降の出願。推薦に基づかない入学試験については、高等学校教育に配慮し適時実施することができる。帰国子女選抜・社会人選抜については、高等学校教育に対する配慮の必要性がなく、対象者の優位に立った試験の工夫が求められていると考えられる。

6. 調査書

高等学校の発行する調査書の様式については、書式の変更及び項目の変更などがなされている。これについては、旧教育課程、新教育課程により記入方法が異なるほか、既に健康面における表記は削除されており、自然災害など被災その他の事情により調査書の提出がままならない場合、卒業証明書や成績通信簿などの提出など、それに代わる措置を講ずることが望ましいとされている。また、卒業後 20 年を経過している場合など保存年限を経過している場合についても指導要録に記録を要しないなど、適切な措置を講ずることとしている。

この場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に明記することなどにより周知を図ることが望ましいとしている。資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績等を入学者選抜に用いる場合は、調査書への記載方法を募集要項にできる限り具体的に記載する。また、各大学は高等学校長に対して、調査書の学習成績概評が A に属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に、㊤と標示できるよう希望することができる。

別紙様式
(表)

調 査 書

[illegible]

(裏)

※					※					※					※				
5. 出欠の記録																			
区分		学年				区分		学年											
		1	2	3	4			1	2	3	4								
授業日数						欠席日数													
出席停止・忌引き等の日数						出席日数													
留学中の授業日数						備考													
出席しなければならない日数																			
6. 特別活動の記録	第1学年				第2学年				第3学年				第4学年						
7. 指導上参考となる諸事項		(1)学習における特徴等 (2)行動の特徴、特技等				(3)部活動、ボランティア活動等 (4)取得資格、検定等				(5)その他									
	第1学年																		
	第2学年																		
	第3学年																		
	第4学年																		
8. 総合的な学習の時間 の内容・評価	活動内容																		
	評価																		
9. 備考																			
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する 平成 年 月 日 学 校 名 所 在 地 校 長 名 印 記載責任者職氏名 印																			

7. 学力検査等

学力検査等の実施について、大きく3項目が留意事項として指示されている。

(1) 個別学力検査

個別学力検査実施に伴い以下の留意事項及び要請がなされている。

- ① 各大学が実施する学力検査は高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号及び平成21年文部科学省告示第38号。以下、「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施するよう求められている。
- ② 個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じて各大学が定め、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫することが望ましい。
- ③ 個別学力検査実施科目を定めるに当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- ④ 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性から適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え選択解答させることが望ましい。
- ⑤ 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に判断できるよう工夫すること。また、職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう特に配慮する必要がある。
- ⑥ 大学入学選抜における試験問題の作成に係る外注について（19高大振第18号）通知にも見られるように、大学入学選抜は、機密性、公平性、中立性が確保された上で実施されることが当然であり、このような観点から、従来から「大学入学選抜実施要項」において、試験問題の作成に当たり外部の機関等の協力を得ることについて慎重な対応が望まれる。

(2) 大学入試センター試験の利用

短期大学においても、大学入試センター試験の利用が可能であることは、周知のことと思われる。これらについては、「平成27年度大学入学選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（平成25年7月30日付け25文科高第328号 文部科学省高等教育局長通知）において詳細に説明がなされていることから、特に記載は避けることとした。一部のみ、その利用について紹介する。

- ① 大学入試センター試験の利用として、アドミッション・オフィス入試や推薦入試においても利用可能であること。

- ② センター試験の複数年数の成績について多様な利用方法を工夫できるなど、その利用価値が高まっている。

今後も、短期大学の大学入試センター試験の活用は広範囲にわたって広がりを持てることとなるであろうと期待できる。

(3) 小論文、面接、実技検査、外部資格試験等の活用

選抜方法の多様化や評価尺度の多元化に努めることを目的として、入学志願者の能力・適性を総合的に判断できるよう、様々な検査方法によって、判定を行えるよう期待されている。

① 小論文及び面接等

入学志願者の能力・適性等を多角的に判定するために、学部等の特性に応じ小論文を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。

② 実技検査

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。

③ 外部試験の活用

外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から実用英語技能検定(英検)や TOEFL 等、優れた理数系の能力を適切に評価する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する等、必要に応じて信頼性の高い外部試験の活用を図ることが望ましい。なお、この場合には、学力検査実施教科・科目及び試験方法等の発表の際に、その旨を明らかにすることとされている。

8. 学力検査実施教科・科目、選抜方法等の決定・発表

- (1) 各大学は、学力検査の実施教科・科目、選抜方法（小論文の出題、面接の実施等）や、その他入学者選抜に関する基本的な事項について決定し、平成 26 年 6 月 1 日から 7 月 31 日までに発表するものとする。
- (2) 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- (3) 個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2 年程度前には予告・公表する。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

9. 募集人員

- (1) 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。

なお、入学定員は教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分考

慮し、入学定員を著しく超えて入学させないこと。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。

(2) 短期大学における推薦入試の募集人員は、推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。

(3) 各大学においては、入学定員の適切な充足を確保することとし、欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておく。

10. 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

11. 募集要項等

(1) 募集要項

① 各大学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を平成26年12月15日までに発表する。

② 2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

③ 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることが必要であり、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について（通知）（平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知）」を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記する。

④ 入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。

⑤ 受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに入学の確約と誤解されることのないよう入学者選抜の公正確保に努める。

(2) 入学手続

① 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続きも認めるなど弾力的な実施に配慮する。

② 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取り扱い

いについて（昭和 50 年 9 月 1 日付け文管振第 251 号文部省管理局長・文部省大学局長通知）」の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱は避けること。

- ③ 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等取り扱いについて（平成 18 年 12 月 28 日付け文科高第 536 号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知）」の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記載するなどにより、明確にすること。

ア. 3 月 31 日までに入学辞退の意思表示をした者（専願又は推薦入学試験（これに類する入学試験を含む。）に合格して大学等と在学契約を締結した入学志願者を除く。）については、原則として、入学志願者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じること。

イ. アにもかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には、入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載している場合には、入学式の日までに入学志願者が明示又は黙示に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じること。

12. 入学者選抜試験実施における注意事項

(1) 健康状況の把握及び障害のある者への配慮

既に、平成 17 年度入学者選抜試験要項により、健康診断の取り扱いなどについて規定されている。また、資格取得条件に関する部分で、欠格条項とされていた部分の改正により、ほとんどの資格取得においては、その条件が取り外されていることを受けて、高等学校の調査書における健康状況の欄についてもその項目は削除されている。

- ① 入学志願者の健康状況については、原則としては入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別な事由がある場合には、募集要項に具体的に記載する必要がある。この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむをえない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直す。

- ② 障害のある入学志願者に対しては、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）の趣旨に十分留意しつつ、その能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるように配慮する。その際、平成 25 年 9 月に閣議決定された「第 3 次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」について」（平成 24 年 12 月 25 日付け 24 文科高第 783 号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考とし、「障害者な

どに係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行」(平成13年12月27日付け13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)に伴い十分留意する。

- a. 点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙の作成など
- b. 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
- c. 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入口までの付添者の同伴、介助者の配置など

- ③ 各大学は、入試における配慮の内容や受け入れ実績をホームページに掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。

(2) 入試情報の取り扱い

- ① 学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするよう配慮すること。公表に当たっては、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考にできるよう配慮する。
- ② 受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努め、試験の評価・判定方法についても可能な限り情報開示に努める。
- ③ 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学の選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務において利用するものとし、外部への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取り扱いに努める。

(3) 入学者選抜の実施に係るミスの防止

入学者選抜の実施に係るミスにより、受験者に影響を与えることがないように、以下の対応を図ることなどにより、ミスを防止するものである。

- ① 入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ガイドラインの作成等により、業務全体のチェック体制の確立など、全学的な連携と防止策を確立し、入学者選抜に関わる責務を明確にするなど連携協力体制の確立に努めるとともに、入試担当教職員をはじめ、入学者選抜に関わるすべての教職員にそれぞれの業務内容の周知徹底や連絡体制の再点検等を行う。
- ② 試験問題の作成においてはチェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うことにより、出題ミスの防止及び早期発見に努める。なお、試験問題の作成につき、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。

- ③ 合格者決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認する。

また、追加合格決定業務についても、マニュアルを作成する等、実施体制及び決定手続きを明確にする。

13. 入学者選抜の公正確保

入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。また、受験生の不正行為を未然に防止するため、受験生の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験生の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。

14. 外国人を対象とした入試

- ① 私費外国人留学生の入試に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。
- ② 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6か月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
- ③ 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取り扱いをするよう配慮することが望ましい。

15. 災害等の不測の事態への対応

入学志願者の進学のを確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。

16. その他

- ① 各大学は、入試に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
- ② 推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。

- ③ 入学手続きをとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずることが望ましい。

なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記載する。その際、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）との関連に留意する。

- ④ 秋季入学、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断するものとする。

17. 入学試験に関する諸問題

入試体制、広報活動、選抜の種類、募集比率、選抜時期、そして事務処理と、入学試験に関する諸問題は多岐にわたる。それぞれの解決方法は各短期大学・学科の特殊性によって異なり一様ではない。以下、入学者選抜を実施するに際して検討を要する点や留意すべき事項を列举する。

① 一般入試について

- ・一般入試の時期、回数、入学定員との割合
- ・一般入試の方法（ユニーク・アラカルト方式等）
- ・面接、小論文の取扱い
- ・実技テストの有無
- ・外国語におけるリスニングテストの取扱い
- ・入試得点の公表
- ・歩留まりの予測
- ・合格発表の時期と方法
- ・入学手続後の入学辞退
- ・納付金の返還方式と二段階方式
- ・補欠並びに補欠者からの繰上げ合格

② 推薦入学について

- ・指定校制を取り入れるか、取り入れる場合の指定基準と条件
- ・推薦入学者の割合（入学定員に対する）
- ・同一校からの推薦人数の制限
- ・過年度卒業者の推薦受入れ
- ・推薦基準（指定校制をとらない場合）
- ・推薦入学における選抜方法（一芸一能等）
- ・小論文、面接、実技テスト
- ・推薦入学における専願・併願について

- ・推薦入学の入学辞退
- ・推薦入学者選抜の実施時期
- ③ アドミッション・オフィス（AO）型入試について
 - ・アドミッション・オフィス（AO）型入試（以下 AO 型入試という。）の方法・時期・回数
 - ・入学定員に対する AO 型入学者の割合
 - ・AO 型入学者への入学後のフォロー体制
- ④ 特別選抜について
 - ・社会人の受入れ
 - ・帰国子女の受入れ
 - ・障害を有する者の受入れ
- ⑤ 外国人留学生の受入れについて
 - ・日本留学試験の活用
 - ・書類選考の活用などによる渡日前の入学許可
- ⑥ 入試体制について
 - ・担当部署
 - ・入試委員会
 - ・出願者、採点者、試験監督
 - ・入試問題作成・チェック機能
 - ・出題ミス・合否判定ミス等の防止、対応
 - ・自然災害を含む不測の事態における危機管理
 - ・入試手当
- ⑦ 事務処理について
 - ・願書の受付
 - ・判定資料の作成
 - ・入試問題の保管
 - ・答案、判定資料の保管
 - ・入試事務処理の電算化
 - ・試験会場、採点会場
 - ・個人情報の保護に関する法律への対応
- ⑧ 広報活動について
 - ・進学説明会
 - ・オープンキャンパス
 - ・募集要項

- ・学校案内パンフレット
- ・広告・宣伝関係

18. 備考

各大学は、所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行う。

なお、「平成23年度入試大学入学者選抜実施要項」から、アドミッション・オフィス（AO）入試の願書受付を8月1日以降に限定し合否判定に筆記試験の成績などによる学力確認を求めること、また推薦入試においては推薦書・調査書だけで入学志願者の能力・適正等の判断が困難な場合には同様の学力確認を行うこと、高等学校の教科の評定平均値を組み合わせること、との方針が盛り込まれた。

第2章 学籍と学籍（学生）異動

1. 学籍簿と指導要録

学籍簿は、1900年（明治33年）小学校令施行規則で定められ、その様式は、氏名、生年月日、住所、入学・卒業年月日、退学年月日、理由、保護者氏名、住所、職業、児童との関係、学業成績（学年別、教科別、操行）、在学中出席及欠席（出席日数、欠席日数）、身体状況（身長、体重、胸囲等九項目）、備考等の欄からなっていた。

戦後、学籍簿は、中学校・高等学校の累加記録摘要と一本化され、名称が指導要録に改められた。指導要録は、校長が、入学した生徒等について作成し、学校に備え付け、保存しなければならない表簿であり、進学の際はその抄本（高等学校の調査書に当たる）を、転学の際はその写し及び抄本をそれぞれの進学先に送付しなければならない「指導及び外部に対する証明等のために役立たせる原簿としての性格をもつ」ものとされている。

指導要録の内容は、「学籍」の記録と「指導の過程及び結果の要約」の記録の2つの部分からなっており、その様式については、高等学校生徒指導要録では、1葉表裏2面に編成されていたが、平成5年7月の様式例の改訂により、別葉編成となり、学籍の記録を1葉表1面に、指導に関する記録を別葉の表裏2面に記載することになり、卒業後は別とじにして保存することになっている。その保存期間は、「学籍の記録」及びその写しは20年間、他は5年間と改められている（平成6年4月1日以降入学生徒分から適用する。）。

短期大学では、指導要録に相当する表簿として、学籍原簿、成績原簿（単位修得簿）、健康診断簿などを作成し、備え付け保存している。

2. 学籍の記録

指導要録の一部である「学籍の記録」の部分（短期大学の学籍簿に相当する）の具体的内容は、「学校名、所在地、課程名・学科名、生徒（氏名、生年月日、現住所）、保護者（氏名、現住所、生徒との関係）、保証人（氏名、現住所、生徒との関係）入学前の経歴、入学・編入学・転入学年月日、転学・退学年月日、卒業年月日、卒業後の進路、備考」の記録である。したがって、学籍とは、当該学校に在学した者の身上及び在籍に関する記録事項を指している。

学籍の記録事項に異動を生じたときは、速やかに加除訂正しなければならないことは表簿として当然のことである。

本人の住所、保護者等身上の事項については、その届出によって、休学、退学等在籍に関する事項については、教授会の議を経て、学長の定めるところによって処理されることになる。

在籍に関する異動の年月日は、教授会の議を経て学長の定める日付である。必ずしも教授会開催

日とは限らない。日付は、授業料納付、単位認定等と関連するので明確にしておく必要がある。

以下、在籍に関する記録事項についてとりあげる。

(1) 入学

A. 入学の意義

入学するということは、法的には、短期大学と学生の間における契約の一種、在学契約（在学関係）の締結と考えられ、私立学校の場合は、学校教育をほどこすことを内容とする公的な性格をもつ私法上の契約（関係）であるとされている。

入学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

B. 入学許可と入学（許可）の取消し

入学するためには、学校教育法第90条第1項に規定されている入学資格を有する者が、当該短期大学の実施する入学試験等に合格し、定められた期間内に入学手続を完了し、入学の許可を得ることが必要である。ここで所定の入学手続とは、通常次の①～④をいう。

- ① 学生納付金（入学金、授業料、施設費、その他）を納入すること
- ② 誓約書を提出すること
- ③ 高等学校（出身校）等の卒業証明書を提出すること
- ④ 当該短期大学が指定する書類（例えば、身上書、写真）等を提出すること

入学手続を完了し、入学の許可を得た後、次のような場合は、短期大学の一方的な意思により、入学許可を取消することができる。

- ① 入学資格となる最終学校を卒業できなかったとき
- ② 入学試験に不正な手段を用いたことが判明したとき
- ③ 調査書等に虚偽の記載があったとき

C. 入学の期日・時期

- ① 原則として、入学の時期は学年の始期であり、入学年月日は入学許可の日付である。

入学許可の通知が4月1日より前の場合は、学年の規定により4月1日から発効することとなるので、入学年月日は4月1日である。ただし、入学式への出席を入学許可の条件としている場合は、入学式の日付となる。

- ② 入学許可の通知が4月1日以降の場合は、入学許可通知の日付又は入学式の日付となる。
また、入学試験の実施がやむを得ない事情で遅れた場合、教育課程に編成された年間の教育内容が通常の授業形態で消化し得る程度内で、入学許可を遅らせることは許されることと考えられる。しかし、その場合も4月中が限度と考えられる。
- ③ 短期大学は、学年の途中においても学期区分に従い学生を入学・卒業させることができる。

○学校教育法施行規則

第 59 条 小学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第 163 条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

- 2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

(注) 学年の規定は、教育課程編成上の単位期間を定めたものであって、4 月 1 日を入学期日と定めたものではない。修業年限や在学年限の期間も、民法第 143 条（暦による計算）の規定にしたがって計算するほど厳密な意味での期間を考えているわけではない。

D. 在学と在籍

① 修業年限と在学年限

学校に入学し、教育課程を修了するために必要な最小限の在学すべき年数を法は定めている。これを修業年限といい、短期大学では「2 年又は 3 年」となっている。

学生が、短期大学の修業年限を超えて在学できる年数の限度を在学年限というが、これについては、法的に定められていないので、多くの短期大学では、これを学則で定めている。修業年限の 2 倍としているところが多い。

○学校教育法

第 108 条 大学は、第 83 条第 1 項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

- 2 前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第 87 条第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限を 2 年又は 3 年とする。

- 3 前項の大学は、短期大学と称する。

(4～8 は略)

② 在学期間と在籍期間

修業年限、在学年限は、最短、最長の在学期間であるが、この在学期間には、休学等学修状態を休止している期間を含めない。ここにいう在学とは、当該学校に在籍し、かつ学修状態に在るという意味で用いられ、在籍は、本人（名前）が学籍に在るという意味で用いられ、在学期間と在籍期間は区別される。休学期間は、在学期間には含めないが、在籍期間には算入する。例えば、修業年限が 2 年の場合、休学期間が 1 年間、単位不足のため 1 年留年して卒業すると、在学期間は 3 年、在籍期間は 4 年となる。

③ 長期履修学生

社会人の様々な学習需要に対応し、短期大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受入れを一層促進し得るよう、長期履修学生制度が設けられた。

○短期大学設置基準

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

上記短期大学設置基準の改正の留意点は次のとおりである。

計画的な履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）は、修業年限在学することが予定される学生よりも1年間又は1学期間に修得する単位数が少ないことを踏まえ、在学者数が収容定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生の在学者数は、その実際の人数に、修業年限を当該学生が計画的に教育課程を履修することを認められた一定の期間で除して得た数を乗じて算定することとする。

ただし、入学者の受入れに当たり同様の算定方法により算定して入学定員を満たす数の入学者を受け入れることとすると、長期履修学生が修業年限を超えて在学する時点で在学者数が収容定員を超える事態を招くことから、入学者数が入学定員を超えているか又は満たしているかを判断する場合には、長期履修学生と修業年限在学することが予定される学生とを区別せず、その実際の人数で算定するものとする。また、各大学において修業年限在学することが予定される学生と長期履修学生との履修形態の変更を認めるに当たっては、上記在学者数の算定方法によって在学者数を算定した場合に在学者数が収容定員を超えない範囲内で変更を認めることとする。長期履修学生への履修形態の変更は、長期履修学生として履修することが適当であるかどうかを十分に検討した上で適切に行うこと。

このほか、長期履修学生は修業年限を超えて在学することから、その授業料については、修業年限在学することが予定される学生との均衡に配慮しつつ、学生の負担軽減を図る観点から、修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができるようにしたり、履修する単位数に応じて授業料を納めることができるようにするなど、設置者の判断により適切な方法で徴収することが望ましいこと。

(2) 卒業

A. 卒業の意義

入学が、在学契約、在学関係の成立であるとするならば、卒業は在学目的達成による在学契約、在学関係の解除、終了であるといえる。入学は在学関係の入口であり、卒業はその出口である。

B. 卒業年月日

教育課程の修了の認定、すなわち卒業の認定は、教授会の議を経て学長が定める事項である。卒業の期日は、形式上は学年の終期 3 月 31 日とされているが、短期大学の事情により、若干早めることは許容され運用されている。

一般に、卒業の期日は、課程の修了を認めた卒業証書に表示される日付とされ、これが、学籍の記録上の卒業年月日となる。

○学校教育法施行規則

第 144 条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

(3) 学籍（学生）の異動

A. 休学・復学

休学とは、学生が在籍のままで、一定期間学修状態を休止するということである。休学は教授会の議を経て学長が定める事項である。

休学には、学生が病気などやむを得ない事情により願い出て、許可を得て休学する場合と、疾病のため休学を命ぜられる場合がある。

短期大学の多くが、休学は修学（就学）できない状態がある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常、その期間中は、授業料が免除され、また、その期間は最長在学年限に含まれないものとしている。したがってあまり短い期間について休学の措置をとる必要はなく、2～3 か月以上修業が不可能な場合に休学とすることができるものとしている。

休学期間は、一般的に休学の理由が消滅するまでの期間とし、引き続いて休学できる期間は 1 年、特別の理由があるときは、さらに 1 年程度の延長を認めることができるとしている例が多く、通算して休学できる期間は修業年限と同年数程度としているようである。

休学の理由の消滅した場合には、休学期間にかかわらず願い出て、許可を得て復学することができる。また、期間中に休学理由が消滅しない場合には、改めて期間の延長を願い出て、許可を得なければならない。

なお、病気で休学していた場合には、診断書（治癒証明書）を提出させ、確認する必要がある。また、復学の時期は、休学期間の設定と同様、修業年限、単位認定、授業料の納入等に関係

するので、その取扱いに注意する必要がある。

B. 留学

留学とは、通常「海外留学」と解され、外国の短期大学又は大学で学修することをいう。短期大学生の在学中の留学には2つの場合がある。

1つは、短期大学の定めるところにより、在学のまま外国の短期大学又は大学で学修する場合であり、他は、在学中に休学の許可を得て、外国の短期大学等で学修する場合である。これらの場合の学生の取扱いは、学籍上、前者は留学であり、後者は休学である。

これらの学修の期間は、前者は在学期間、後者は休学期間に算入されることとなる。学籍上の留学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

この留学の制度は、昭和57年3月の短期大学設置基準の一部改正によって設けられたものであるが、平成3年6月の基準改正によって、留学分を含めて単位互換による単位認定が30単位まで認められることになったので、在学のまま留学して、修業年限を延長することなく卒業できるようになった。さらに平成11年3月の改正で、留学により修得した単位のみで30単位まで認められるようになり、ますます短期大学における留学制度の活用が期待されている。

○短期大学設置基準（昭和50年4月28日文部省令第21号）

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条

（第1項、第2項略）

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあつては、30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあつて

は、45 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあっては、53 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあっては 45 単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

（昭和 57 年 3 月 23 日文大技第 108 号）

I 改正の趣旨（略）

II 改正の要旨及び留意点

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等（略）

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

(1) 留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(2)（略）

(3) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

(4)（略）

(5) (1) によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

(6)（略）

C. 転学・転籍（部・科）

転学とは、他の短期大学へ、あるいは他の短期大学から転入学異動することをいう。転学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

転部、転科は、同一短期大学内での学科・専攻間、第 1 部（昼間）、第 2 部（夜間）間の転籍異動をいう。

転籍異動については、入学時には異なる入学試験を経て学科等の所属が決定されていることを考慮すれば、一般的には、正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的措置である。

これらの場合の異動年月日は、転学・転籍先の受入れ年月日の前日とし、受入れ学校名、部・科・専攻、学年及び理由を記入するのが通例である。

D. 退学

退学とは、修業の中途において在籍関係を解除することである。退学は、教授会の議を経て学長が定める事項である。

退学には、その手続きにより、願出によるもの、懲戒によるもの及び届出によるものがある。

① 願出による退学

学生の意志により退学願を提出し、許可を得て退学する場合である。これは、学校、学生双方の了解のもとに在籍関係を解除する場合で、後日、退学理由の解消したときは、願い出て、もとの学科・年次へ再入学が許可されることがある。この場合、再入学前の既修得単位、評価、在学年数等は学内規定に基づいて認定・通算されるのが一般的である。

② 懲戒による退学

これは短期大学の学則に基づいて、学長が行う懲戒による退学処分である。

③ 届出による退学

学生が死亡したときは、短期大学の処理（許可、命令）を待つまでもなく在籍関係は消滅するので、学則上特に規定する必要はない。事務処理上は、保証人から死亡届の提出を受け、教授会に報告し、学籍上は、死亡年月日、理由等が記録されることになる。

E. 除籍・復籍

除籍とは、在籍している状態から在籍していない状態になることである。

除籍は、一般的に学費未納や修学期限などの理由により、学則に基づいて在籍関係の解除が事務処理的に行われるものである。懲戒処分としての退学と異なり、懲戒としての性格はもたない。したがって、証明書の発行等は、「退学」となった者と同様の取り扱いが行われるのが一般的である。

除籍に該当する項目については法令上の根拠がないので、学則に定めておく必要がある。学則には通常、次の事項があげられている。

- ・在学年限を超えた者
- ・休学期間を超えてなお修学（就学）できない者
- ・授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- ・長期にわたり行方不明の者

上記の事項のうち、「授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者」については、大学によっては、一定期限内に納付することによって、除籍された状態から在籍している状態に戻る事が可能な場合もある。（復籍）

なお、復籍に関する手続きについては、学則等に規定しておく必要がある。

3. 学籍に関する諸問題

(1) 学生納付金

入学することによって、学校と学生の間には在学関係が成立すると、両者の間に権利義務の関係が生じ、学校の教育の提供に対し学生はその反対給付（対価）として入学金・授業料等の学生納付金を納入する義務が生じてくる。

したがって、納付金を滞納した場合は、契約の不履行として、契約の解除（退学〈除籍〉）もあり得る。学生にとって納付金を完納することは、在学関係を成立させるための条件であり、単位の修得や修業年限の在学等は、在学目的を成就するために必要な条件である。どちらも、学業を修了（卒業）するために欠くことのできない要件である。

そのため、授業料等の納付金額と納入方法については、学内規程に明確に定めておく必要がある。ここで問題になるのは、休学期間中と復学に際しての授業料の取扱いである。

A. 休学中の授業料

休学が大学の利用関係を休止することから、休学期間中の授業料は通常免除されることになる。

一般的には「休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する」が、学期の途中から復学することが困難な場合もあるので、その場合は休学期間の終期を学期の終りに合わせておく都合がよい。

なお、短期大学によっては休学期間中の授業料に代って在籍料という形で学費の一部を徴収する場合もある。

B. 復学者の授業料

一般的には「学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納入しなければならない。」となっているが、学期の始めでないと復学が困難な場合が多いと考えられるので、その場合は復学の時期を学期の始めとする旨学内規程で定めておく都合がよい。

なお、休学者・復学者の授業料の納入について上記例のような規程とするときは、細則で延納についてばかりでなく、特別の事情があると認められる場合は月毎の分納を認める旨の規程を設けておく必要があると考えられる。

(2) 懲戒

学生に対する懲戒については、学長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、一定の定められた範囲でこれを加えることが許されている。

一般に学校における懲戒には、2種類があると解されている。その1つは、日常の教育活動における教育効果をあげるために、叱責したり、戒めたり、反省を促したりすることである。もう1つ

の懲戒とは、学校教育法施行規則第26条第2項にあるように、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う退学、停学及び訓告の処分である。

法的効果を伴う後者の懲戒は、教授会の議を経て学長が行う事項であり、在籍関係の解除、在学状態の一時停止などを伴う場合は、学籍異動記録の対象となる。

A. 退学

懲戒による退学処分は、在学・在籍関係の強制的解除であり、学生は在学関係・学生としての身分を失うことになる。

退学処分の対象となる者については、学校教育法施行規則第26条第3項で定められている。

B. 停学

停学は、学生に対して一定期間登校を停止し、授業等の受講権利とともに、学校の施設設備の利用権を一時停止するものであるが、学生としての身分（学籍）を失うものではない。停学の細目については内規等で定めておくことが必要である。また、処分の目的・性格等から、卒業要件としての在学期間には停学の期間を算入しないが、最長在学期間（在学年限）には算入する。

ただし、停学期間が短期間の場合には、教育上の見地からその実情に合わせて、卒業要件としての在学期間を延長しないこともあり得る。

なお、停学期間中の退学はあるが、停学期間中に休学することは停学の趣旨から認められない。停学期間と休学期間は明確に分離して許可する事項である。

C. 訓告

訓告は、通常、学生の身分までは影響の及ばない懲戒であり、学生には口頭（又は文書）で行い、必要に応じて告示する。ただし、その回を重ねた場合には停学、退学等の対象となり得るので、単なる教室内での叱責とは異なるものである。

○学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（略）、特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号の一に該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- 4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

(3) 科目等履修生・研究生・委託生

短期大学には、正規の課程の学生以外に、科目等履修生（聴講生を含む）・研究生・委託生を受入れているところもあり、その場合の取扱いは、各短期大学が、受入れに必要な事項を学則で規定しているのが通例である。

A. 科目等履修生

短期大学の定めるところにより、1又は複数の授業科目を履修する者を科目等履修生といい、科目等履修生に対して単位を与えることができる制度が、平成3年度に創設された（短期大学設置基準第17条）。

科目等履修生に対する単位の授与については、正規の単位の授与であることから、短期大学設置基準第13条に定められる単位授与と同じ手続きによることとされており、単位修得証明書が交付される。

なお、単位の修得を希望せず単位の授与を必要としない者については、単位の修得を伴わない履修も認められる（聴講生）。

科目等履修生の受入れについては、正規の学生ではないので、各短期大学において、それぞれ定めることとなるが、出願資格を「高等学校卒業又はそれと同等以上と認められる学歴を有する者」としている短期大学が多い。

その他、国の制度としての「大学等委託訓練コース」「教育訓練給付制度」により科目等履修生として講座を受講するケースも増加している。

B. 研究生

特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を許される研究生の制度がある。この場合、授業科目の聴講については、指導教員が必要と認め、かつ正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されている。

C. 委託生

学校その他の機関からの委託により、特定の授業科目の聴講、あるいは特定の研究課題についての研究を行うことを許可される委託生の制度がある。委託生の場合も、科目等履修生（聴講生）・研究生同様、正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されるのが通例である。

4. 学籍に関する証明書

証明書はその学生の在籍中の事実を証明する公的文書である。その発行にあたり、本人からの交付申請によることを原則とし、使用目的が明確であることが望ましい。

卒業証明書（卒業見込証明書）、在学（在籍）証明書及び成績証明書、単位修得証明書等は原本に基づいて発行されるが、その様式については法令等の規定がなく、各短期大学がそれぞれ様式を定めて発行している。その証明書の記載内容のうち共通の事項は次のようなものである。

氏名、生年月日、学科・専攻名、証明内容・事項、証明書発行年月日、証明書番号、証明者（学長）職氏名、職印

- ① 卒業見込証明書については、単に最終学年に在学しているということだけでなく、履修登録科目の単位を修得した場合に卒業要件を充たすか否かを確認する必要がある。
- ② 在学証明書は現に在学中の者（停学中の者を含む）に対して発行し、在籍証明書は休学中の者及び退学（除籍を含む）した者に対して発行する。通常、休学している場合は、「〇〇年〇〇月〇〇学科（専攻等）に入学し、在籍していることを証明する。ただし〇〇年〇〇月〇〇日から休学中である」とし、退学している場合は、「〇〇年〇〇月〇〇学科（専攻等）に入学し、〇〇年〇〇月〇〇日付にて退学した者であることを証明する」というように記載するのがよいと思われる。
- ③ 成績証明書は、すでに修得している科目の成績（単位）を証明するものである。なお、就職活動及び編入学等に必要な場合は、現在履修中の授業科目についても表示することが望ましい。
なお、退学（除籍を含む）した者又は休学中の学生の成績証明書にも退学の期日、休学の期間等を記載することがよいと思われる。
- ④ 最近、外国の大学へ編入学（留学）する学生が多くなっているが、その場合、短期大学で発行する欧文の証明書には学長又は証明書の管理責任者のサイン、短期大学の刻印等が必要である。
この場合、外務省に登録済みの刻印が必要とされる国もある。また、成績証明書等については履修した授業科目の内容が受入れ側に十分理解されるような方法を考えることも必要である。

5. 学籍簿の編成と保存

(1) 学籍簿等の編成

学校教育法施行規則第24条及び第28条において、指導要録、その写し及び抄本の作成・保存について定めている。

指導要録は、児童等の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録した表簿であり、戦前の学籍簿の名称を変更したものである。

短期大学では、これに相当する備付表簿として、学籍簿、成績原簿（単位修得簿等）、健康診断簿等をそれぞれ別に編成して保管している。

短期大学における学籍簿の記載内容は、指導要録のうち「学籍の記録」に相当するものであり、その様式については、特に画一されたものはないのが現状であるが、一般的な記録事項は、次のとおりである。

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 短期大学・学科・専攻名、学籍番号
- ③ 入学・卒業年月日
- ④ 在学中の異動（事項・年月日・事由等）
休学、復学、留学、退学、除籍、再入学、転入学、転籍、取得資格
- ⑤ 本人の写真
- ⑥ 本籍地（都道府県名）及び現住所
- ⑦ 出身高等学校名、卒業年月日
- ⑧ 保証人・保護者氏名、住所等
- ⑨ 備考欄

なお、外国人の氏名については、「在留カード」（外国人登録証明書から、2012年7月9日から、名称変更）に記載されている氏名とするのが適切である。ただし、「通称名」を希望する場合は、学生の不利益にならないよう可能な範囲において配慮する必要がある。

学籍簿の記録事項に異動・変更が生じた場合には、速やかに加除訂正する。なお、学生からの届出による訂正については、所定の変更届を提出させる必要がある。

○学校教育法施行規則

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
 - 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
 - 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
 - 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - 七 往復文書処理簿
- 2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

（略）

（2）学籍簿等の保存・管理

学校の備付表簿の保存期間については、学校教育法施行規則第28条第2項に定めている。

これまで指導要録及びその写しは20年間、その他の表簿（指導要録の抄本を除く。）にあっては5年間これを保存しなければならないことになっていた。これが改正され、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分だけがその保存期間が20年間、その他の部分は5年間に改められた（平成6年4月1日以降作成分から適用する。）。

短期大学の学籍簿は、学籍の記録の部分に相当するので、その保存期間は20年間、健康診断簿等はすべてその他の部分に相当するので、その保存期間は5年間ということになるが、多くの短期大学では、学籍簿等は永久保存に近い扱いをしているのが実状のようである。

学籍簿等備付表簿は、いつでも利用できるように分類（入学年度、卒業年度、学科、専攻、課程、氏名の50音順、学籍番号、異動種別等）しておく必要がある。

学籍簿等の記録内容は、学生ひとりひとりのプライバシーにかかわる事項でもあるので、その利用及び保管に当たっては、特にプライバシー保護の観点から、格別の配慮が必要であることはいうまでもない。

特に、保存期間経過後の取扱いについては、「学校教育法施行規則の一部改正について（通達）」（平成5年7月29日文初高第202号）において、「大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、その他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。」を留意事項としてあげている。

また、従来は手書きによって原本が作成されてきたが、最近はコンピュータを導入して成績処理を行っている短期大学が殆んどで、出力した資料や、入力した資料をそのまま永久保存することも工夫されているが、ハードディスクや光ディスク等の記録媒体と同時に、保存管理の面で技術的に未だ若干の問題があるようである。

保管については、細心の注意を要すると同時に不時の災害に備える工夫も必要である。耐震、耐火の構造の書庫や、コンパクトな記録媒体に転写したり、原本と副本を作成するなど、万一に備えて安全対策をたてておくことが大切である。

○学校教育法施行規則の一部改正について（通達）（平成5年7月29日文初高第202号）

1 改正の趣旨

今回の改正は、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成3年3月15日文部省令第1号）の附則（以下「附則」という。）を改正し、高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の進学の際の取扱い及びその保存期間について改善を行ったものであること。

2 改正の内容

- (1) 生徒等が進学した場合において、従前は指導要録の抄本を進学先の校長に送付することとしていたが、これを抄本又は写しを送付するよう改め、平成 6 年 4 月 1 日以降に生徒等が進学又は転学した場合から適用すること。(第 12 条の 3 第 2 項及び第 3 項、附則第 2 項関係)
- (2) 指導要録の保存期間について、従前は 20 年間としていたが、これを入学、卒業等の学籍に関する記録以外の記録については 5 年間に改め、高等学校については平成 6 年 4 月 1 日以降に第 1 学年に入学した生徒(学校教育法施行規則第 64 条の 3 (現在は 103 条) 第 1 項に規定する学年による教育課程の区分を設けない場合にあっては、同日以降に入学した生徒(同規則第 60 条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。))に係る指導要録及びその写しから、大学、短期大学、高等専門学校については、平成 6 年 4 月 1 日以降に作成された指導要録及びその写しから、それぞれ適用すること。(第 15 条第 2 項、附則第 3 項関係)

3 留意事項

- (1) 上記 2 の (1) については、進学先における利用等に配慮して適切に運用されることが望ましいこと。
- (2) 上記 2 の (2) については、平成 5 年 7 月 29 日付け文初高第 162 号「高等学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部生徒指導要録の様式例等の改訂について(通知)」により高等学校の指導要録について、学籍に関する記録と指導に関する記録とを別葉として編成する様式例を示したところであり、高等学校の指導要録の指導に関する記録については、保存期間経過後は生徒の進路の状況等に配慮しつつ、プライバシー保護の観点から適切な時期に廃棄などの措置がとられることが望ましいこと。

また、大学、短期大学及び高等専門学校の指導要録の保存期間経過後の取扱いに関しては、学生の進路の状況等に配慮しつつ、学籍に関する記録として卒業、成績等の証明に必要な記録を保存し、その他の記録については、プライバシー保護の観点から廃棄するなど、適切な措置がとられることが望ましいこと。

第3章 教育課程と履修登録

1. 教育課程（カリキュラム）の意義

教育課程とは、学校の教育の目的や目標を達成するため、法の定める基準に基づいて、どのような教育内容（授業科目）を、どれだけ（単位数）、どのような方法（履修区分・年次、授業期間・方法等）で教授するかを総合的に組織した学校の教育計画であると定義することができる。

教育課程は、教育内容の領域を教科活動中心に構成するか、教科活動と教科外の経験領域を含めて構成するかによって、教科カリキュラムと経験カリキュラムに区別されている。高等学校までの学校では、後者の立場をとっている。ここでは前者の立場をとる。

2. 教育課程に関する法的規制

(1) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業までに、学生はどのような能力の習得を目指すのか、達成すべき具体的な「学修成果」を設定したものが、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）である。そして、この方針で定めた達成目標を、短期大学士課程教育において実質化・体系化を図らなければならない。その方策・手段が、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）である。教育課程を編成する上で最も重要な課題は、教育目的を達成するためにどのような授業科目を開設し、どのように編成するかである。

短期大学設置基準では、短期大学がその教育目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することを原則的に義務づけるとともに、体系的に教育課程を編成するに当たっては、教育内容の上で、短期大学が大学教育として必要な専門教育と一般教育等のそれぞれの教育が目指すところに配慮しなければならないことを義務づけている。

教育課程が全体としてどのような能力を育成し、どのような知識、技術、技能を修得させようとしているか、そのために個々の授業科目がどのように連携し関連しあうかが分かるようにカリキュラム・マップとして図示化をすることでカリキュラム全体をとらえやすくすることができる。

カリキュラム・マップ（作成例）

学科のディプロマポリシー（DP）Ⅰ～Ⅴ

科目	科目の到達目標		◎ DP 達成に特に重要な目標 ○ DP 達成に重要な目標 △ DP 達成に望ましい目標				
			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ
科目 A	「科目 A」の到達目標	1	◎				
		2		○	△		◎
		3			○		◎
科目 B	「科目 B」の到達目標	1		◎		○	
		2			◎	○	
		3	◎				△

○短期大学設置基準

（教育課程の編成方針）

第 5 条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（2）教育課程の編成方法

短期大学の教育課程の編成方法については、短期大学設置基準第 6 条で「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」と規定し、授業科目の履修上の区分を設けて教育課程を編成することを義務づけている。

A. 必修科目と選択科目の区分

必修科目は、教育目的を達成するために、学科・専攻等に所属する全学生が履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、学科・専攻等に必要な共通・基礎的な知識・技能の修得、基礎的能力の育成、体系的学修の達成等をめざすものである。

選択科目は、教育目的を達成するために、特定の科目の中から選択して履修し、修得することを義務づけている授業科目である。これは、個性に応じて選択させ、特殊・多様な学修や能力の展開を期待するものである。

なお、必修科目、選択科目の開設比率については特に規制はないので、教育目的に照らして各短期大学で定めることになる。

B. 授業科目の履修年次の区分

各授業科目を各年次に配当して教育課程を編成することを義務づけている。この規定の趣旨は、修業年限の2年間（又は3年間）において、卒業要件単位数を修得するために必要な授業科目の学修時間を各年次に適切に配分するとともに、各授業科目間の内容的継続性・関連性・体系性等（初級・上級、概論・各論、講義・演習又は実習、専門・教養等）に応じて適切に学修できるようにするためであると考えられる。

(3) 単位・単位数

短期大学設置基準は、授業科目の内容に必要とする学修等を示す単位・単位数の計算方法について規定している。

A. 授業科目の単位数

「各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。」（第7条）と定めている。

B. 単位数の計算方法

短期大学が単位数を定めるに当たっては、「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して」（第7条）1単位の授業時間数を、短期大学設置基準に定める範囲において、各短期大学が弾力的に定めることができる。なお、講義科目であれば1単位あたり最低でも15時間の授業時間の確保が必要とされている。

○短期大学設置基準

（単位）

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

○大学設置基準の一部を改正する省令等の施行について（通知）（平成 19 年 7 月 31 日 19 文科高第 281 号）

4 二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準に関する事項

大学設置基準第 21 条第 2 項第 3 号は、一の授業科目について、講義と実習などの複数の授業の方法を組み合わせた授業科目の導入が容易にできるよう、その取扱いを明確化したものであること。なお、同項同号の規定により単位数を計算する場合においても、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするものであること。また、「前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間」を定めるに当たっては、例えば、講義と実験とを組み合わせる授業科目の場合は、講義及び実験の授業時間数をそれぞれ x 、 y とすると、 $ax + by$ （ a ：1 単位の授業科目を構成する内容の学修に必要とされる時間数の標準である 45 時間を同項第 1 号の規定により講義について 15 時間から 30 時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値、 b ：同じく 45 時間を同項第 2 号の規定により実験について 30 時間から 45 時間を同項第 2 号の規定により実験について 30 時間から 45 時間の範囲で大学が定める時間数で除して得た数値）が 45 となるように x 及び y の値を定めること。

（5～8 は略）

9 その他

上記 1～8 に記載する事項は、大学設置基準だけでなく、高等専門学校設置基準、大学院設置基準、短期大学設置基準及び専門職大学院設置基準における同様の改正事項についても、同様の考え方であること。なお、上記 1、4、6 及び 7 については、平成 18 年の大学院設置基準の改正により、大学院について既に設置されているものであること。

C. 卒業の要件

「修業年限が 2 年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得することとする。修業年限が 3 年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に 3 年以上在学し、93 単位以上を修得することとする。」（第 18 条）と規定している。

D. 単位制と学年制

卒業認定制度に関して、所定の単位数の修得を卒業認定の要件とする制度を単位制といい、学年の区分ごとに学年の課程を定め、全学年の課程の修了を卒業認定の要件とする制度を学年制という。

通常、中学校までは学年制を、高等学校では単位制と学年制を併用し、短期大学では単位制をとっている。

なお、短期大学においても、体系的・段階的学修ができるよう授業科目を年次に配当するとと

もに、年次ごとに必修単位数や必要修得単位数に限度を設定して指導し、教育効果をあげているところもある。この場合においても単位制のもとでは、原則として留年の制度はない。

(4) 授業期間

「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。」(第8条)と規定して、従来の210日という日数の規定がなくなった。これは、学校5日制の導入を可能とするためとされている。

「各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。」(第9条)とし、これは3学期制又は2学期制に対応するものである。

しかしながら、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、定期試験、追試験、再試験、休講のための補講、文化祭、体育祭等を行うので、1年間に35週程度を用意する必要があるということになる。すなわち、単位計算基準からは30週でよいものを、「35週にわたることを原則とする」としているのはそのためである。

また、定期試験は10週又は15週の授業時間に含めてはならないことに留意しなければならない。このことは平成20年12月24日の中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」にも明記されている。

「ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」(第9条)と規定し、知識伝達型の授業から、教員と学生が双方向に意思疎通を図る授業への改善を行うなど、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進するためのものであり、従来から一般的である週1回の講義に限らず、同一科目の週複数回講義等の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービス・ラーニングの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事暦の設定を可能としたものである。

○短期大学設置基準

(1年間の授業期間)

第8条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第9条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(5) 授業時間

各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め1時間をもって算定の基準としている。

この単位時間については、学校教育法施行規則別表第 1 及び第 2 の備考 1 に、また、学習指導要領の「常例」においても、小学校が 45 分、中・高等学校が 50 分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や研究成果から割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における 1 時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、時間割の編成上、2 時間（90 分あるいは 100 分）単位とし、それを 1 コマとしている短期大学が多い。

(6) 授業の方法

授業の方法については、短期大学設置基準第 11 条第 1 項において、「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。」と規定している。一般的に言えば、講義は教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業方法、演習（ゼミナール）は教員の指導のもとに共同して研究、調査、報告、討論等を行う授業方法、実験、実習又は実技は、それぞれ実験、実習又は実技を主として行う授業方法である。

授業の方法は、授業科目の単位数計算の拠りどころとなっている。

1 単位の授業時間数は、授業方法に応じ、その授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、短期大学設置基準に定める時間の範囲で、短期大学が弾力的に定めることができる。

授業方法の運用に伴う教育効果や授業時間外に必要な学修などが、単位数計算上正当に評価されるので、授業の教育効果を高めるために、授業方法の併用や演習形式の授業などの積極的な活用が期待されている。

また、短期大学設置基準第 11 条第 2 項では、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業（講義、演習、実験、実習又は実技）を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができることとしている。更に、第 3 項では、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合も、同様であると規定している。

次に、第 4 項において、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができると規定している。

これは、社会人の再教育の推進や地域社会や産業界との連携交流の強化など、教育研究の多様な取り組みが求められている状況において、これらの要請に短期大学が応えていくためには、活動の拠点をキャンパスの中だけに求めるのではなく、教育研究の内容によってはキャンパス外での展開（サテライト教室）が教育的に有効であるという観点から規定されたものである。

この第 4 項の規定に基づき、文部科学省告示第 51 号（平成 15 年 3 月 31 日）において、社会人等を対象とした授業であること等、次のとおり定められている。

○短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件

(平成 15 年 3 月 31 日 文部科学省告示第 51 号)

短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 11 条第 4 項の規定に基づき、大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について次のように定める。

短期大学設置基準第 11 条第 4 項の規定に基づき、短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 1 実務の経験を有する者等を対象とした授業を行うものであること
- 2 校舎及び附属施設において十分な教育研究を行い、その一部を校舎及び附属施設以外の場所において行うものであること
- 3 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、実務の経験を有する者等の利便及び教員等の移動等に配慮し、教育研究上支障がない位置にあること
- 4 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 昼夜開講制

昼夜開講制とは、時間的制約の多い社会人等の便宜に配慮して、同一学部の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度で、短期大学設置基準第 12 条に「教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。」と規定されている。

もともとは夜間学科の学生に対し昼間の学修機会を提供するため昼間学科の履修形態の弾力化を制度化したものであるが、文部科学省は短期大学における昼夜開講制の認可に際し、通常の学科が昼夜開講制をとる場合でも、必ず昼間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編制を行うように指導し、「夜間において授業を行う学科」が昼夜開講制をとる場合にも、必ず夜間時間帯の授業履修だけで卒業可能な時間割編成を行うよう指導している。

なお、昼夜開講制を実施する場合には、専任教員数及び校地面積については、教育に支障のない限度において、面積及び教員数を減ずることができるとされている。

3. 履修指導と履修登録

(1) 履修の意義

学生は入学（在学関係の成立）することによって学修する権利を取得する。短期大学は学生に対し教授（教育）する義務を負う。短期大学の行う授業は教育課程に基づいて行う授業である。学生は学修する権利の行使として、短期大学の行う授業を受けて学修する。授業を受けて学修することを履修という。

学生の在学目的である学修は、短期大学の行う授業を履修することによって実現し、短期大学の行う授業は、学生がこれを履修することによって、その目的を果たすことができる。履修は、学生の行う学修と短期大学の行う授業を成立・実現させる原理的意義をもつ。履修は、学生と短期大学間の在学関係の実現・実践であるともいえる。

短期大学は、授業を履修した者に対してのみ試験の上単位を与えることができるのである。履修は、授業科目の単位修得の前提条件である。

短期大学が、教育課程に基づいて行う授業を適切に計画・実施するとともに、学生にこれを適切に履修させるため、入学時及び学年（学期）の始めに実施している重要な業務に履修指導及び履修登録がある。

(2) 履修指導

履修指導には、当該短期大学及び学科・専攻の教育課程とその履修に関する全般にわたる指導・案内と、当面の授業実施計画・時間割及び履修科目の登録に関する具体的・実務的な指導・案内がある。

これらの履修指導を含め、学生生活全般にわたって、入学時又は学年始めに集中的・計画的に行っている指導・案内がオリエンテーションである。

A. オリエンテーション

各短期大学は、入学式直後（又は直前）に新入生に対し学生生活全般について指導を行う。これをオリエンテーションと呼んでいる。その目的は、新入生を一日も早く大学生活に適応させるとともに、学修に関する諸事項を理解させることにある。また、この期間に、オリエンテーション・キャンプや校外宿泊などを実施して教育効果をあげている短期大学もある。

また、オリエンテーションは、教員・職員・学生会代表が共同してあたるのが通例である。

B. 履修指導の内容

オリエンテーション等で行われている学修・履修に関する指導・案内で、一般的に取り上げられている事項は次のとおりである。

- ① 短期大学、学科・専攻の教育目的・目標
- ② 教育課程（授業科目、単位数、必修・選択、年次配当、授業期間等）

- ③ 卒業要件
- ④ 開設授業科目の概要（講義要項）
- ⑤ 履修に関する規程
- ⑥ 試験・成績評価に関する規程
- ⑦ 図書館利用に関する事項
- ⑧ 免許・資格取得に関する事項
- ⑨ 授業実施計画・時間割と履修登録
- ⑩ その他

これらの事項は、学生必携、履修要項、講義要項、学内諸規程、短期大学要覧等の印刷物を配布して説明が行われるのが通例である。これらの指導・案内の担当は、教員・職員がその内容により分担しているところが多い。

(3) 履修登録

履修登録とは、学生が短期大学の作成する授業実施計画・時間割の中から、その学年又は学期に履修する授業科目を申請（届出）し、短期大学がそれを確認・承認する手続きである。短期大学にとって、それは授業科目の履修者を確定する手続きである。学生はこれによって授業科目に対する学修意志を表明し、承認を得て初めて、授業科目の履修が可能となる。学生にとっては履修登録が単位修得への出発点である。

短期大学は、これによって各授業科目の履修者及び人数を把握・調整・確定するとともに、履修者名簿を作成し、教室配当を適正に行うことができる。また、未登録者、登録ミス等処理し、授業科目に対する学生のニーズを把握することができるなど、履修登録は短期大学が授業を適切に実施・運営し、計画する上で極めて重要な業務である。

A. 登録の方法・時期

履修登録は、通常、年度又はセメスターの初めの定められた期間（約1～2週間）に当該年度に開設されている授業科目の中から履修しようとする授業科目のすべてを本人自身で登録することが原則である。

その時期については、授業開始前に手続きをする方法と、授業開始後一定期間をおいて手続きをする方法とがある。どちらがよいかは一概にいけないが、1～2回程度受講して、講義内容の概要あるいは知識を得てから手続きをする後者の方法をとっている短期大学が多い。

B. 登録の変更・訂正

履修登録を受け付けた後は、正当な理由がない限り科目の追加や取消しを認めるべきではない。しかし、履修登録を相当慎重に行った場合でも、学生の思い違いや書き違いによる登録ミスがどうしても発生する。したがって、履修規程に照らして、誤記入あるいは記入内容に誤りがな

いかどうかを点検する必要がある。特に卒業年次の学生に対しては、卒業要件を満たしているか否かについて十分な点検を要する。この他、授業になじめないとか、ついていけない等の理由で変更を申し出る学生もいるが、いずれにしても履修登録に関する諸規程に照らしてできるだけ速やかに指導し、変更手続を行う必要がある。

なお、未登録者については、速やかに該当者を調査・把握することにつとめ（掲示、文書あるいは電話等による呼出し）、学修継続意志の確認をするなど適切な対応と措置を講じなければならない。

C. 登録の制限

授業を適切に運営・実施するため、履修登録上制限されている事項に、授業科目、単位数及び学生数に関するものがある。

① 授業科目に関する制限

授業の実施計画・時間割は、学科・専攻ごとに、年次別・学期別・クラス別に編成される場合が多い。この場合において、他クラス、他学科、他年次に開設される授業科目の登録は、原則として認められないのが通常である。

また、同一時間帯に開設されている複数の授業科目の登録、いわゆる二重登録は認められていない。

② 履修単位数の制限（キャップ制）

単位制の実質化、各科目の授業時間内及び事前・事後の学習の充実の観点から、学生が各学期で履修する科目の単位数の上限を定めるよう努めなければならないと短期大学設置基準に示されている。

○短期大学設置基準

第13条の2 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

③ 履修学生数の制限

授業科目の内容、授業の方法等により、小人数の授業を必要とする授業科目の場合や、選択科目において受講学生数の調整を必要とする場合などにおいて、履修学生数を制限することがある。

これらの場合、学生数の制限・調整の方法として、先着順、抽選、クラス指定、面接、試験

等があり、学生間の公平を期すこととともに教育効果をあげるという観点を重視して行われている。

D. 登録後の調査と処理

授業運営を適切に行うために、履修登録の完了を待って次の事項を処理する。

① 授業科目・教員別の受講者数調査

受講者名簿作成の基礎資料となるので、的確・迅速に処理する必要がある。

② 教室の適正な配当

当初の教室配当は、ある程度の予測で計画・立案されたものである。したがって、履修登録により受講者数が明らかになったら、教育効果や教室の有効利用の観点から見直し、変更を要する場合には早急に措置する。

この他、付帯施設・設備、教育機器等の貸出と管理、教材や資材の作成等についても同様である。

③ 未登録者への対応

未登録者は、単なる本人の忘失とか届出ミスの場合と、何らかの理由があって登録手続きを行っていない場合とがある。前者については、改めて履修指導の上必要があれば変更登録をさせることになる。後者については、事情聴取の上学修継続意志の確認をし、場合によっては休・退学を勧告することになるが、その指導にあたっては次のような留意が肝要である。

1つは、その理由が身体的・精神的なものによる場合である。医師・カウンセラーによる診断をもとに、クラス担任・保証人と連携をとりながら、学修の継続について協議する。

いま1つは、経済的理由により学修の継続が阻害されている場合である。各種奨学金貸与や授業料徴収猶予の可否、アルバイトの斡旋など、学生課や厚生課と連携をとって指導にあたらなければならない。

第4章 授業と試験

1. 授業の意義

短期大学における教育は、正規の授業と課外活動との相乗効果によってその目的が達成されることとはいうまでもないが、大学生活の諸活動のうち、授業は学校教育の根幹であり、その占める割合は最も大きく、大学生活の中心となっている。

このように、大学生活の中心である授業は、教員と学生が学問を通じて人格的に触れ合う場であるとともに、人間形成上必要とされている知識・技能・態度などを、教員の研究成果を通して計画的に伝達し、教育し、訓練し、開発していくことがその目的である。したがって、教員の熱意と学生の自主的な探究心とがあいまって、その成果が得られることになる。そのために必要とされる施設・設備等を整備することは、授業を補完する上で重要な要件となる。

授業は、授業科目の性質・内容により、さまざまな形態で行われるが、短期大学設置基準第11条で「授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする」としている。実際には、これら単一的方法ばかりでなく、それらの組合せ（併用）による場合も多い。

質保証の観点から平成24年8月の中央教育審議会答申では「学生には事前準備・授業受講・事後展開を通して主体的な学修に要する総学修時間の確保が不可欠である。一方、教育を担当する教員の側には、学生の主体的な学修の確立のために、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫、十分な授業の準備、学生の学修へのきめの細かい支援などが求められる。」としている。

授業の期間、方法等については、「第3章2. 教育課程に関する法的規制」(4)～(6)参照。

2. クラス規模

1つの授業科目について同時に授業を行う学生数、すなわちクラスの適正規模については、短期大学設置基準では人数を明示していない。これは授業の方法や教室の広さ、視聴覚機器等の整備状況その他教育上の諸条件をそれぞれの短期大学が慎重に考慮し、教育の効果がより一層高められるような適当な人数とするよう、自主的な判断が求められているものと考えられる。

○短期大学設置基準

(授業を行う学生数)

第10条 1の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

3. 教育機器

最近、教育工学の発達に伴って板書も大いに改善されるとともに、教員が教育機器を利用する機会がますます多くなってきた。一般的な教育機器で保有台数の多いものは、パーソナルコンピュータ、プロジェクター、OHP、教材提示装置、テレビ、VTR、DVD、ブルーレイディスクプレーヤー、LLなどである。

これら単体又は組合せにより、

- ① 学生の学習意欲を向上させることができる
- ② 教授内容を、早く、正しく理解させることができる
- ③ 授業運営の効率・向上が図れる

などの効果が期待できる。

今後、ますます各種の教育ソフトが開発されるであろうから、語学教育センター、AVセンターなどを設置し、専任の教員・職員を配置することなどが考えられる。

4. シラバスの作成

シラバスは、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となり、授業・学修内容の充実を図るためには不可欠なものである。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

一般に、授業名、担当教員名、講義目的、回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されている。また、教育課程の体系化の観点から、シラバスの内容について学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針、他授業との関連性について第三者による点検を行うなど、授業の工程表として機能するように作成される必要がある。

なお、シラバス作成に関しては、国際的に通用するものとなるよう、以下の点に留意する。

- ・各科目の到達目標や学生の学修内容を明確に記述すること
- ・準備学習の内容や標準学修時間の目安を具体的に指示すること
- ・成績評価の方法・基準を明示すること
- ・シラバスの実態が、授業内容の概要を総覧する資料（コース・カタログ）と同等のものにとどまらず、学生が授業のために主体的に事前の準備や事後の展開などを行うことを可能にすること

5. 授業出席の義務と出欠席調査及び休講に対する補講

学修のために学生は授業に出席しなければならない。出席は単位修得の大前提であり、授業実施時間数の3分の2以上の出席を義務づけている短期大学が多い。成績との相関がきわめて高いこ

とを考えあわせれば当然のことといえよう。

なお、遅刻・早退についても教育上の観点から厳しく指導している短期大学もある。出欠席調査は各短期大学によってそれぞれ異なるが、

- ① 全科目とも担当教員
- ② 少人数学級は担当教員
- ③ 多人数学級は助手又は教務職員、電子機器を活用するなど種々の方法がある。

また、教員は、やむを得ない事情により休講した場合には、短期大学設置基準で定められている授業時間の確保のために、当該休講に対する補講を必ず実施すべきである。補講の実施については、通常の授業時間帯の空き時間、補講期間、土曜日等を活用して実施する場合が多い。

6. 試験の目的

試験は、単位制度の趣旨に基づくものであり、短期大学は授業科目の種類にかかわらず、原則として、試験の上単位を与えることになっている。

試験は、教員にとっては学生の授業の理解度及び到達度を測り評価する手段であり、学生はその評価により学修成果を知ることになる。しかも、その評価は短期大学が社会的に責任を持つものであり、その意義は大きい。

○短期大学設置基準

(単位の授与)

第13条 短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第7条第3項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

7. 試験の方法と種類

試験は、通常多くの短期大学で、筆記、レポート、口述、実技、作品等によって行われている。設置基準では、「短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。」としているが、この場合の〈試験〉とは、履修した授業科目についての到達度を判定するための方法の意味であり、筆記試験、レポート、実技テスト等が含まれる。いずれにしても何らかの判定方法が必要であり、単に日ごろの授業態度や出席状況だけで単位を与えることはできないものと考えられる。

試験には、定期試験、平常の授業時間中の試験、追試験、再試験などがある。

- ① 定期試験

学年暦に定められた学期末・学年末の一定期間に行う試験であり、現状では最も重要な試験

である。

② 平常の授業時間中の試験

授業担当教員が必要に応じ、随時行う試験である。

③ 追試験

病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する試験であって、診断書など欠席の理由を証明できる書類を添えた願書によって許可される試験である。やむを得ない理由ということについては、予想される事柄をあらかじめ指導しておくことが必要である。

④ 再試験

試験の結果不合格になった科目について、再度試験を行う制度である。この試験は、学生に権利があるのではなく、あくまでも科目担当者の判断であり、教授会の判断である。したがって、再試験については、何らかの制限を付している短期大学が多い。

本来、不合格科目は次年度等に再履修が望ましい。その意味からも再試験については、試験規程にその資格や基準を定めておく必要がある。

8. 試験の実施時期

定期試験を行う時期は、学年暦で定められているのが通常である。前期定期試験は夏期休暇前に実施している短期大学が多く、また、後期定期試験は入学試験日程との関係もあり、1月末から2月上旬までに実施する短期大学が多い。ただし、前・後期の授業時間数の確保を十分配慮した学年暦策定が必要である。

9. 試験の実施手順（定期試験を中心に）

定期試験の日程は学年暦に定められており、その期間は1～2週間、1日当たりの実施科目は3科目、1科目の試験時間は60～90分という短期大学が多い。

① 試験実施の方法

試験実施の約1か月前に、科目担当者に日程を通知し、試験方法について文書で照会する。照会内容は、試験の有無（平常試験もあるので）、筆記試験・レポートの別、テキスト・ノート等の持ち込みの可否、試験時間、その他特定事項である。

② 試験問題の作成、印刷及び保管

レポートによる場合は、課題、枚数、提出期日について指示をもとめる。また、筆記試験による場合は、一定期間内に試験問題を提出してもらい、これを印刷し、安全な場所に保管する。

③ 試験時間割の作成

筆記試験を実施する科目について、試験時間割を編成し、試験実施の約2週間前までに発表

する。この際、レポートによる試験についても、課題、枚数、提出期日を発表する。

④ 試験監督の決定

試験は授業の一環であることから、その監督には科目担当者があたることが原則である。しかし、多人数教室の場合、教室を分けて試験する場合、特殊の事情がある場合は、他の教員や職員が協力することになるので、受験者数や監督方法を考慮の上監督者を決定する。

短期大学によっては、教員に代わって助手や職員が試験監督に当たることもあるが、授業の一環という観点から、科目担当者を軸にした協力態勢があるべき姿であろう。

⑤ 試験答案の処理

試験終了後、答案を確認・整理した上でそれを綴り、採点簿、採点日程とともに科目担当者に手渡すか郵送する。

10. 不正行為

試験監督者は、試験中の巡回を十分に行うなどの方法により、不正行為の未然防止に留意することが肝要であるが、不正行為が発生した場合に備え、あらかじめその内容については学生に明示しておく必要がある。万一不正行為があった場合は、その事実を確認したうえで、厳正かつ適切な処分が求められ、時には懲戒とすることもある。処分内容は、不正行為の程度の軽重及び各短期大学の教育方針等により異なるが、常に教育的な配慮の元に行われるべきものである。

第5章 成績評価と単位の認定

成績は、学生が履修（学修）した授業科目について、理解の程度を具体的に知るために試験を行った結果の評価であり、その学生の理解の程度（到達度）を表わすものである。

科目担当者が評価したものは、公的な記録として書類（成績原簿）に記載される。

1. 成績評価と単位認定

単位の授与について、短期大学設置基準第13条では、「1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする」と定めている。

短期大学は、必要な授業科目を履修した者に対して試験を行って成績を評価する。評価方法は絶対評価である。これは単位制度の趣旨からいって当然と考えられる。

各授業科目の単位の認定は、科目担当者の評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。

各授業科目の単位が認定され累積されて卒業要件単位を充足した学生は、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2. 成績評価の表示方法

学生の成績評価は点数や記号等で表示されているが、法的には規制はなく、各短期大学によって異なっている。現在、以下に述べる4つの表示方法がとられていると思われる。

(1) 点数で表示する方法

この方法には、次の2つの場合が考えられる。

- ① 科目担当者から事務担当者に点数で報告される。原簿にも点数で記入（コンピュータに入力）し、成績証明書、成績通知書にも点数で表示する方法。
- ② 点数から記号にかえて表示する方法であるが、科目担当者から事務担当者には点数で報告され、原簿への転記（コンピュータ入力）の際、又は成績証明書及び成績通知書発行のとき記号に変える（秀、優、良、可、不可又はS、A、B、C、F等）。

(2) 記号で表示する方法

科目担当者から事務担当者に記号で報告され処理される方法。記号は、優、良、可又はA、B、C等である。

この方法は、点数による表示方法と比較して事務処理が能率的であると思われる。

(3) 合否で表示する方法

単位が修得できたか否かを「合・否」で表示する方法で、一般に言われるような成績評価の表示とは異なる。短期大学では単位制をとっていることから最も簡明であるが、学修の成果をはっきり表わしているとは言えない。

(4) グレード・ポイント・アベレージ（GPA）で表示する方法

アメリカで一般的に普及している成績評価制度で、大学審議会の答申（1998年）でも、厳格な成績評価の具体策としてあげている。A、B、C、D等にランク付けされた評価に、そのランクに配された点数をもとに総合的な平均成績（GPA）を計算する方法。なお、不可となった科目も平均点に算入するのが一般的である。

GPA制度は、各短期大学によって違いはあるものの、GPAによって次学期に履修できる単位の上限が変動したり、あるいは次の学年への進級の可否に使われたり、あるいは卒業制限、退学勧告の基準となることもある。

具体的な運用には、アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援を行う必要がある。教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくファカルティ・ディベロップメント（FD）を実施し、その後の改善に生かすなどの組織的な対応も求められる。

本協会の「私立短期大学教務関係調査」によるとGPAを導入している短期大学での活用例としては、奨学金の採用、表彰制度、学習の指導及び進学（編入学）の推薦等に活用されている例が多い。

3. 成績の通知

学修成果の確認の観点から、学生への成績通知方法については、①成績通知書を学生へ直接配付をする ②郵送をする また最近では③学生がwebで確認をする などの方法がとられている。また本人と父母等両者に通知をする場合も多くなっている。日常の学修状況について学生本人が確認することはもとより、父母等保護者の協力を得ながら短期大学での学修を成果のあるものに繋げるよう、履修指導の充実が必要となっている。

4. 成績の記録と保存

それぞれの科目担当者から報告された評価は記録し保存されなければならない。成績原簿に記録するなど、事後の作業は各短期大学の組織、規模、所管部署等により、また、電算化の程度によって異なるが、各短期大学で十分工夫されなければならない。

保存については、各短期大学の文書保存規程等によって保存・管理すべきである。

保存の方法としては、各部署で関係書類を保存する方法、集中して防火設備等を有する場所に一括保存する方法がある。しかし、これもまた各短期大学の施設・設備等によって異なるが、いずれ

にせよ保存に万全を期すことが必要である。そのためには複本（CD、DVD、HDD）などにより別途保存することも1つの方法である。また保存期間については、学校教育法施行規則に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

（第一～三号略）

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

（第五～七号略）

2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

3 （略）

5. 単位互換制度に伴う単位認定

他の短期大学又は大学との単位互換は、短期大学設置基準の改正（昭和57年3月23日文部省令第2号）により実施されることとなり、さらに、同基準の改正（平成3年6月3日文部省令第28号、平成11年3月31日文部省令第19号及び平成13年3月30日文部科学省令第46号）がなされた。その条文は次のとおりである。

○短期大学設置基準

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合及び外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

また、「短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）」（昭和57年3月23日文大技第108号）の「Ⅱ 改正の要旨及び留意点」には、次のとおり記されている。

○短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（通達）

1. 他の短期大学又は大学における授業科目の履修等

(1) (略)

(2) 今回の改正による措置は、学生が他の短期大学等において授業科目を履修することが教育上有益であると短期大学が判断した場合に実施できるものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは学科において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の短期大学等の授業科目をもって代替させるような取扱いを容認するものではないこと。

(3) 短期大学は実施に当たっては、あらかじめ当該他の短期大学等との間に、履修できる授業科目の範囲、対象とする学生数、単位の認定の方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

(4) 学生の他の短期大学等での履修に係る単位の修得の認定を行うに当たっては、短期大学は、当該他の短期大学等において認定された単位について、相互に協議しその定めるところにより認定するものとする。

(5) 学生が他の短期大学等において履修している場合における当該他の短期大学等での学生の身分の取扱い等については、当該他の短期大学等において「特別聴講学生」としてその取扱いを定めることが適当であること。

(6) (略)

2. 外国の短期大学等へ留学する場合の取扱い

(1) 留学とは、教育上有益であるとする短期大学の判断により、その承認を受けて、学生が外国の短期大学等で学修することをいうものであること。

この場合、学生の取扱いは休学とするものではなく、その具体的な取扱いは、教授会の議を経て、学長が定めること。

(2) (略)

(3) 外国の短期大学等とは、外国における正規の高等教育機関で、我が国における短期大学又は大学に相当するものをいうものであること。

(4) 学生の留学に関する取扱いについては、原則として1の(2)及び(3)に準ずるものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の短期大学等との事前の協議を行うことが困難な場合には、当該短期大学等との事前の協議を欠くことも差し支えないこと。

(5) (1)によらないで、学生が在学中に休学を認められ、外国の短期大学等で学修することは、従来どおり差し支えないこと。ただし、この場合における外国の短期大学等における学修については、当該学生の在学する短期大学は、単位の認定を行い、また、当該休学期間を在学期間に算入するものではないこと。

(6) (略)

○大学間相互単位互換協定に基づき国立大学における授業科目を履修する公立又は私立の特別聴講学生に対する授業料の取扱いについて（通知）

国立大学において授業科目を履修する公立又は私立の学生に対する学生納付金については、昭和57年4月1日付け文大生第124号文部事務次官通達「国立の学校における授業料その他の費用に関する省令の一部を改正する省令の制定等について」により、入学料及び検定料は徴収せず、授業料は聴講生と同額を徴収することとして取り扱われていたが、「大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項」による場合は、授業料も徴収しないものとするができることとなった。

この取扱いは、大学間相互単位互換協定に基づき、他の大学の授業科目を履修する者に対し、授業料を相互に不徴収とすることにより、大学間の交流と協力を促進し、大学教育の充実に資することを目的としたもので、次の事項に留意して行われることとなった。

- ① 国立大学が公立又は私立の大学と締結する大学間相互単位互換協定によるものを対象とすること。
- ② 授業料が相互に不徴収であるものを対象とすること。
- ③ この実施要項による不徴収の取扱は、平成9年度から実施するものであること。

6. 短期大学又は大学以外の教育施設等の学修成果の認定

短期大学設置基準第14条における短期大学・大学の正規課程での学修によるいわゆる単位互換のほかに、新たにこれ以外の教育施設等における学修に対しても単位の認定が可能である。

○短期大学設置基準

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては前条第1項及び第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

（平成3年6月5日文部省告示第69号 最終改正 平成26年9月1日 文科告第124号）

短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第15条第1項の規定により、短期大学が単位を考えることのできる学修を次のように定め、平成3年7月1日から施行する。

- 一 大学の専攻科における学修
- 二 高等専門学校の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 三 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 四 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - イ 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校
 - ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所及び職業訓練大学校、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号）による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校並びに職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）
 - ハ 独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校（旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所並びに旧農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）、旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校を含む。）
 - ニ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）による国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第58号）による改正前の厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）による国立看護大学校を含む。）
 - ホ 国土交通省組織令（平成12年政令第255号）による気象大学校（旧運輸省設置法（昭和24年法律第157号）及び旧運輸省組織令（昭和59年政令第175号）による気象大学校を含む。）及び海上保安大学校（旧運輸省組織令による海上保安大学校を含む。）
- 五 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第三備考第六号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学が行う講習又は公開講座における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 六 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- 七 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大

学が行う司書及び司書補の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

八 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

九 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

十 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。

ロ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第1項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

7. 既修得単位の認定

短期大学の第1年次に入学した学生の既修得単位の取扱いについて、短期大学設置基準では次のとおり定めている。

○短期大学設置基準

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（次条の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第14条第1項及び前条第1項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が2年の短期大学にあっては、30単位、修業年限が

3年の短期大学にあっては、46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては、30単位）を超えないものとする。この場合において、第14条第2項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が2年の短期大学にあっては、45単位、修業年限が3年の短期大学にあっては、53単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては45単位）を超えないものとする。

これを実際に施行するに当たっては、ガイダンスの際に、当該学生にこの制度を周知させるとともに、認定ができるということであって、認定しなければならないということではないので、教育上有益であるかどうかについて十分配慮しなければならない。

8. メディアを利用して行う授業の学修成果の認定

短期大学における授業の方法は、講義、演習や実験、実習、実技など、いずれも直接の対面授業で行うことが想定されていたが、情報通信技術の進展に伴い、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、面接授業に相当する教育効果を有する授業を「メディアを利用して行う授業」として位置付けられた。

授業はインターネットなどを活用して、教室以外の場所で同時かつ双方向に行われ、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ持ち、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているものについて単位の認定が可能となった。

○短期大学設置基準

（授業の方法）

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（卒業の要件）

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

- 3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えないものとする。

○短期大学設置基準第11条第2項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件
（平成13年文部科学省告示第52号 最終改正 平成19年7月31日文科告114）

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、短期大学において、短期大学設置基準第十一条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 1 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（短期大学設置基準第十七条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの
- 2 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

第6章 卒 業

1. 卒業のための最低必要条件

卒業の認定について、学校教育法施行規則は次のとおり定めている。

○学校教育法施行規則

第144条 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が、これを定める。

平成4年度に学校教育法の改正により、短期大学卒業者に対して「準学士」という称号が創設された。また、過去の卒業者についても適用されることとなった。

その後、平成17年に学校教育法の一部改正があり、平成17年10月1日から短期大学卒業者にも、「短期大学士」の学位を授与することができることになった。

○学校教育法

第104条 (略)

短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

附則（平成17年7月15日法律 第83号）

1 (略)

2 (略)

(短期大学士の学位に関する経過措置)

3 この法律による改正前の学校教育法第108条の2第7項の規定による準学士の称号は、この法律による改正後の学校教育法第104条第3項の規定による短期大学士の学位とみなす。

また、卒業の要件については、短期大学設置基準に次の定めがある。第3章の「教育課程と履修登録」でも関係条文としてとりあげたが、ここに改めて再掲する。

○短期大学設置基準

(卒業の要件)

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することと

する。

3 (略)

(卒業の要件の特例)

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第2項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、62単位以上を修得することとすることができる。

2. 卒業要件単位数の上限

卒業要件単位数の上限については、次のように考えられる。

短期大学の卒業要件は62単位以上を修得することとされているが、卒業要件単位は何単位まで増加できるか、卒業要件単位の上限については設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。学修時間との関係から問題があろう。すなわち講義、演習、実験・実習の別にかかわらず1単位は教室外の学修時間を含めて45時間と定められており、教室内の学修時間が余りに過密になれば自学自習の余裕がなくなり設置基準で定める単位制の趣旨に沿わないことになる。

各短期大学で具体的な卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、設置基準に則って適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましい。通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の限度とするのが適当であらう。

3. 卒業の期日

卒業の認定は学長が行うこととされているが（学校教育法施行規則第144条）、その認定の効果が発生する日は、通常、卒業証書の日付と考えられる。また、学籍簿に記入するものこの日であるといえる。卒業期日をいつにするかについては、原則として3月31日となるが、各短期大学の事情によってある程度早めでも差し支えないと考えられる（「第2章2. 学籍の記録（2）卒業」参照）。

4. 学年途中での卒業認定

学校教育法施行規則第163条は次のとおりとなっている。

○学校教育法施行規則

第163条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

- 2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

すなわち、学年の途中であっても、学期始めでの入学や学期末での卒業を認めることができる。なお、これを行う場合は、学則にその旨を規定する必要がある。また、通年科目が多いカリキュラムの時はこの面での対応を考えておかなければならない。

5. 大学評価・学位授与機構による学位の授与

大学評価・学位授与機構は、国立学校設置法（昭和 24 年法律第 150 号）に基づき平成 3 年 7 月 1 日に学位授与機構が設置され、平成 12 年 4 月 1 日から大学評価・学位授与機構と改められた国の機関であった。

その後、高等教育改革の一環として、独立行政法人大学評価・学位授与機構法及び独立行政法人通則法の定めるところにより、平成 15 年 10 月 1 日に名称を独立行政法人大学評価・学位授与機構とする独立行政法人となった。

この機構の業務は、次の 5 点である。

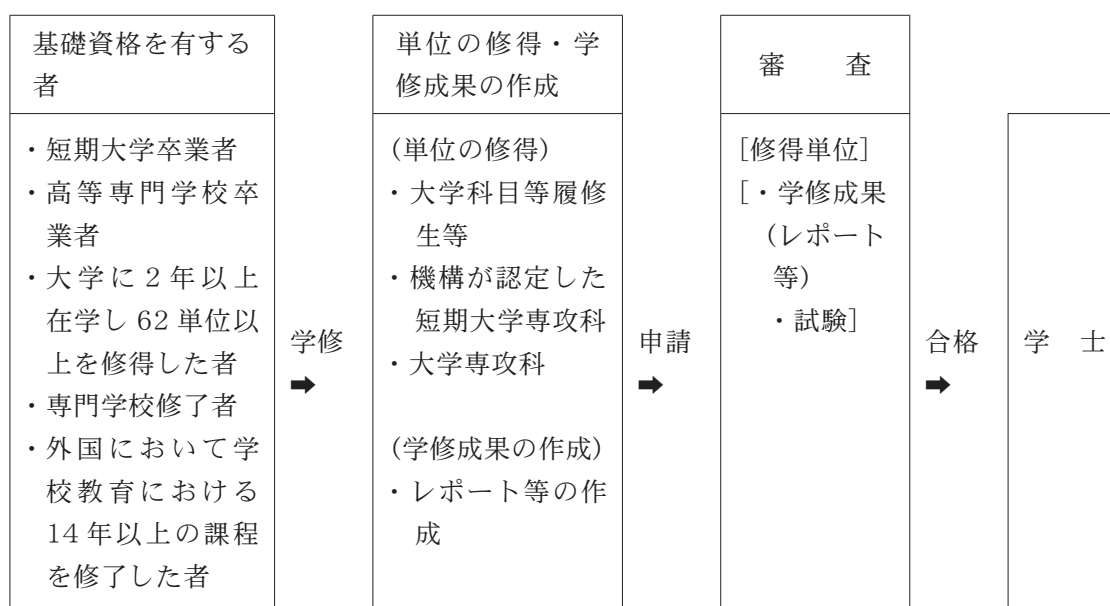
1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
2. 学校教育法に定めるところにより、学位（学士、修士、博士）を授与すること。
3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
5. 文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、国立大学及び大学共同利用機関の教育研究活動に関する評価を行い、その結果について、国立大学法人評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大学共同利用機関に提供し、並びに公表すること。

上記業務のうち、学位の授与に関する概要は、以下のとおりである。（大学等の評価に関しては、「Ⅲ運営編・第 4 章大学評価と教育情報の公表」で後述する。）

機構の行う学位の授与には次の 2 種類がある。

- ① 短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者（専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第 82 条の 10 の規定により大学に編入学することができるもの。）等が大学等において更に一定の学修を行った場合の学士の学位の授与。
- ② 大学評価・学位授与機構の認定する教育施設の課程の修了者に対する学士、修士、博士の学位の授与。

①の場合の学位の流れ（②は省略）



○学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年4月1日規則第28号、平成22年2月10日改正）

（趣旨）

第1条 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項の規定に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が行う学士の学位の授与については、この規程の定めるところによる。

（学士の学位授与の要件）

第2条 学士の学位は、次の各号の一に該当する者（大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学する者を除く。）で、機構の行う修得単位及び学修成果（専攻に係る特定の課題についての学修の成果をいう。以下同じ。）についての審査並びに試験に合格した者に授与するものとする。ただし、機構が適当と認めるときは、試験を行わないことができる。

- 一 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 二 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
- 四 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
- 五 その他前各号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部科学大臣が定める者

（単位の修得方法等）

第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。

- 一 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学に

おける単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62 単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限 3 年の短期大学（短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号）第 19 条に規定する短期大学を除く。）を卒業した者並びに修業年限 3 年以上で課程の修了に必要な総授業時数が 2,550 時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあっては、1 年以上にわたって、31 単位以上を修得すること。

二 単位の修得に当たっては、専攻に係る専門の学芸を体系的に履修するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮して履修すること。

三 前号の専攻に係る単位数は、第一号により修得する単位数のうち専攻に係るものと、前条各号に掲げる短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程等において修得した単位数のうち専攻に係るものとを合わせて、62 単位以上となるよう修得すること。この場合において、単位の修得は、専攻に係る一般的包括的な内容を含む授業科目及び専門的な内容を含む授業科目にわたって、専攻に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技によるものを適切に含めて行うこと。

2 専攻分野により、学士の学位の授与を受けようとする場合の単位の修得方法等が前項の規定によることが適当でないと機構が認めるときは、単位の修得方法等を別に定めることができる。

（学士の学位授与の申請）

第 4 条 第 2 条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料 25,000 円を添え、4 月又は 10 月の機構が別に定める期間に大学評価・学位授与機構長（以下「機構長」という。）に申請するものとする。

一 第 2 条各号の一に該当する者である旨の学（校）長の発行する証明書

二 単位修得状況等申告書及び学（校）長の発行する単位修得証明書

三 学修成果

2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させることができる。

3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還しない。

（審査の付託）

第 5 条 前条の規定により学士の学位授与の申請があったときは、機構長は、審査会に学位授与の可否について審査を付託するものとする。

（学士の学位授与の審査）

第 6 条 前条の規定により審査の付託があったときは、審査会は、申請者に係る修得単位及び学修成果についての審査並びに試験を行わせるべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査及び試験を付託する。

2 前項の試験は、小論文又は面接により行う。

3 専門委員会は、第 1 項の審査及び試験が終了したときは、その結果を審査会に文書により報告する。

4 審査会は、前項の報告に基づいて学士の学位授与の可否について審査し、その結果を機構長に文書により

報告する。

(学士の学位の授与)

第7条 機構長は、前条第4項の審査会の報告に基づき、学士の学位授与の申請があったときから6月以内に、学士の学位を授与すべき者には別記様式〔省略〕による学位記を授与し、学士の学位を授与しない者にはその旨を通知するものとする。

以下、第8条 (専攻分野の名称) (略)

第9条 (学位の名称) (略)

第10条 (学位授与の取消し) (略)

第11条 (その他) (略)

Ⅱ 教 員 ・ 職 員 編

第1章 教 員

1. 種類と職務

(1) 種類

A. 必ず置かなければならない教員と置くことができる教員

学校教育法第92条第1項に「大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。」、第2項に「大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。」とあるので、短期大学の教員は、①必ず置かなければならない教員と、②置くことができる教員とに分けられる。

①の教員として、教授、准教授、助教、助手がある。②の教員として、講師がある。したがって、講師は必ずしも置かなくてもよいことになるが、実際にはどの短期大学でも置かれているところである。

なお、教員の種類とは別であるが「名誉教授」がある。これは、学校教育法第106条に「大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。」の規定があり、この規定は短期大学にも準用されるので、各短期大学でそれぞれ規程を定めて称号を授与することができることになっている。名誉教授の称号は、該当する教員に対して、定年等退職時に授与されるのが通例である。

B. 専任教員と兼任教員

短期大学設置基準第20条の2第1項に「短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。」、第2項に「短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。」という規定があり、主要授業科目の担当に関しては専任教員、兼任教員の区別がなされている。

専任教員とは当該短期大学での勤務を本務としている教員をいい、兼任教員とは他に本務をもつ教員をいう。兼任教員は一般に非常勤教員又は非常勤講師と呼ばれている。

C. 兼任教員

教員の区別には専任、兼任の他に兼担がある。兼担教員の定義は、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続き等に関する規則」（平成18年3月31日文部科学省令第12号）の様式第3号の作成・記入要領に次のとおり記されている。

「当該申請等に係る大学において、申請等に係る学部等以外に専任教員として所属する者」

通常、専任の教員が2つ以上の学科等にわたって授業を担当する場合には1つの学科等に限って「専任」の扱いとし、その他は「兼任」の扱いとなる。なお、短期大学の専任教員が併設の大学の授業を担当する場合は、大学の「兼任」教員として扱うことになる。

(2) 職務

A. 学校教育法の規定による教員等の組織

大学において必要とされる教職員の職務は、学校教育法第92条第3項から第10項に定められている。

1 及び 2 (略)

3 学長は、校務をつかさどり（＝校務に関する最終決定権）、所属職員を統督する（＝教職員への指揮命令権）。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

※副学長の職務は、従来は「学長の職務を助ける」と定められてきたが、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号 平成26年6月27日改正 平成27年4月1日施行）により、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」に改正され、副学長の権限が強化された。

5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

B. 授業科目の担当

学長、副学長を除く教員の職務内容は具体的に短期大学設置基準第20条の2第1項に「短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教に担当させるものとする。」、第2項に「短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。」と規定している。

したがって、すべての授業科目の担当は、教員の主要な職務であるが、主要授業科目については原則として専任の教授又は准教授が、それ以外の授業科目についてもなるべく専任者が担当することとなっているが、やむを得ない場合は兼任又は兼任者が担当することになる。

助手については、前記第2項に規定されているように、教授、准教授、講師又は助教等の担当する演習、実験、実習又は実技を補助するのが主な職務ということになる。

C. 授業を担当しない教員の職務

短期大学設置基準第21条は「短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。」と定められているが、大学附属の研究所の研究職員、学生の厚生補導をもっぱら担当する教員、図書館長等が考えられる。

D. 学長の資格

短期大学設置基準第22条の2に、「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。」とある。

学長の資格については、従来「大学設置審査基準要項細則」に示されていたが、同細則が廃止されたのに伴い、上記のように短期大学設置基準中に規定されることになった。

従来の細則には「学長は大学における教育、研究の経験者であることが望ましい」との文言があるように、学長は大学人が望まれていたが、短期大学設置基準の条文は、大学人のみならず企業人が学長となることを念頭に置いたものといえる。

E. 副学長の職務

副学長の職務は、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」とことと改正されたが、その具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められるところによる。

学校教育法の改正により、日常的な業務執行は副学長が担当し、学長は中長期的なビジョンや運営方針の策定に傾注できることとなる。また、特定のプロジェクトは副学長が責任者として実施するなどにより、学長補佐体制が強化される。

副学長はその職務の内容から学長・教授等とならぶ独立の職として置かれるものであり、原則として専任者をもって充てる職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえない。また、その数についても1人に限らず必要数置くことができるものである。

2. 教員数

(1) 設置基準上の規定

短期大学設置基準第22条に「短期大学における専任教員の数は、別表第1イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数（第38条第1項に規定する共同学科（以下この条及び第31条において単に「共同学科」という。）が属する分野にあっては、共同学科

以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第 39 条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第 1 ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。」と規定されているが、兼任教員の数の規定はない。これは、主要科目について必要な専任教員が確保されれば、兼任教員については特に制限する必要はないという考えからである。しかし、このことは兼任教員の数や担当時間数を無制限に増やして良いというわけではない。教育課程編成上兼任教員の担当する授業時間の割合が多くなりすぎることは教育上好ましくないと考えられる。

短期大学設置基準別表第 1 のイの表、備考及びロの表、備考は次のとおりである。

○短期大学設置基準別表第1（第22条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数
文 学 関 係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教 育 学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法 学 関 係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経 済 学 関 係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理 学 関 係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工 学 関 係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農 学 関 係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家 政 関 係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美 術 関 係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音 楽 関 係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体 育 関 係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係（看護学関係）	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- この表に定める教員数の3割以上は教授とする（口の表において同じ。）。
- この表に定める教員数には、第21条の授業を担当しない教員を含まないこととする（口の表において同じ。）。
- この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員

数とする。

- 4 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合については100人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については80人につき1人を増加するものとし、音楽関係にあっては、同一分野に属する学科が1学科の場合及び同一分野に属する学科を2以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとする。
- 5 第18条第2項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 6 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（ロの表において同じ。）。
- 7 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。
- 8 看護に関する学科において第18条第1項に定める学科と同条第2項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第1項に定める学科にあっては、入学定員が100人までの場合は2人を、100人を超える場合は3人を、同条第2項に定める学科にあっては、第4号により算定した教員数から3人を減ずることができる。
- 9 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入 学 定 員	50人まで	150人まで	250人まで	400人まで	600人まで
教 員 数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が600人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員200人につき教員1人を加えるものとする。

(2) 通信教育の専任教員数

短期大学通信教育設置基準では、専任教員数について第9条で規定している。

○短期大学通信教育設置基準

(専任教員数)

第9条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第6項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員数は、別表第1により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第22条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員1,000人につき2人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員数が当該学科における同条の規定による専任教員数の2割に満たない場合には、当該専任教員数の2割の専任教員数を加えたものとする。

3 短期大学は、短期大学設置基準第17条第1項の科目等履修生その他の学生以外の者を前2項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、前2項の規定による専任教員数に相当数の専任教員を加えたものとする。

別表第一（第9条関係）

学 科 の 属 す る 分 野 の 区 分	1 学科の入学定員 2,000 人までの場合 の専任教員数	1 学科の入学定員 3,000 人までの場合 の専任教員数	1 学科の入学定員 4,000 人までの場合 の専任教員数
文 学 関 係	8	10	12
教育学・保育学関係	8	10	12
法 学 関 係	10	11	13
経 済 学 関 係	10	11	13
社会学・社会福祉学関係	10	11	13
理 学 関 係	10	11	13
工 学 関 係	10	11	13
家 政 関 係	8	10	12
美 術 関 係	8	10	12
音 楽 関 係	8	10	12

備考

- この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- この表に定める教員数の3割以上は教授とする。
- 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、1,000人につき教員2人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

- 4 修業年限 3 年の短期大学（短期大学設置基準第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の 3 割に相当する数を加えたものとする。
- 5 学科又は専攻課程を 2 以上置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員を減ずるものとする。
- 6 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める。

3. 教員の資格

(1) 教員の資格規定の成立

短期大学は昭和 25 年に発足した大学であり、長い間いわゆる 4 年制大学の枠の中で暫定的な位置に置かれてきた後、昭和 39 年に制度上も恒久化（学校教育法の一部を改正する法律昭和 39 年法律第 110 号）をみることとなり、さらに昭和 50 年「短期大学設置基準」（昭和 50 年 4 月 28 日文部省令第 21 号）の制定によって従来からの暫定的な“設置基準”からようやく脱皮し、今日の短期大学のよりどころが定まったといえる。

このような歴史的経過から、短期大学の「教員の資格」については、従来、昭和 24 年に出された大学設置審議会決定の基準によってきたが、昭和 50 年に上記の新しい短期大学設置基準によって 4 年制大学の教員の資格とは一線を画することとなった。すなわち、短期大学の特性として、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する。」（学校教育法第 108 条）ことが主な目的であることに適合するような教員の資格が整えられたといえよう。

したがって、短期大学の教員とは、前述のように、教育及び研究の両面における直接の担当者をいうのであって、教授、准教授、講師、助教及び助手の総称となる。

(2) 教員の種類別資格規定

○短期大学設置基準

（教授の資格）

第 23 条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実的な技術の修得を主とする分野にあっては実的な技術に秀でていると認められる者

五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
（准教授の資格）

第24条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
（講師の資格）

第25条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第23条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（助教の資格）

第25条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第23条各号又は第24条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者
（助手の資格）

第26条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(3) 資格審査

高等教育機関の役割としては、研究機能だけでなく教育機能を有していることが挙げられる。しかし、我が国の大学、短期大学等においては、伝統的に教育機能よりも研究機能が重視される傾向にあり、その教員に対する評価についても、研究業績を中心として行われてきた。しかし、高等教育のユニバーサル化が進み、入学者の学力や価値観が多様化する中、大学、短期大学の教員の教育能力の向上が、今まで以上に求められてきている。

平成 12 年 11 月に出された大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中でも、ファカルティ・ディベロップメントの推進により、教員の教育能力向上の必要性を指摘するとともに、「大学設置基準等における教員の資格については、教育能力や実践的能力を従来以上に重視する方向で見直す必要がある。大学設置基準等の運用についても、同様の方向で見直すことが必要である。」と述べている。また、各大学、短期大学等における教員の採用選考に際しても、「教員が作成した教科書、教材等、授業科目に関するシラバス案、あるいは模擬授業などにより、対象となる教員の職務内容に応じて、教育能力や実践的能力を具体的に評価することが必要である。」と指摘している。

この答申を受け、平成 13 年 3 月、短期大学設置基準が改正された。教員の資格については、従来の「教育研究上の能力があると認められる者」との表現が、上記のように「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」（第 23 条）に改められ、教育能力重視の方針が明確化された。

短期大学の設置等の認可申請に当たって、認可申請書とともに提出することが求められている「教育研究業績書」は、「研究業績等に関する事項」（著書、学術論文等）、「職務上の実績に関する事項」（資格、免許、特許等）の他、「教育上の能力に関する事項」として「教育方法の実践例」「作成した教科書・教材」「教育上の能力に関する大学等の評価」等に関する事項を記入する欄が設けられており、こうしたことから、審査に当たっては、教育上の能力を重視されていることをうかがい知ることができる。

(4) 教員の年齢制限

従来、教員の年齢制限については、「大学設置審査基準要項細則」に設置基準上の必要専任教員としてカウントできる年齢の上限を定めていた。

しかし、平成 15 年 3 月に短期大学設置基準が改正されたのに伴い、「大学設置審査基準要項細則」そのものが廃止となったため、教員の年齢制限は撤廃された。ただし、短期大学設置基準には、年齢構成について、教育研究活動の維持向上及びその活性化の観点から、「短期大学は、教員研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする」（第 20 条第 3 項）と規定されている。

なお、定年については、各短期大学が独自に定年に関する規程を定めているが、おおむね 65 歳～70 歳の範囲である。

人間の活動は必ずしも暦年に従うものではないが、肉体的又は頭脳的状况に応じて、適切な定年制と個人差又は必要度等を考慮しての特別措置も明確にしておく必要がある。

また、定年を高く定めておくと人件費の増大を招き経営面での支障もでるおそれがある。そこで定年は低く押さえ、健康と必要度等を考慮して再雇用するという方法も考えられる。

4. 勤務と研究・研修

(1) 勤務

私立学校に勤務する教員は、それぞれの学校法人の定めた就業規則にしたがって勤務することになる。専任教員の中には、短期大学設置基準第 21 条（授業を担当しない教員）にも明記されているように、いわゆる役職（学長等）についたり、附属施設に勤務したりする場合もあるが、大部分の教員は、短期大学に勤務して学生の教育・指導や研究に従事している。

助教以上の専任教員に対しては、1 週間の担当授業時間数を、いわゆる専任担当時間数として、その出勤すべき日数とあわせて、それぞれの大学において規定している例が多い。短期大学によってその規定の内容はさまざまであるが、1 週間 6 コマから 7 コマと規定している大学が多いようである。それらに定められたコマ数は、講義科目、演習科目及び実験・実習・実技科目と大別して、それぞれ別々に時間数を定めている場合もある。また、出勤すべき日数についても規定されている例が多く 1 週間に 4 日から 5 日が一般的であるが、各大学がそれぞれ独自に定めている。

兼任教員については、特にその勤務を規定した法令はないが、それぞれの短期大学において、兼任教員の担当時間数、勤務日数の上限、給与等を定める規程を設けているところが多い。一般に兼任教員はある特定の分野の授業科目を担当するだけであるので、その時間数は少ないのが普通であり、勤務の内容もおおむね教育の分野に限られている。

(2) 職務内容

教員の職務としては、この他にもクラス担任等としての学生指導の任務があり、これには、教務的履修指導、厚生面を主とした生活指導、就職・進学などの進路指導等があり、非常に多岐にわたっていて重要な仕事である。

短期大学によっては、全専任教員がいずれかの課外活動団体（各種クラブ等）の顧問として指導を行うよう規定している例もある。

また、教員は上記のほか、教授会及び各種会議への出席も重要な任務である。多くの短期大学では、全専任教員が教授会傘下の各種委員会のいずれかに所属することで短期大学運営の一翼を担っているというのが実情である。

研究活動、教育活動、ともに短期大学教員として重要な職務であるが、とりわけ教育活動は、学

生が質的にも多様化しつつある現状を考えると、その重要性は、いっそう高まってきていると言える。

(3) 研究・研修

学校教育法第 92 条に示されているように、教員は職務として学生の教育と合わせて研究に従事すべきことは明らかである。

各教員の研究領域により、短期大学の研究室等で設備されている機器等を使用しなければ研究が遂行できない場合と、短期大学外においても研究が可能な場合、あるいは、短期大学外で研究をしなければならない場合等さまざまな態様が考えられる。これらの日常の研究活動については、各短期大学において独自の制度を定めて実施しているのが一般的である。そして研究を遂行するための経費についても予算措置を講じているところが多い。

教員の研究に対しては、国の補助金の助成対象にもなっており、また、地方公共団体、私学研修福社会等さまざまな団体からの独自の研究助成策がとられている。

教員個人を対象にした研究費に関する事務（申請、報告、経理処理等）に関しては、教務部（課）その他の学内事務局が取り扱う場合が多いので、教員との連絡を十分にとる必要がある。

一方、国内外の短期大学又は研究機関などへの、勤務している短期大学を一定期間離れた研修も行われている。その形式も、短期大学（法人理事長、学長）の命令によるもの、本人の申請により許可されたもの等があり、その期間も 1 年又はそれ以上から、6 か月、3 か月、1 か月等さまざまであり、経費も受入れ側によっても異なっている。これら学外研修についても規程を定めておくことが望まれる。特に長期間の学外研修の場合には、その間の授業体制・研修後の一定期間の勤務の義務制など明確にしておく必要がある。また、経費に関しては助成の対象となることは前述のとおりである。

(4) F D（ファカルティ・ディベロップメント）

平成 11 年に F D の実施が努力義務化され、教員の教育内容・方法の改善のための組織的な研究・研修の実施が求められてきた。その後、平成 20 年からは短期大学設置基準に教育内容等の改善のための組織的な研修等が規定され義務化されている。

現在、F D は多くの大学で実施されており、各大学において教育方法改善のための講演会の開催、あるいは教員相互の授業参観、授業評価アンケート等、より効果的な「教授法」を開発してゆくための組織的な取り組みが行われている。

○短期大学設置基準

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第11条の3 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 職 員

1. 種類と職務

(1) 種類と職務

A. 必ず置かなければならない職員と置くことができる職員

教員の場合と同様に、学校教育法第92条第1項及び第2項によれば、学長、教員を除く職員については、①必ず置かなければならない事務職員と②置くことができる技術職員及びその他の必要な職員に分けられる。

したがって、職員は職種上、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員の3種に区分することができる。

B. 事務職員の職務組織

学校教育法の規定に基づく3種の職員のうち、事務職員については短期大学設置基準第29条第3項、第34条及び第35条の規定によって職務上次の3種に分けられる。

- ① 図書館の専任職員（専門的職員を含む。）（第29条第3項）
- ② 事務処理のための組織（事務局等）の専任職員（第34条）
- ③ 学生の厚生補導を行うための組織（学生部等）の専任職員（第35条）

教員の場合と異なり、すべて専任の職員となっている。参考のため上記設置基準の条文を掲げると次のとおりである。

○短期大学設置基準

（図書等の資料及び図書館）

第29条 （略）

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

（略）

（事務組織）

第34条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

（厚生補導の組織）

第35条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

第29条第3項の専門的職員とは、司書のような専門的資格を有する職員のことをいう。第34条関係の事務組織としては、教務部（課）、学務部（課）のような名称の組織が多い。また、第35条関係の組織としては、学生部（課）、就職部（課）と学生補導部（課）などの名称が多

いようである。

C. 技術職員、その他の必要な職員

「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年3月31日文部科学省令第12号）の様式第2号「基本計画書」の「教員以外の職員の概要」欄が事務職員、技術職員、図書館専門職員、その他の職員となっている。大学の設置に係る提出書類の作成の手引に『「図書館専門職員」とは、図書館の機能を十分発揮させるために必要な専門的職員を指し、『その他の職員』とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等が該当します。』となっている。

D. 職務の系統による分類

毎年文部科学省から各短期大学に依頼される「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」の6の職員数という項目に職員が職務の系統によって分類されており、その具体的内容がかなり明確になるので次に示す。

○「学校基本調査」の「学生教職員等状況票」の裏面の「記入上の注意」

事務系 庶務、会計、人事等の事務に従事している者をいい、学部、研究室等に勤務していても事務に従事している者は、この欄に記入する。図書職員で司書的職務に従事している者も含める。

技術技能系 技術、技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で建築技術者、電気技術者、自動車運転手、工員、電話交換手等）の数を記入する。

医療系 学生の健康管理の業務に従事している医師（教員は除く）、看護師、准看護師、助産師、薬剤師、栄養士並びに附属病院等に勤務する前記の職務に従事する者及びマッサージ、はり、あん摩、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士等の数を記入する。

教務系 学生の実験、実習、実技若しくは演習の指導をしている者などで、教員でない者の数を記入する。したがって、実際の職務内容は、助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の数を記入する。なお、教務課などで事務に従事している者は、「事務系」欄に記入する。

その他 前記以外の者で、守衛、巡視、用務員、労務作業員、調理師等の業務に従事している者等の数を記入する。

〔医療系のうち（再掲）〕

看護師 看護師この欄は、「医療系」に記入された者のうち、看護師又は准看護師の免許を有し、かつ、看護師としての職務に従事している者の数を、「学生の健康管理」に従事する看護師と、「附属病院」（短期大学には該当がない。）に勤務する看護師とに分けて記入する。

学生の健康管理 学生診療所等に勤務する看護師の数を記入する。

附属病院 附属病院（国立大学の附置研究所に設置されている病院を含む。）に勤務する看護師の数を記入する。

以上の引用によれば、いわゆる教務部（課）の職員は「事務系」であり、「教務系」ではないことに注意する必要がある。

E. 「私立大学等経常費補助金配分基準」による分類

日本私立学校振興・共済事業団発行の表題の手引書の「補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準（平成 18 年 2 月改正）」に職務内容による分類があるので引用する。

○補助金算定の基礎となる専任職員の認定基準

Ⅲ 勤務関係

当該学校法人本部又は私立大学等に所属している者で、次の各号のすべてに該当する者であること。

- (1) 当該私立大学等に係る職務に従事している者であること。
- (2) 職務内容が下記の範囲に属している者であること。

記

1. 事 務

- (1) 庶務、会計等の事務に従事している者（教室、研究室等で事務系の事務に従事している者を含む）。
- (2) 図書館で、司書・司書補のように司書的事務に従事している者。
- (3) 建築技師、電気技師等で、技術に関する企画、管理的事務に従事している者。
- (4) 授業時間割表の編成、学籍簿、成績簿の作成、管理等の教務関係事務に従事している者。

2. 教 務

- (1) 学生の実験、実習、実技、演習等を直接担当し、又は補助する業務に従事している者。
- (2) 教室、研究室等における資料の整理、実験の補助等教育研究の補助的事務に従事している者。

3. 厚 生 補 導

- (1) 学生のオリエンテーション、課外教育、適応相談、奨学、援護、厚生福祉、保健、職業指導、学寮又は学生会館の運営その他学生の厚生補導の事務に従事している者。
- (2) 学生の健康管理に従事している医師、看護師等。

4. 技術・技能

- (1) 建築技師、電気技師、自動車運転手、ボイラーマン、工員、電話交換手等の機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者。
- (2) コンピュータのシステムエンジニアリング又はプログラミングに従事している者。

以上の分類によっても、教務部（課）の職員は、「1. 事務」の（4）に該当することになり、「2. 教務」の（1）と（2）には該当しないことになる。

(2) 専任職員の人数

職員の数については、学校教育法、短期大学設置基準には規定がなく、参考例としては、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」がある。これは、経営に必要な経常経費の算出に適用する数字であるが、別表第2標準経常経費によると、専任職員数は短期大学設置基準に定める専任教員数の5分の3という表記がみられる。

2. 勤務と研修

(1) 勤務

職員についても、前述の教員と同様、各学校法人の就業規則に従って勤務しなければならないことはもちろんである。

教務関係部局の職員についても、他の事務局関係部局の職員と勤務に関しての著しい相違はないが、その事務の性質上、学年（学期）始めや学年（学期）末には、学生の履修指導、学内試験関係の事務量が増加する時期であり、繁忙期となる。これに対して、学生の休業中は比較的に事務量は減少する。このように年間の事務量は時期により一定ではないので、比較的事務量の少ない時期に繁忙期のための準備等をしておくように配慮することが必要である。

履修指導などで直接学生と接触する担当者は、学生の修学上重要な役割を担っており、その事務内容を十分理解しておくことが肝要であり、学生との対応が少なくなる休業期間に学生に関する基本的な資料を整備するなどしておくことが、その後の学生の指導を円滑にするために有効である。教員との連絡等についても、その結果が学生の教育に影響を及ぼすことになる場合もあるので、これらの人間関係を良好に保つ必要がある。特に、授業実施の状況を把握しておくことは重要であり、このためには次のような事項を整理しておくことが必要である。

- ① 休講の際の願又は届の提出及び補講の確認
- ② 他大学等への出講など学外業務についての確認
- ③ 学会出席、調査等のための出張又は旅行

なお、以上の事項については、出退勤管理という面からも庶務課等と連携の上、事前に願又は届を提出し、許可又は承認するという形式をとるようにするのがよいと考えられる。

(2) 研修

教務関係職員の資質向上等に関してはたえず各人が自己研修すべきであるが、これらの問題に関して、私学研修福祉会主催、日本私立短期大学協会実施の“教務担当者研修会”その他学外の諸団体に催される研修会等に進んで出席し、向上を図ることが必要である。このためには、不在の場合の事務処理など課内における連携を密にしておくことが必要であり、また、短期大学においても、これら研修会参加のための経費等について予め予算措置を講じておくなどのことが望まれる。

また、私学研修福祉会を窓口とした海外研修も行われている。

(3) S D（スタッフ・ディベロップメント）

大学運営を組織的に行うために教員と事務職員の機能分担と連携協力が不可欠であり、教員組織がFDに積極的に取り組んでいる中、事務職員の資質開発、すなわちSD（スタッフ・ディベロップメント）の重要性も指摘されるようになった。

事務職員は、アドミニストレーター（大学行政管理職員）として、大学の運営に係る意思決定過程に積極的に参加し得る能力が、いっそう求められている。

第3章 教授会等

1. 教授会

教授会は、学校教育法第93条に「大学には、重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない。」と定められていたが、学校教育法の改正（平成26年法律第88号 平成26年6月27日改正、平成27年4月1日施行）により、「大学に、教授会を置く。」ことと「教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」に改められ、その事項として、「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」及び「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が規定された。これにより、学長の決定権と教授会の役割が明確化された。また、教授会は、教育研究に関する事項を審議する審議機関であるとの役割が明確となった。

一方、学生の退学、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合などがあるので、学校教育法施行規則第144条の「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業は教授会の議を経て、学長が定める。」との規定は削除され、教授会の審議を必要としないことで整理された。

○学校教育法

第93条 大学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長において、つかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

教授会の役割としては、次のことが挙げられる。

- ① 学長が一定の事項について決定を行うに当たり、教授会は意見を述べる義務が課された。
- ② 第93条第2項第三号の「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」には、教育課程の編成、教育研究業績の審査等が含まれるが、具体的には学長が実情を踏まえて判断することになる。
- ③ 第93条第2項第三号の事項は、教授会の意見を聴いて、学長が定めることにより、学長と教授会の意思疎通が図られた円滑な大学運営が期待される。

教授会は学長及び専任教授をもって組織されるが、准教授、その他の職員を加えることができるようになっている（同条第4項）。

また、審議事項によって異なる場合も考えられるが、これらの点に関しては、予め規程を定めておく必要がある。このほか、教授会の招集、定足数、議長、審議事項、議決などについての規程を整備しておく必要がある。これらのうち、学則に規定するもの及び教授会規程として整備するものとに分けておくのが適当であろう。一般に、学則では、教授会の設置、その構成及び審議する事項等を規定し、その他は教授会規程として整備しているのが通例のようである。教授会の事務を取り扱う部署は、一般に教務部（課）であることが多く、この場合、会場の準備、資料の作成及び配布、議事録の作成及び保管等を行うことが必要である。このため、教授会の開催に当たっては、教務部（課）長又は担当責任者は文書等をもって、教授会の開催日時、場所、議題等を教授会構成員に通知し、出席者の確認をする必要がある。

教務部（課）長が教授会の構成員でない場合でも、教授会に出席することが教授会の意向を理解することになり、円滑な学校運営に有効であると考えられる。

教授会を公開とするか否かは教授会が自主的に決すべき事項であって、審議事項によって非公開とする場合がある。

教授会は、民主的な審議機関として大学等の教育研究活動及び管理運営に関して重要な役割を果たしてきた。しかし一方では、教授会そのものが、その「自治」の名の下に、急速な社会の変化に対応した改革の推進にとって障害となっている、との指摘もある。社会の変化に迅速に対応し、その社会的責務を果たしてゆくためにも、ガバナンス改革の推進がのぞまれる。

2. 代議員会等

教授会運営の一層の充実を図るため、教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうち一部の者をもって構成される代議員会等（代議員会、専門委員会等）を置くことができ、また、この代議員会等の議決を持って、教授会の議決とすることができるようになった。ただし、教授会に代えて代議員会等を設けることはできず、代議員会を設置した場合でも、代議員会にかかわる事項は学内規程等において明確にしておくことが必要であり、代議員会の審議事項についても教授会が最終的な権限と責任を有しているのである。

○学校教育法施行規則

第143条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3. 各種委員会

教授会には、各種委員会を設けることが多い。委員会には常設、臨時及び特別委員会等がある。委員会の性格として、教授会の議題に関し予め審議検討するものと、教授会より権限を委譲され、その決定事項等を執行するものがあるが、いずれの場合も、目的、審議事項及び運営等についての規程を作成して置く必要がある。

各種委員会の事務を所管する部署は、各短期大学によってさまざまであるが、教務部（課）に係ると思われるものには教務委員会等がある。教務委員会は、一般的には教務部（課）長と教授会代表委員とで構成されるが、さらに教務事務職員が加わる場合もある。

教務委員会の取り扱う事項は、およそ次のような事項が考えられる。

- ① 学科に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 試験に関する事項
- ④ 学籍の異動に関する事項
- ⑤ その他

その他の委員会としては、次のようなものが設けられている。

- ① 入学者選抜委員会（入試委員会）
- ② 教職課程委員会（及びその他資格取得に関する委員会）
- ③ 海外（国際）交流委員会
- ④ 広報委員会
- ⑤ 学生委員会
- ⑥ 就職指導委員会
- ⑦ 保健委員会
- ⑧ 紀要・論集編集委員会
- ⑨ 教員資格審査委員会（人事委員会）
- ⑩ 自己点検評価委員会
- ⑪ その他（予算委員会、図書委員会、情報教育委員会、安全委員会等）

編 宮 運 Ⅲ

第1章 学科・専攻

1. 短期大学の成立と学科・専攻課程の概念

短期大学は、大学（学校教育法第83条）の特例として、その目的の一部を「職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」（同法第108条）とした大学で、第1次的な教育研究組織として学科を置くこととなっている（同法第108条第5項）。

短期大学は、昭和22年の新学制制定で教員組織や施設・設備等が不十分で新制大学に転換できなかった専門学校などを対象に当時の教育刷新委員会が暫定的な処置として、短期大学と称する2年制又は3年制の大学を設けることを昭和24年1月に決定し、同年に学校教育法を改正して翌25年4月から暫定的な制度として発足した。短期大学に学部や大学院を置かない理由はこうした成立の由来が大きく影響しているものと思われる。

短期大学の「学科」は第1次的組織であるため、第2次的組織となる大学の「学科」とでは、その性格が必ずしも同じとはいえない。

すなわち短期大学設置基準第3条では、「①学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。②学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。」と、短期大学における学科の位置付けと性格を明らかにしている。

短期大学の専攻課程は、「学科」の中に設けられる組織であるので当該学科の専門分野を超えた設置はできない。

したがって、「専攻課程」は、「○○学科□□専攻、△△専攻」のように呼称されている。

これに対して大学の「学科」は学部の中に設けられ、学部内のそれぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとされている（平成3年6月の大学設置基準の改正で学科に「専攻課程」を置く規定は廃止された）。

2. 学科・専攻課程の設置

短期大学及び短期大学の学科を設置する際は、学校教育法第4条の規定により、原則として、文部科学大臣の認可を受けなければならないと定められている。ただし、同条第2項で、短期大学の学科については、既設学科の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない場合に限り、文部科学大臣の認可を必要とせず、あらかじめ届けることにより設置が可能であるとされている。

既設学科の分野とは異なる分野の学科を新たに設置する場合は、従来どおり認可事項となる。認可申請の際に提出すべき書類については同法施行規則第3条その他に、書類の様式、提出部数及び提出の時期については「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18

年 3 月 31 日文部科学省令第 12 号) に、定められている。申請を受けた文部科学大臣は、大学設置・学校法人審議会に諮問し(学校教育法第 95 条及び私立学校法第 8 条第 2 項)、その答申を受けて認可することになっている。

また、認可に際しては、短期大学設置基準その他の法令に適合すること及び入学定員超過率の要件を満たしていることが審査の基準となる。ただし、教員組織、校舎等の施設設備については、完成年次まで段階的に整備することが認められている。段階的整備を行うための条件等については、「短期大学設置基準第 38 条の規定に基づく、新たに短期大学を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備」(平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 52 号)に定められている。

ところで、学科の新増設の審査に当たっては、特定の分野を除き、従来から原則抑制の方針が採られていたが、大学間の自由な競争により各大学が社会的な需要等に柔軟に対応することができるよう、平成 14 年 11 月の学校教育法改正を機に、抑制方針は撤廃されることになった。同時に、工業(工場)等制限区域・準制限区域内の短期大学等の設置等についても、その抑制方針が撤廃された。

こうして学科の設置が、一部届出化され、又は抑制方針が撤廃されるなど、様々な形で自由化されたことにより、いわゆる改組転換(既設の学部・学科等を廃止し、その教員組織、施設設備を基に同種の学部・学科等を新設するもの)の概念は、提出書類が一部省略できること等を除いては、特別な意味合いを失ったことになる。

既に述べたように、学科の設置は原則として認可事項であるが、新設する学科が既設学科の分野の範囲内であれば、届出事項となる。学科の分野の変更に係る基準は、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」(平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 39 号)において示されている。同告示に示されている学科の分野のいずれにも該当しない学科を新たに設置する場合で、当該新学科の教員基準数の 2 分の 1 以上が、既設の学科から移行する場合には、届出事項になる。

なお、学校教育法改正にともない、各短期大学は、正式な届出に先立って、当該案件が届出事項に該当するか否かについて、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に、事前に相談することができることとされている。

学科の設置が、届出事項に該当する場合であっても、その内容が短期大学設置基準等の法令に適合していなければいけないことは言うまでもないことであり、仮に届出内容が法令に適合しない場合は、文部科学大臣は、変更命令等を出すことができることが、学校教育法第 4 条第 3 項に定められている。

また、短期大学の名称及び学科の名称については、短期大学設置基準第 33 条の 4 に「短期大学及び学科(以下「短期大学等」という。)の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。」と定められている。

短期大学の名称及び学科の名称の変更は“届出事項”とされているが、変更の際には、新たな名

称がこの規定の趣旨に照らして適切であるかどうかに留意する必要がある。

こうしたことから、名称変更については、学科の設置の場合と同様に、名称変更の手続きを行うことに特段の支障がないかどうかの判断を、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会に「事前伺い」をすることができるとされている。

(1) 夜間学科

短期大学は、夜間において授業を行う学科を設けることができる（学校教育法第108条第6項）。また、夜間において授業を行う学科のみを置く短期大学の設置も可能である。夜間の学科を設置する場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、既設学科の分野の変更をとみなわない場合には、届出事項となる。

なお、夜間学科とは、もっぱら夜間に授業を行う学科をいい、昼夜開講制の学科における夜間主コースとは別のものである。

(2) 専攻科・別科

短期大学は、専攻科及び別科を設けることができる（学校教育法第91条）。専攻科・別科の設置は届出事項で、届出期限は設置しようとする年度の前年度の12月31日とされている。また、専攻科の入学資格については学校教育法施行規則第155条第2項に、別科の入学資格については学校教育法第90条第1項・第91条第3項に規定されている。

(3) 大学評価・学位授与機構が認定した専攻科

文部科学省管轄の大学評価・学位授与機構は、大学卒業者と同等の水準にあると認められる者に対して学位（学士）を授与することとなっている。短期大学、高等専門学校の専攻科からの申し出により大学の学部相当の教育の水準を有しているかを、審査の上、認定された専攻科を、「大学評価・学位授与機構が認定した専攻科」という（一般に認定専攻科ともいわれる）。

(4) 通信教育課程

短期大学は、通信による教育を行う学科を置くことができる（学校教育法第108条第6項）。通信による学科を置く場合は、原則として文部科学大臣の認可を受けなければならないが、通信による教育を行う既設学科の分野の変更を伴わない場合については、届出事項となる。

なお、通信による教育を行う学科については、学校教育法第3条及び同施行規則第142条の規定に基づき、「短期大学通信教育設置基準」が定められている。

○専攻科、別科の名称に関する申し合せ（昭和 29 年 3 月 6 日大学設置審議会常任委員会）

専攻科、別科は原則として学部又は学科を基礎とし、その名称は次の標準による。

一、専攻科

- 1 ○○○大学○○専攻科（○○専攻）
- 2 ○○○大学専攻科○○専攻

二、別科

- 1 ○○○大学○○別科（○○専攻）
- 2 ○○○大学別科○○専攻

○短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 29 号、最終改正平成 18 年 3 月 31 日）

（趣旨）

第 1 条 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 6 条第 1 項に規定する短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が定める要件を満たすもの（以下「学位規則第 6 条第 1 項に規定する専攻科」という。）の認定については、この規程の定めるところによる。

（専攻科の認定の要件等）

第 2 条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第 6 条第 1 項に規定する専攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は准教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）に定める教授、准教授又は助教の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、専攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。

2 前項の認定は、専攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。

（以下略）

○学校教育法

第 4 条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特

別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科学大臣
 - 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県教育委員会
 - 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県知事
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第108条第2項の大学の学科の廃止
 - 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- 3 文部科学大臣は、前項の届出があった場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の設置する幼稚園については、第1項の規定は、適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行うとするとときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に届け出なければならない。
- 5 第2項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

○学位の種類及び分野の変更等に関する基準

（平成15年3月31日）
（文科省告示第39号）

最終改正平26・2・3 文科告15 同別表第1及び第2（更新）

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第5項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第2項の規定に基づき、学位の種類及び分野の変更等に関する基準を次のように定める。

（学位の種類及び分野の変更に関する基準）

第1条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であって、学校教育法（以下「法」という。）第4条第2項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第23条の2第

1 項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第 1 の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第 1 の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと。

2 大学における通信教育の開設（以下この項において「開設」という。）であって、令第 23 条の 2 第 1 項第三号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開設とする。

- 一 開設の前後において、当該大学が授与する別表第 1 の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 開設の前後において、別表第 1 の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

（学科の分野の変更に関する基準）

第 2 条 高等専門学校の学科の設置であって、令第 23 条の 2 第 1 項第二号に該当するものは、当該設置の前後において、別表第 2 に掲げる学科の分野の変更を伴わないものとする。

附則（平成 26 年 2 月 3 日文部科学省告示第 15 号）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

学 位 の 種 類	学 位 の 分 野
学士、修士及び博士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位 （法務博士（専門職） 及び教職修士（専門職）を除く。）	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、獣医学関係、医学関係、歯学関係、薬学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
専門職学位のうち法務博士（専門職）	法曹養成関係
専門職学位のうち教職修士（専門職）	教員養成関係
短期大学士	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右（上）記の区分により難い学位の分野の判定に当たっては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又開設に係る学部等の教員数（大学設置基準（昭和 31 年 4 文部省令第 28 号）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後において、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第 1 条第 1 項第二号又は第 2 項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。	

別表第2

学 位 の 種 類	学 科 の 分 野
高等専門学校の学科	文学関係、教育学・保育学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係、理学関係、工学関係、農学関係、家政関係、美術関係、音楽関係、体育関係、保健衛生学関係（看護学関係）、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）、保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。）
備考 学際領域等右記の区分により難い学科の分野の判定に当たっては、既設の学科の廃止を伴い、かつ設置等に係る学科の教員数の半数以上が当該既設の学科に所属していた教員で占められること等により、当該設置の前後において、学科の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第2条の規定に該当するものとして取り扱う。	

○短期大学設置基準

(段階的整備)

第45条 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

○短期大学設置基準第38条の規定に基づく新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備

(平成15年3月31日)
(文科省告示第52号)

短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第38条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

- 1 教員組織の段階的整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。
 - 一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うものであること。
 - 二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目の授業を担当する教員を置くことを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする教員数に占める割合以上の数の教員を置くものであること

年 次	必要とする教員数に占める割合	
	2 年 制	3 年 制
開設時	50%	34%
第1年次中	50%	33%
第2年次中	—	33%

三 整備に係る計画の期間中に、原則として教員が異動しないこと

2 校舎等の施設及び設備（以下「校舎等」という。）の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。

一 短期大学全体の整備に係る計画が確立し、かつ、教育研究に支障のない限度において、各年次にわたって行うものであること。

二 各授業科目を開設する年次において当該授業科目に必要な教室を備えることを原則として、次の表の上欄に掲げる各年次においてそれぞれ同表の下欄に掲げる必要とする校舎等に占める割合以上の施設等を置くものであること

年 次	必要とする校舎等に占める割合
開設時まで	60%
第1年次中	40%

3 文部科学大臣は、短期大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

（平成15年3月31日）
文科省告示第45号

最終改正平25・2・28文科告21

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準

第1条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第2項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第4条第1項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第1号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること。

二 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が、人材の需要の動向を考慮して定められている等

社会の要請を十分に踏まえたものであること。

三 大学等及び大学院に関する法第4条第1項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学等における開設前年度から過去4年間（修業年限が6年の学部にあつては過去6年間、短期大学において修業年限が2年の学科にあつては過去2年間、修業年限が3年の学科にあつては過去3年間、高等専門学校にあつては過去5年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均（以下「平均入学定員超過率」という。）が1定値未満（大学にあつては学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合には学科単位）で1・3倍未満、短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合には専攻課程単位）で1・3倍未満）であること。

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと

第2条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第4条第1項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

- 一 大学等に関する法第4条第1項の認可の申請又は同条第2項の届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者
- 二 認可申請者が設置する大学等について、法第4条第3項に規定する命令、法第15条第1項に規定する勸告又は同条第2項及び第3項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められない者
- 三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第13条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

第3条 文部科学大臣は、法第4条第1項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、平成22年度以降に期間（平成36年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科（この条において「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、平成21年度の当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（この項及び第2項において「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

- 一 地域医療再生臨時特例交付金の申請に関して都道府県が策定する地域医療の再生に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加
- 二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における3人以内の増加
- 三 歯学に関する学部の学科に係る入学定員等の減少に係る学則の変更の認可の申請を行おうとする当該大学の医学部における当該減少の人数以内の増加

- 2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが 9,049 人を超えない範囲で認可を行うものとする。
- 3 第 1 項の認可の申請の審査については、前 2 条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附 則

- 1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大学等及び大学院の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成 16 年度から平成 19 年度までの間に開設しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成 19 年度までの間、第 1 条第 1 号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

附 則（平 15・6・19 文科省告示 116）

この告示は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

（中 略）

附 則（平 25・2・28 文科告 21）

この告示は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置に係る認可の基準

開設年度	平均入学定員超過率に係る要件				
	大 学		短 期 大 学		高等専門学校
	入学定員が200人以上又は医歯系の学部	入学定員が200人未満の学部	入学定員が100人以上の学科	入学定員が100人未満の学科	学 科
平成16年度	平均入学定員超過率が1.50倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.75倍未満であり、かつ、開設前年度から過去4年間（修業年限が6年の学部にあつては過去6年間）の学部全体の入学者数の平均が300人未満であること。	平均入学定員超過率が1.50倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.75倍未満であり、かつ、開設前年度から過去2年間（修業年限が3年の学科にあつては過去3年間）の学科全体の入学者数の平均が150人未満であること。	平均入学定員超過率が1.50倍未満であること。
平成17年度	平均入学定員超過率が1.45倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.64倍未満であり、かつ、開設前年度から過去4年間（修業年限が6年の学部にあつては過去6年間）の学部全体の入学者数の平均が290人未満であること。	平均入学定員超過率が1.45倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.64倍未満であり、かつ、開設前年度から過去2年間（修業年限が3年の学科にあつては過去3年間）の学科全体の入学者数の平均が145人未満であること。	平均入学定員超過率が1.45倍未満であること。
平成18年度	平均入学定員超過率が1.40倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.53倍未満であり、かつ、開設前年度から過去4年間（修業年限が6年の学部にあつては過去6年間）の学部全体の入学者数の平均が280人未満であること。	平均入学定員超過率が1.40倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.53倍未満であり、かつ、開設前年度から過去2年間（修業年限が3年の学科にあつては過去3年間）の学科全体の入学者数の平均が140人未満であること。	平均入学定員超過率が1.40倍未満であること。
平成19年度	平均入学定員超過率が1.35倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.42倍未満であり、かつ、開設前年度から過去4年間（修業年限が6年の学部にあつては過去6年間）の学部全体の入学者数の平均が270人未満であること。	平均入学定員超過率が1.35倍未満であること。	平均入学定員超過率が1.42倍未満であり、かつ、開設前年度から過去2年間（修業年限が3年の学科にあつては過去3年間）の学科全体の入学者数の平均が135人未満であること。	平均入学定員超過率が1.35倍未満であること。

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等について

別表

認可の申請又は届出の区分	大学又は高等専門学校等の設置(第2条)	学部等の設置(第3条) 大学又は高等専門学校の学部の設置又は学部の専攻の専攻に係る課程の変更(第4条) 高等専門学校の学部の設置(第5条)	大学における通信教育の開設(第6条)				私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更(第7条)				大学等の廃止(第9条)	
	認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合	認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
提出書類(別記様式)	認可申請書	届出申請書	認可申請書	届出申請書	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	届出書	届出書	届出書	届出書	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
基本計画書	(様式第2号(その1の1))	(様式第2号(その1の2))	(様式第2号(その1の1))	(様式第2号(その1の2))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第2号(その2の1))	(様式第2号(その2の2))	(様式第2号(その2の1))	(様式第2号(その2の2))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
校地校舎等の図面	(様式第2号(その3の1))	(様式第2号(その3の2))	(様式第2号(その3の1))	(様式第2号(その3の2))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第2号(その3の3))	(様式第2号(その3の4))	(様式第2号(その3の3))	(様式第2号(その3の4))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
学則	(様式第3号(その1))	(様式第3号(その2の1))	(様式第3号(その1))	(様式第3号(その2の1))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第3号(その2の2))	(様式第3号(その2の3))	(様式第3号(その2の2))	(様式第3号(その2の3))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
教員名簿	(様式第3号(その3))	(様式第3号(その4))	(様式第3号(その3))	(様式第3号(その4))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第3号(その5))	(様式第3号(その6))	(様式第3号(その5))	(様式第3号(その6))	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
教員個人調査	(様式第4号)	(様式第4号)	(様式第4号)	(様式第4号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第5号)	(様式第5号)	(様式第5号)	(様式第5号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
附属病院所在地域の概況説明書	(様式第6号)	(様式第6号)	(様式第6号)	(様式第6号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第7号)	(様式第7号)	(様式第7号)	(様式第7号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
関連教育病院の概要等を記載した書類	(様式第8号)	(様式第8号)	(様式第8号)	(様式第8号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第9号)	(様式第9号)	(様式第9号)	(様式第9号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
通信教育実施方法説明書	(様式第10号)	(様式第10号)	(様式第10号)	(様式第10号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第11号)	(様式第11号)	(様式第11号)	(様式第11号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
通信教育に係る規程	(様式第12号)	(様式第12号)	(様式第12号)	(様式第12号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正
	(様式第13号)	(様式第13号)	(様式第13号)	(様式第13号)	個人調査	正	本	正	本	正	本	正

(注) 1 ※1は、共同学部等を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学部等を設置している場合に添付すること。
2 ※2は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の専攻を添付する場合に添付すること。
3 ※3は、臨床実習に関する学部又は学部の専攻を添付する場合に添付すること。
4 ※4は、併せて通信教育を開設する場合に添付すること。
5 ※5は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
6 △は、学長の個人調査のみ添付すること。

3. 学科・専攻の現況

昭和24年8月に学科や専攻について大学設置審議会の決定事項として短期大学設置基準に定められ、「短期大学の学科又は専攻部門は、文学・語学・図書館学・経済学・商学・理学・工学・農学・水産学・家政・教育（保育を含む）・体育・社会事業・厚生・芸術・新聞・その他の学科又は専攻部門として適当な規模内容があると認められたものとする。」との学科の例示があったが、昭和50年の文部省令の制定でこの例示がなくなり、さらに大学審議会の答申を受けて平成3年の改正により大綱化、弾力化が一段と進んだ内容となった。これに加えて、準学士の称号付与が学校教育法に盛り込まれ、平成17年には中央教育審議会が「我が国の高等教育の将来像」答申の中で、短期大学の修了者に学位を授与することを提言した。これにより同年、学校教育法が改正され、短期大学は卒業生に「短期大学士」という学位を授与できることとなった。

こうした規制緩和や法的な整備は、学術の進展や社会の要請に適応した特色ある教育研究を進展させる余地を生じさせ、新しい学科・専攻の設置の動きや再編成の可能性を高まらせている。

設置基準の大綱化以降に見られるカリキュラム改革の特徴の一つに、専門科目におけるコース制とユニット制の導入が挙げられる。コース制は制度上の位置づけは特になく、学科・専攻で開設されている授業科目を体系的に組み合わせて、履修モデルとして提示されているものである。学則において定めるか、否かも各短期大学の判断に委ねられているため、名称も多様である。利点は、教育内容の特色がわかりやすい、履修計画がたちやすい、卒業後の進路に結びついた指導を行ないやすい等であり、多くの短期大学が採用している。

ユニット制はコース制の後に導入されたもので、コース制をさらに細分化された少数科目を複数組み合わせたものを自由に選択して履修するものである。主に人文、社会系の学科で採用されている。ユニット制の利点は、学生がユニットを選択するので、学生個々の興味関心に応じた履修がしやすい、学生が自由に主体的に学べることなどが挙げられる。

平成15年以降には「地域総合科学科」が開設されるようになった。特定の学問領域に限定せずに、地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科である。その特色として、①多様な科目とコース展開、②科目・コースの柔軟な選択、③多様な履修形態、④社会人の積極的受け入れ、⑤第三者機関による適格認定に基づく質の保証等が挙げられる。

地域総合科学科は、私立短期大学の全体の1割弱にあたる30短大ほどで開設されている。入学定員規模は、開設短大1校当たり130人程度である。学科名称は、①ライフデザイン学科、②人間総合学科、③総合文化学科、④コミュニティ文化学科、⑤生活デザイン総合学科、⑥現代総合学科、⑦キャリアデザイン学科、⑧キャリアプランニング科、⑨ライフデザイン総合学科、⑩ライフプランニング学科などがある。

地域総合科学科の学科別分類は別表のとおりである。

別表

学科名等	コース・フィールド・メジャー等	ユニット
①ライフデザイン学科	女性の生き方フィールド	キャリア&ウーマン ボディ&マインド
	デザインコーディネートフィールド	デザインコーディネート フォルム&カラー
	ファッションブライダルフィールド	ファッション ソーイング ファッションビジネス ブライダル
	エコロジーフィールド	エコマインド エコアクション
	エンターテイメントフィールド	エンターテイメント メディアコミュニケーション
②人間総合学科	キャリアデザインコース ファッション舞台アートコース 健康・こどもスポーツコース	
③総合文化学科	デザイン・インテリアブランチ ファッションブランチ IT コミュニケーションブランチ フード・調理ブランチ 製菓ブランチ 観光・ホテルブランチ 文芸・編集ブランチ 図書館司書ブランチ 養護・保健ブランチ 幼児栄養ブランチ	
④コミュニティ文化学科	医療事務&心理・健康コース 公務員コース 観光・ホテル・ブライダルコース 語学・異文化理解コース ビジネス・情報・キャリアコース 図書館司書コース	
⑤生活デザイン総合学科	ベーシックフィールド 情報・オフィスフィールド ライフ・デザインフィールド 図書館フィールド 国際交流フィールド ファッション・アートフィールド 健康・福祉・医療フィールド 特別フィールド オープンフィールド	
⑥現代総合学科	メディカル秘書コース 養護教諭コース	

学科名等	コース・フィールド・メジャー等	ユニット
⑦キャリアデザイン学科	英語グループ IT グループ ビジネスグループ 自己発見グループ 現代社会グループ 進路選択グループ 必修グループ	
⑧キャリアプランニング科	医療事務ユニット 情報ユニット 会計ユニット 福祉ユニット 調理師ユニット フードコーディネーターユニット アートユニット ビジネスユニット	
⑨ライフデザイン総合学科	ファッションビジネス系	ファッションビジネス A ショップマネジメント ビューティ ブライダル メイクアップアート
	ファッションクリエイティブ系	ファッションクリエイティブ ファッションデザイン
	建築・インテリア系	建築・インテリア 建築 インテリア
	アート & デザイン系	アート&デザイン
	情報 & ネットワーク系	情報一般 ビデオフォト
	ビジネス実務系	ビジネス実務 エアライン & ホテル
	コミュニケーション系	コミュニケーション 声優・アナウンサー 異文化コミュニケーション
	製菓マネジメント系	パティシエ カフェ実務
	食文化系	食文化
	福祉系	福祉
⑩ライフプランニング学科	ベーシックフィールド 心理学フィールド ビューティファッションフィールド 食文化フィールド 環境デザインフィールド ライフコーディネーターフィールド 医療・福祉フィールド 情報ネットワークフィールド	

第2章 学生収容定員

1. 定員の概念

定員とは、短期大学設置基準に基づき、文部科学大臣が認めた短期大学が受け入れることができる学生数を指し、各年度の新入生として受け入れることのできる入学定員と、短期大学全体として受け入れることのできる収容定員とに分けられる。定員は、学科ごとに、また、専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに学則に定めなければならない。なお、昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を明示するものとされている。

設置基準上、定員は設置する校地面積、専任教員数等と不可分の関係にある。すなわち、専任教員数、校地面積、校舎面積等が一定であれば、設置する学科の種類に応じて定員が決められる。逆に、専任教員数、校地面積、校舎面積も、設置する学科の定員数に応じて決められる。

2. 収容定員変更手続

こうしたことから、収容定員を変更しようとする場合には、原則として文部科学大臣の認可が必要とされる（学校教育法第4条第1項、同法施行令第23条第十一号）。ただし、平成14年11月の学校教育法並びに学校教育法施行令の改正により、短期大学全体の収容定員の増加を伴わない変更については、届出事項となった（学校教育法第4条第2項、同法施行令第23条の2第四号）。

認可申請書、届出書その他の書類の様式及び提出部数等については、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」（平成18年文部科学省令第12号）に示されている。収容定員変更にかかる認可申請の期間については、学則変更年度の前々年度の3月1日から同月31日まで、又は前年度の6月1日から同月30日までの間に申請することとされている。また、短期大学全体としての収容定員の増加を伴わない変更の場合の届出の時期については、変更しようとする年度の前年度4月1日から12月31日までとされている。

教育条件の低下等の事態を招くことがないよう、各大学における定員管理の厳格化が今まで以上に求められ、短期大学設置基準においても、平成15年3月の改正により、「短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生数を学生定員に基づき適正に管理するものとする」（第4条第4項）との条文が設けられている。

3. 臨定の延長及び恒常化

期間を付した定員（臨時的定員）の制度は、18歳人口の急増・急減期に対処するために採られた政策である。従って、この制度の趣旨に沿えば、当初の計画である平成11年度で解消すべきものであるが、その後、受験生への影響、臨時的定員の果たした役割、私学経営への影響等を考慮し

た結果、大学審議会から平成16年度までの5年間で段階的に解消していく一方で、平成11年度の規模の5割程度の恒常的定員化を認めることが適切であるとの方針が示された（平成9年1月29日大学審議会答申「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」）。これを受け、「臨時的定員に関する平成12年度以降の取扱方針」（平成9年2月6日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会決定／平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）が出され、臨時的定員の延長及び恒定化に際しての具体的な指針が示されることになったのである。

しかし、「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月28日）の中で「主として18歳人口の増減に依拠した高等教育政策の手法はその使命を終え、『高等教育計画の策定と各種規制』の時代から『将来像の提示と政策誘導』の時代へと移行する」ことが述べられ、高等教育全体が転換期を迎えることになった。

臨時的定員の恒常化、規制改革、18歳人口の急減は、各短期大学に教育研究の改善・改革、戦略的経営をもたらしている一方で、学生数の減少、定員割れ、財政悪化をもたらしている。

特に収入に大きな影響を与える私立大学等経常費補助金（日本私立学校振興・共済事業団）においては、収容定員に対する在籍学生数の割合が算定基準に影響するように設計されており、収容定員の充足率が80%前後を下回ると減額率が高くなっている。収容定員の充足率が50%を下回ると不交付の対象になっているので注意が必要である。

第3章 学 則

学則は学校の組織、編成、運営等に関する教学上の基本的規程であって、対外的、学内的に学校の憲法にも相当するものである。

1. 学則に記載すべき事項

学則は短期大学の設置認可申請に必要な書類の1つとして指定されており（学校教育法施行規則第3条）、学則に記載すべき事項も学校教育法施行規則第4条に次のように定められている。

○学校教育法施行規則

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

（以下略）

以下、学校教育法施行規則第4条第1項各号に規定されている学則記載事項について簡単に触れるが、条文化するに際しては短期大学設置基準に添う必要がある。

① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という）に関する事項

・修業年限

修業年限「2年又は3年」（学校教育法第108条第2項）で短期大学の教育目的に応じて学校が定める。

・学年

「大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。」

「大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。」（学校教育法施行規則第163条）

・学期

学期は、前期・後期の2学期制が大部分であるが、昭和48年大学制度の弾力化の措置により、3学期制が可能となった。1つの学期の授業期間は10週又は15週にわたるとされていたが、平成25年の短期大学設置基準の改正により、教育上必要があり、十分な教育効果をあげることができる場合は、この限りではないとされ、さらに柔軟な設定が可能になった。（短期大学設置基準第9条）。

・授業を行わない日（休業日）

学校教育法施行規則第61条は、公立小学校における休業日を定めている。短期大学においては準用規定はないが、これに準じて休業日を定めている。

② 学科及び課程の組織に関する事項

「学科は、教育研究上の必要に応じて組織されるものであって、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。」

「学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。」（短期大学設置基準第3条）。

③ 教育課程及び授業日数に関する事項

・教育課程

「短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」

「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」（短期大学設置基準第5条）

「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」（短期大学設置基準第6条）

・単位の計算方法

各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとし、単位数に当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。また、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間をもって1単位とすることができる。

1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ前項に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする（短期大学設置基準第7条）。

・授業日時数

「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」（短期大学設置基準第8条）学則には授業日数を直接明示せず、前記①の「学期」に期間を付し、同「休業日」との関係から間接的に授業日数を表示している例が多い。

④ 学修の評価及び課程修了の認定に関する事項

・学修の評価

授業科目を履修し、試験に合格した者には所定の単位を与える（短期大学設置基準第 13 条）ことになるが、学修の評価についての法的規制はなく、通常秀、優、良、可、不可又は S、A、B、C、F 等の表記で行うことを合否の基準とともに規定する。

- ・課程修了の認定

卒業の要件を記載する。卒業の要件としては、修業年限、必要単位数及び単位の修得方法を記載する例がほとんどである。卒業に必要な単位数は 2 年制の短期大学では 62 単位以上、3 年制の短期大学では 93 単位以上（短期大学設置基準第 18 条）であるが、夜間学科等においては修業年限を 3 年とし、修得単位数を 62 単位以上とする（短期大学設置基準第 19 条）こともできる。

⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項

- ・収容定員

ここにおける収容定員は、学生定員のことをさし、学科ごと（専攻課程を置く場合は専攻ごと）に規定する。なお、昼夜開講制をとる場合は、昼間主コースと夜間主コースとに分けて規定する（短期大学設置基準第 4 条）。

- ・教員組織

職員には教員だけでなく事務職員等も含むが、学則には「本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。」と簡単に規定している場合が多い。なお、副学長等をおく場合にはこの項で規定しておくのが良い。また、この項で教授会についても規定する。

教員組織と教員の資格については、短期大学設置基準第 20 条～第 26 条に、教授会の設置については学校教育法第 93 条に規定されている。

⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

- ・入学

入学の時期、入学資格、入学の出願・選考、入学手続、入学許可等について規定する。

- ・退学

学長の許可が必要である旨を規定する。

- ・転学

転学者を受け入れる場合には学則に規定する。転学を規定している短期大学は少ないが、規定する場合は、既修得科目と単位の取扱いや在学すべき年数についても触れるようにする。

- ・休学

休学に必要な修学出来ない期間や休学の最長期間などを規定する。

- ・卒業

前記④の「課程修了の認定」の項に記したように卒業の要件、卒業の認定、卒業証書の授与に

ついて規定する。なお、短期大学士の学位は、学則または学位規則等に規定する必要がある。

⑦ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項

授業料等については、その納入金額、納入時期、納入方法等（授業料等の免除、返還、休学中の取扱い等）を規定する。なお、入学検定料及び入学料は金額を学則に規定し、納入時期、納入方法は入学募集要項に記載している場合が多い。

⑧ 賞罰に関する事項

賞に関する法令上の規定はないが、罰に関しては懲戒ができる旨の規定（学校教育法第11条及び同法施行規則第26条）がある。学則には表彰と罰則について規定することになるが、罰則の場合は乱用を防ぐ観点からも具体的な該当項目を規定しておく必要がある。

⑨ 寄宿舍に関する事項

寄宿舍は、なるべく備えるものとする（短期大学設置基準第28条第5項）ことになっており、寄宿舍がある場合はこのことを条文化する。

2. その他の記載事項

学則記載事項について、学校教育法施行規則に規定されている項目について触れたが、この他に当該短期大学で実施している項目があれば、学則に記載する必要がある。その主なものは次のとおりである。

・教育研究上の目的

短期大学設置基準が平成19年7月31日に改正され、短期大学設置基準第2条の2において、「短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。」として新たに定められた。

・資格取得に関する事項

教育職員免許状の所要資格を得させるための課程認定を受けている場合は、学則に必要項目を記載する。

・科目等履修生、特別聴講学生、留学生に関する事項

単位互換による履修、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に関する事項

・既修得単位の認定に関する事項

・専攻科、別科等を設置している場合は、その名称、修業年限、学生定員、入学資格、修了の要件、教育課程、納入金等

・長期履修学生に関する事項

短期大学設置基準第16条の2において、「短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる」

として、社会人の様々な学習需要に対応し、大学等が多様で柔軟な学習機会を提供し、社会人の受け入れをいっそう推進し得るように、長期にわたる教育課程の履修を定めている。よって、各短期大学が、同規定による学生（長期履修学生）を受け入れる場合には、授業料、教育課程等、関連の規定を学則に設けておく必要がある。

なお、教育課程、授業料等学則の記載事項を変更する場合は入学者保護の観点から、学生募集開始前に、また、入学検定料を変更する場合は検定料を受験生に納付させる前に文部科学省に「短期大学学則の一部変更届」の届出様式に従って作成し、提出しなければならない。

3. 学則記載事項・関係法規等の資料

学 校 教 育 法 施 行 規 則 第 4 条 第 1 項		学 校 教 育 法 (条 数)	学 校 教 育 法 施 行 規 則 (条 数)	短 期 大 学 設 置 基 準 (条 数)
①	修 業 年 限	108 ②		
	学 年		163	
	学 期			9
	休 業 日		(61 準用)	
学 校 教 育 法 施 行 規 則 第 4 条 第 1 項		学 校 教 育 法 (条 数)	学 校 教 育 法 施 行 規 則 (条 数)	短 期 大 学 設 置 基 準 (条 数)
②	学 科 ・ 課 程 組 織	108 ⑤、⑥	142	3
③	教 育 課 程		100	5 ～ 7、11、12
	授 業 日 数			8
④	学 習 評 価			11 ②、13 ～ 16
	課 程 修 了 の 認 定	104	58、163 ②	18、19
⑤	収 容 定 員			4
	教 員 組 織、 事 務 組 織 等	7、9、92		20 ～ 26、29 ③、 34、35
⑥	入 学	90	144、150、163 ②	
	退 学		144	
	転 学		144	
	休 学		144	
	卒 業		163 ②	18、19
⑦	授 業 料	6		
⑧	賞 罰	11	26	
⑨	寄 宿 舎			28 ⑤

4. 私立短期大学における認可・届出事項一覧

事 項	認可 届出の別	関係書類の提出時期	担当窓口	備 考
1 短期大学の新設	認 可	開設年度の前々年度の3月31日まで	大学設置室	
2 短期大学の廃止	認 可	在学生がいなくなることが確定した時	〃	
3 学科の設置	認 可	開設年度の前年度の5月31日まで	〃	
4 学科の設置（当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	〃	
5 学科の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
6 専攻課程の設置	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	〃	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る
7 専攻課程の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	〃	
8 通信教育の開設	認 可	開設年度の前年度の5月31日まで	大学設置室	
9 通信教育の開設（当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの）	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	〃	
10 通信教育の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	大学振興課	
11 専攻科、別科の設置	届 出	開設年度の前年度の12月31日まで	〃	
12 専攻科、別科の廃止	届 出	在学生がいなくなることが確定した時	〃	
13 収容定員の総数の増加	認 可	学則変更年度の前々年度の3月31日又は前年度の6月30日まで	大学設置室	
14 収容定員の変更（当該大学の収容定員の総数の増加を伴わないもの）	届 出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	大学振興課	
15 専攻課程間の入学定員の変更	届 出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	〃	当該大学の収容定員の総数が増加しない場合に限る
16 学則の変更	届 出	変更しようとする時	〃	

事 項	認可 届出の別	関係書類の提出時期	担当窓口	備 考
17 目的の変更	届 出	変更しようとする時	大学振興課	
18 名称の変更	届 出	学則変更年度の前年度の12月31日まで	〃	
19 位置の変更	届 出	変更しようとする時	〃	
20 校地・校舎の変更	届 出	変更しようとする時	参 事 官	
21 通信教育に係る 規程の変更	届 出	変更しようとする時	大学振興課	
22 学長の決定	届 出	決定した時	〃	
23 学生募集の停止	報 告	募集停止を決定した時	〃	
24 設置者の変更	認 可	変更しようとする時	大学設置室	

5. 短期大学の学則作成にあたって

以下は、あくまでも一つの例示であり、各短期大学においては、これを参考にいただき、各短期大学独自の教育の目的等に即して、適切な学則になるよう適宜工夫していただきたい。

参 考

学則記載事項（学校教育法施行規則第4条）

- 1 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 5 収容定員及び職員組織に関する事項
- 6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 7 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 8 賞罰に関する事項
- 9 寄宿舍に関する事項

〇〇短期大学学則（作成例及び注釈）

改正の沿革

昭和 年 月 日 制 定

平成 年 月 日 一部改正

第1章 総 則

（目 的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、〇〇学園の設置目的である「……」を基本目的として、人材の養成を目的とする。

2 本学の設置する各学科又は専攻における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。（注1）

（注1） 短期大学設置基準には、「短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。」（第2条関係）と規定されており、学科又は専攻ごとに、それぞれの目的について、直接学則に記載するか別の規程等に定めるかのいずれかの方法により、定める必要がある。

(目的達成と評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(注2)

2 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(注2) なお、学則上に規定しない場合にあっても、具体的な点検・評価のあり方については、別に何らかの形で明文化しておく必要がある。

(教育内容等の改善)

第3条 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、研修及び研究を実施する。

(注3)

2 前項の委員会については、別に定める。

(注3) 短期大学設置基準の改正により、「・・・実施に努めなければならない」ことから、「・・・実施するものとする」となり、努力から義務となった。(第11条の3)

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科(専攻課程)及びその学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
○ ○ 学 科	○○人	○○人
○ ○ 専攻	○○人	○○人
○ ○ 専攻	○○人	○○人
○ ○ 学 科	○○人	○○人

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は2年(又は3年)とする。

2 学生は4年(又は6年)を超えて在学することはできない。(注4)

(注4) 学生が在学できる最長年限を何年にするかについては、法的には定めておらず、各短期大学で自主的に定められてきたが、多くの短期大学では、おおむね修業年限の2倍の4年(又は6年)と定めている。在学年限を定めている趣旨は、短期大学が国民に開放された公共性を有する機関という点から、所定の修業年限より長い一定の年数を超えてもなお学業の終わらない者に対して、学校が強制的に退学できるようにするためである。

なお、設置基準第16条の2に定める「長期履修学生制度」を活用する場合には、修業年限を超え

た計画的な履修を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第7条 学年を次の2学期（又は3学期）に分ける。

前学期（又は第1学期）4月1日から○月○日まで

後学期（又は第2学期）○月○日から翌年3月31日（○月○日）まで

（第3学期） ○月○日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

ただし、必要に応じ、学長は休業日を臨時に変更することができる。

(1) 日曜日（日曜日及び土曜日）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 本学の開学記念日 ○月○日

(4) 夏季休業日 ○月○日から○月○日まで

(5) 冬季休業日 ○月○日から○月○日まで

(6) 春季休業日 ○月○日から○月○日まで

2 前項各号に定められるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

2 前項の他にも、学期の区分に従い入学することができる。（注5）

（注5） 学校教育施行規則には、「学年の始期及び終期は、学長が定める。」「2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。」と規定されている。（学校教育法施行規則第163条）これは、学年暦が異なる外国の学校教育を受けた学生の円滑な受入れの観点から、秋季入学を柔軟に導入できるよう、学年の途中における入学及び卒業に関し規定したものである。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（注6）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者（注7）
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（注8）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

（注6） 本条第2号の通常の課程による12年の学校教育を修了した者とは、高等専門学校第3年次修了者並びに特別支援学校の高等部の卒業生である。

（注7） 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者に準ずる者とは、文部省告示（昭和56年文部省告示第153号）により指定された者である。

（注8） 文部科学大臣の指定した者とは、従前の規程による高等学校高等科又は大学予科の第1学年を修了した者など、文部省告示（昭和23年文部省告示第47号）により、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として指定された者である。

（入学の出願）

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

- 2 前項の提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学の選考）

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第13条 前条の選考により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他本学所定の書類入学金を添えて提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。
- 3 学長は、正当な理由がなく前項に規定する手続きをしない者については、入学の許可を取り消すことができる。

（転入学・再入学等）

第14条 本学に転入学、再入学又は転科を志願する者があるときは、審査の上、教授会の議を経て、

学長が相当年次に入学を許可することがある。

- 2 前項の転入学、再入学又は転科に関する出願及び選考方法については、別に定める。
- 3 前項の規定により転入学、再入学又は転科を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退 学)

第15条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(休 学)

第16条 疾病その他やむを得ない事情により、○ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。(注 9)

(注 9) 休学については、教授会の議を経て学長が定めることとされている(学校教育法施行規則第 144 条)。休学は、修学できない状態が、ある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常、その期間中は授業料が免除され、またその期間は最長在学年限に含まれないものとしている。したがって、あまり短い期間についての休学の措置をとる必要はなく、2～3ヶ月以上修学が不可能な場合に休学とすることができるものとしている短期大学が多い。

(休学期間)

第17条 休学の期間は○年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、更に○年まで延長を許可することがある。(注 10)

- 2 休学の期間は、通算して○年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、第 5 条第 2 項の在学年限に算入しない。

(注 10) 休学の期間をどの程度まで認め得るかについても、教授会の議を経て学長が定めることとされているが、多くの短期大学で、引き続いて休学ができる期間として 1 年、特別理由がある場合には、引き続き 1 年まで延長することを認め、また、通算して休学できる期間については、修業年限(2 年又は 3 年)と同程度としているようである。

(復 学)

第18条 休学許可期間満了の者、又は休学期間中においてもその理由が消滅した者は、復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(除 籍)

第19条 次の各号の 1 に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍することができる。(注 11)

- 1 第 5 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- 2 第 17 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 3 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 4 長期間にわたり行方不明の者

(注11) ここでいう除籍は、学生を一方的に退学させることであるが、学校教育法施行規則第26条で定められているいわゆる懲戒処分としての退学と異なり、懲戒としての性格はもたないものである。

また、当該学生の在籍中の学修・学籍などの記録(学籍簿等)は、学校教育法施行規則第28条の規定により保存しなければならない。

(復 籍)

第20条 除籍された者のうち、次の場合にあっては、除籍後○月以内に限り教授会の議を経て、復籍することができる。

(1) 長期間にわたり行方不明により除籍された者が、復籍を願い出た場合。

(2) 授業料等未納により除籍された者が、未納授業料等を納入し、復籍を願い出た場合。

第5章 教 育 課 程

(教育課程及び授業科目)

第21条 本学の教育課程は、別表第1のとおりとする。(注12)

(注12) 一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目の区分を廃止したことにより、新たに各短期大学が自主的な教育課程を編成することができるが、従来どおりの科目区分を残すことも可能である。

(教職課程等の授業科目)

第22条 前条に定めるもののほか教職員免許法施行規則に定める教職に関する専門教育科目並びにその他の資格取得に必要な専門教育科目を置く。(注13)

2 授業科目の種類及び単位数等は、別表第2のとおりとする。(注14)

(注13) 教職に関する科目は教育教員免許法によって履修が必要とされる科目であり、一般的には学科本来の専門とは性格が異なるものであるので、卒業要件単位数のなかに含めることは適当ではない。ただし、幼児教育科等教員養成を目的とする学科においては、教職に関する本来の専門と認められるので卒業要件単位数に含めて差し支えない。

(注14) 教職に関する科目を学則に記載する場合には、学科本来の授業科目とは分けて記載することが適当であろう。(第22条別表第2参照)

なお、司書に関する専門科目、司書教諭に関する専門科目等についても本条に準じて規定すること。

(授業の方法)

第23条 本学における授業は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業において、メディアを利用して行うことがある。(注15)

(注15) メディアを利用して行う授業を実施するにあたっては、文部科学省令告示で定められている要件を満たすなど留意が必要である。(平成13年文部科学省告示第52号関係)

(履修登録)

第24条 学生は、通年開講授業科目にあっては毎学年度の開講前、各学期開講授業科目にあっては毎学期の開講前に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は、実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号に規定する基準を考慮して、別に定める時間をもって1単位とする。(注16)
- (5) 卒業研究、卒業制作等の授業科目については、学修の成果を評価し、所定の単位を与えることができる。

(注16) (4)の場合、各授業形態種別の授業時間とそれぞれに求められる授業時間外の学修時間の合算で、45時間をもって1単位とするよう定めなければならない。

(成績の評価基準)

第27条 試験等による成績の評価は、秀、優、良、可、不可(S、A、B、C、F等)の5段階とし、不可(F)を不合格とする。

- 2 成績と評価基準は、次のとおりとする。(注17)

成 績	評 価
100－90点	秀 (S)
89－80	優 (A)
79－70	良 (B)
69－60	可 (C)

(注17) 厳格な成績評価が求められるということから、10点刻みの評価とし、素点と成績評価基準を明示した。(設置基準第11条の2)

なお、これをもとに卒業認定や修学指導に供する目的で、GPA制度への活用や導入も考えられる。

(卒業の要件)

第28条 本学を卒業するためには、学生は2年(又は3年)以上在学し、別表第1に定めるところにより〇〇単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第29条 前条の要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第30条 前条により卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。(注18)

(注18) 学校教育法第104条第3項に基づいて短期大学士の学位を授与することとなった。学位に付記する専攻分野の名称は各短期大学の適切な判断による。

(資格の取得)

第31条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科および専攻名		免許状の種類及び資格
○	○ 学 科	中学校教諭二種免許状 (〇〇)
○	○ 学 科	
	〇〇専攻	〇〇〇 保育士資格
	〇〇専攻	〇〇〇 幼稚園教諭二種免許状

2 中学校教諭二種免許状 (〇〇) を取得しようとする者は別表第1及び第2に定めるところにより、〇〇単位以上を取得しなければならない。(注19)

(注19) 教育教員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を規定すること。また、その他の資格、免許状についても、それぞれの根拠法令に基づいて所要の単位を規定すること。なお、短期大学設置基準第13条の2の規定を踏まえ、要修得単位数が過剰とならないように留意すること。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位(3年制46単位)を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。(注20)

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(注20-1) 短期大学設置基準第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとしている学科にあっては、30単位を超えないものとする。(第33条、第34条も同じ)

(注20-2) 単位の認定については、予め規定を整備しておくことが必要である。(第33条、第34条も

同じ)

(他の短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修（注21）を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位（3年制46単位）を超えないものとする。

（注21） 文部科学大臣が別に定める学修とは、文部省告示（最終改正 平成26年9月1日文科告 124）により次の学修が指定されている。

短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件

- ① 大学の専攻科における学修
- ② 高等専門学校の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ③ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- ④ 次に掲げる学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものにおける学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校

ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発総合大学校（旧職業訓練法（昭和33年法律第133号）による中央職業訓練所及び職業訓練大学校、職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（昭和44年法律第64号）による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校並びに職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。）

ハ 独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校（旧水産庁設置法（昭和23年法律第78号）による水産講習所並びに旧農林水産省設置法（昭和24年法律第153号）、旧農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校を含む。）

ニ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）による国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設（厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平

成 22 年厚生労働省令第 58 号) による改正前の厚生労働省組織規則 (平成 13 年厚生労働省令第 1 号) による国立看護大学校を含む。)

ホ 国土交通省組織令 (平成 12 年政令第 255 号) による気象大学校 (旧運輸省設置法 (昭和 24 年法律第 157 号) 及び旧運輸省組織令 (昭和 59 年政令第 175 号) による気象大学校を含む。) 及び海上保安大学校 (旧運輸省組織令による海上保安大学校を含む。)

- ⑤ 教育職員免許法別表第 3 備考第 6 号の規定により文部科学大臣の認定を受けて短期大学、大学等が行う講習又は公開講座における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ⑥ 社会教育法第 9 条の 5 の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学、大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ⑦ 図書館法第 6 条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ⑧ 学校図書館法第 5 条第 3 項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて短期大学又は大学が行う司書教諭の講習における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ⑨ 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則又は技能審査の認定に関する規則による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ⑩ アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトーイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、短期大学において、短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。
- ロ 審査の内容が、学校教育法第 108 条第 1 項に規定する短期大学の目的に照らし適切なものであること。
- ハ 審査が全国的な規模において、毎年 1 回以上行われるものであること。
- ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

(入学前の既修得単位の認定)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第 1 項に規定する学

修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等（注22）の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第32条第1項及び前条第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（3年制46単位）を超えないものとする。この場合において第32条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位（3年制53単位）を超えないものとする。

（注22） 転入学等の場合には、予め一定単位数に限定することは適当ではなく、転入学前の履修状況に応じて単位数を認定することが適当である。

第6章 検定料、入学料、授業料その他の費用

（検定料等の金額）

第35条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は次のとおりとする。

検定料	〇〇〇円（注23）
入学料	〇〇〇円
授業料	〇〇〇円
〇〇費	〇〇〇円

（注23） 検定料の改定にあたっては、出願受付以前に改定施行しておくこと。

（授業料の納入期）

第36条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別事情があると認められる者は、延期を認めることがある。

前期	〇〇〇円	納期〇月中
後期	〇〇〇円	納期〇月中

（退学及び停学の場合の授業料）

第37条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は徴収する。

- 2 停学期間中の授業料は徴収する。

（休学の場合の授業料）

第38条 休学を許可された者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

（復学の場合の授業料）

第39条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第40条 学年の途中で卒業しようとする者は、卒業見込みの月まで授業料を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第41条 一旦納付した検定料、入学料は原則として返付しない。一旦納付した授業料は、4月1日以降は原則として返付しない。(注24)

(注24) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」(平成18年12月28日付け文科高第536号文部科学省高等教育局長・生涯学習政策局長通知)を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記載するなどにより、明確にしておく必要がある。

ア 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は推薦入学試験(これに類する入学試験を含む。)に合格して短期大学と在学契約を締結した入学志願者を除く。)については、原則として、入学志願者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じること。

イ アにかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載している場合には、入学式の日までに入学志願者が明示又は黙示に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じること。

第7章 教職員組織

(教職員組織)

第42条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

第8章 教授会

(教授会)

第43条 本学に重要事項を審議するために教授会を置く。

(教授会の構成)

第44条 教授会は学長及び教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第45条 本章の定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第46条 本学の特定授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて教授会の議を経て、学長が科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第26条及び第27条の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。(注25)

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(注25) 研究生、委託生の制度を設けている場合も同じように規定すること。

第10章 賞 罰

(表 彰)

第48条 学長は、他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することがある。

(懲 戒)

第49条 学長は、教育上必要と認める学生に、教授会の議を経て、懲戒を加えることがある。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 厚 生 施 設

(学生寮)

第50条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

附 則

1 この学則は平成〇年4月1日から施行する。(注26)

(注26) 専攻科、別科を設置している場合は、それぞれ章を設け、名称、修業年限、入学定員、入学資格、

修業の要件、教育課程、納入金等を規定すること。

- 2 ○年度から○年度において○○学科の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。(注27)

○年度 ○○人

○年度 ○○人

(注27) 学科新設等で定員を変更する場合、学則本文には完成後の収容定員を規定し、附則において完成までの各学年の収容定員を規定すること。

- 3 この学則は○○年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

(注28)

(注28) 入学年次毎に学納金・教育課程が異なる場合は、適用する学則を附則において規定すること。

別表第1 (第21条関係)

○記入例1

(1) 全学共通科目

授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単 位 数	備 考
	必 修	選 択		

(2) 専門教育科目

区分 学科	授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単 位 数	備 考
		必 修	選 択		
○○学科					
△△学科					

○記入例2

	授 業 科 目	単 位 数		卒業要件 単 位 数	備 考
		必 修	選 択		
○ ○ 学 科	全学共通科目				
	専門教育科目				

別表第2（第22条関係）

教職に関する専門科目

授 業 科 目	単 位 数		必 要 単 位 数	備 考
	必 修	選 択		

卒業証書・学位記の表記の例

短期大学士（○○）として（ ）内に適切な専攻分野の名称を付記する。

短期大学士（○○） 都道府県名（本籍） 氏 名 年 月 日生 学位記 ○○短期大学 学 長 氏 名 印	短期大学士（○○） 都道府県名（本籍） 氏 名 年 月 日生 学位記 ○○短期大学 学 長 氏 名 印
--	--

卒業証書 都道府県名（本籍） 氏 名 年 月 日生 短期大学士（○○） 都道府県名（本籍） 氏 名 年 月 日生 ○○短期大学 学 長 氏 名 印	短期大学士（○○） 都道府県名（本籍） 氏 名 年 月 日生 学位記 ○○短期大学 学 長 氏 名 印
---	--

第4章 大学評価と教育情報の公表

1. 自己点検・評価

自己点検・評価とは、各短期大学が自らの教育研究の理念に照らして、教育活動及び研究活動の状況を点検・評価することである。

大学評価については、昭和61年の臨時教育審議会の第2次答申の中で、大学の自己検証・自己評価が要請されているが、大学評価についての本格的な議論が始まったのは、平成3年2月の大学審議会答申「短期大学教育の改善について」においてである。この答申の最大のポイントは、短期大学設置基準の様々な規制を大幅に緩和すべきこと、短期大学自身による自己点検・評価が重要であることを指摘した点である。すなわち、規制改革の流れの中で各短期大学がカリキュラムを組むに際して、大幅な“自由”を与えるのと引き換えに、自己点検・評価を課すことにより、“自由”に対する保証を求めたものとなっている。したがって、短期大学設置基準の大綱化と自己点検・評価は表裏の関係にあると言える。

大学審議会のこの答申を受けて大綱化された短期大学設置基準において、自己点検・評価が努力義務化され、その後、平成11年には自己点検・評価の実施と結果の公表が義務化された。

2. 認証評価機関による第三者評価

中央教育審議会は、平成14年8月「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」と題する答申をまとめた。この答申の中で、それまでの我が国の大学評価については「自己点検・評価が定着してきているものの、第三者評価は未熟であり、大学の質の保証システムとしては不十分にある。」との評価を下している。その上で、大学の自主性・自立性に配慮しながら、その教育研究の質の維持向上を図っていくためには、現在、活動を展開している「様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する」ことを提言している。

この答申を受け、平成14年11月学校教育法が改正され、認証評価機関による第三者評価が義務化されることになった。期間については、学校教育法施行令第40条により、7年ごとに評価を受けるものと定められている。

現在、短期大学の認証評価を認められているのは、財団法人短期大学基準協会、財団法人日本高等教育評価機構、財団法人大学基準協会の3機関である。

各機関は評価の目的に、教育の質保証、改革・改善の支援、個性・特色のある教育研究活動等の

支援、公表することにより社会の理解と支持を得ることなどを挙げている。

短期大学基準協会の評価スケジュール、評価の実施方法及び評価結果の概要は次のとおりである。

【評価のスケジュール】

第三者評価実施の前年度

5月下旬～6月上旬	次年度第三者評価実施要領の通知・申込書送付
7月末	次年度第三者評価申込締切
9月中旬～下旬	次年度第三者評価実施校の決定・通知
9月～10月	A L O（Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者）に対する研修の実施

第三者評価実施年度

6月末	自己点検・評価報告書の提出締切
7月～8月	書面調査
9月～10月	訪問調査
12月下旬	機関別評価案の内示
1月下旬	異議申立て意見申し立て締切
1月下旬～2月上旬	第三者評価審査委員会による審査（異議申立てがあった場合）
3月下旬	機関別評価の決定・通知、評価結果の公表 (短期大学基準協会第三者評価要綱より抜粋)

【評価の実施方法】

① 自己点検・評価報告書の作成

評価を受ける短期大学は、報告書作成マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成する。

② 各評価員による評価

評価員は、自己点検・報告書（提出資料を含む）による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該短期大学の状況を把握・分析・評価をする。

③ 評価チームによる基準別評価

訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめる。

④ 評価委員会による機関別評価

評価を受ける短期大学数に応じた複数の分科会を評価委員会に置き、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、評価チームの責任者出席の下に審議を行い、機関別評価原

案を作成する。評価委員会においては、分科会で作成した原案について審議し、機関別評価案を作成する。また、評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示する。

⑤ 理事会による評価結果の決定

評価委員会で作成した機関別評価案を理事会で承認し、最終決定となる。

(短期大学基準協会第三者評価要綱より抜粋)

評価の結果、「基準Ⅰ 建学の精神と教育効果」「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」の4基準のすべてが合である場合に「適格」とされる。

「不適格」は、評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合、また重大な法令違反等がある場合の判定となる。

不適格の判定に至らない場合には「保留」としてその理由が公表され、再評価を受けることになる。

「保留」と判断された場合、指定された期間内に自己点検・評価報告書を提出し、再評価を受けなければならない。再評価を受けなかった場合は、「不適格」となる。

また、「適格」でも条件を付された場合は、指定された期日までに改善報告書を提出しなければならない。改善報告書を提出しなかった場合は、「不適格」になる。(短期大学基準協会第三者評価要綱より抜粋)

○学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機

関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従って行うものとする。

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人でないこと。
- 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

（略）

認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

（略）

（略）

上記のとおり、自己点検・評価の義務については、学校教育法に規定され、併せて自己点検・評価の方法についても、次のとおり学校教育法施行規則に規定された。

○学校教育法施行規則

第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

3. 法令違反状態の大学に対する措置

中央教育審議会は、前項の答申において、設置基準等の法令違反の状態にある私立大学に対する国の措置について「違法状態にある大学に対しては、緩やかな措置から段階的に是正を求めるべく、新たに改善勧告制度を導入するとともに、私立大学についても変更命令を可能とし、閉鎖命令に至る事前の措置を規定する」ことを提言した。

背景としては、答申当時の制度が、行政指導以外には、大学自体の閉鎖を命ずる“閉鎖命令”という最終措置があるのみで（国公立大学に対しては、法令違反の是正を命ずる“変更命令”があ

る)、大学の自主性・自立性を踏まえた改善措置についての規定が未整備だったことが挙げられる。

この指摘により、認証評価機関による第三者評価が義務化と同時期に学校教育法が改正され、第15条として次の条文が追加された。

○学校教育法

第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

文部科学大臣は、前項の規定による勧告によってもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

4. 教育情報の公表

短期大学の情報公開に関して、初めて規定化されたのは、平成11年9月に改正された短期大学設置基準である。「短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。」と定められた（第2条の2）。

以来、平成16年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」（閣議決定）において政府の方針が「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する」と示された。

平成17年1月に中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」において「例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する『約束』とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる」と提言された。

平成18年12月に教育基本法が改正され、大学に関する規定が設けられた（第7条）。

この改正を受け、平成19年6月に学校教育法が改正され、研究の成果の提供などをはじめ、教育研究活動の状況の公表が法制化された（第83条、第113条）。

これらの経緯を経て、平成22年6月15日、学校教育施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が公布され、大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、平成23年4月1日から公表すべき事

項が具体的に定められ、刊行物への掲載やインターネットの利用など広く周知できる方法で公表することが規定された。(第172条の2)

そして、平成23年8月5日に文部科学省の「大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議」により、「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」がまとめられ、大学団体、認証評価機関、私学事業団からなる「大学ポートレート（仮称）準備委員会」が設置され、同委員会での検討を経て、大学ポートレートが平成26年度中の稼働に向けて準備が進められている。

大学ポートレートは、国公立を通じたデータベースを用いた共通の情報発信の仕組みであり、私立大学・短期大学については、私学事業団の学校法人基礎調査に教育情報の項目が加えられたものがデータベースの基になる。公表項目等については、各学校法人の判断により決めることができる。

以上の改正等により、自然淘汰が促進され、学生や大学の自己責任が問われるようになる。公表までの内部プロセスなどを含めて対応できるリスク管理が必要になることに加えて、これまで以上に各私立短期大学の自主的な改善・改革が求められる。

○学校教育法施行規則

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

○学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(平成 16 年文部科学省令第 7 号)

第 1 条 学校教育法（以下「法」という。）第 110 条第 3 項に規定する細目のうち、同条第 2 項第 1 号に関するものは、次に掲げるものとする。

大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）並びに大学（大学院を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）、大学通信教育設置基準（昭和 56 年文部省令第 33 号）、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）及び専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和 50 年文部省令第 21 号及び短期大学通信教育設置基準（昭和 57 年文部省令第 3 号）に、それぞれ適合していること。

二～四 (略)

前項に定めるもののほか、法第 109 条 2 項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第 110 条第 3 項に規定する細目のうち、同条第 2 項第 1 号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。

- 一 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- 二 教員組織に関すること。
- 三 教育課程に関すること。
- 四 施設及び設備に関すること。
- 五 事務組織に関すること。
- 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- 七 財務に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

(略)

第5章 取得可能な資格等

短期大学における所定の履修により得られる免許・資格等は非常に広範囲にわたっている。以下に例を示す。

① 卒業と同時に取得できるもの

〔国家資格〕

教育職員二種免許状 [幼稚園教諭 小学校教諭 中学校教諭 (国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語、宗教) 特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭] 図書館司書 学校図書館司書教諭 学芸員補 調理師 栄養士 保育士 介護福祉士 測量士補 ※ 中学校教諭の () 内は教科名で外国語は、英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分かれる。

〔公的資格〕

訪問介護員 (ホームヘルパー) 2 級 社会福祉主事 (任用) 食品衛生管理者 (任用)

〔民間資格〕

上級秘書士 秘書士 上級情報処理士 情報処理士 上級ビジネス実務士 ビジネス実務士 ウェブデザイン実務士 社会調査実務士 社会調査アシスタント 観光ビジネス実務士 上級環境マネジメント実務士 環境マネジメント実務士 プレゼンテーション実務士 保育音楽療育士 こども音楽療育士 ボランティア実務士 国際ボランティア実務士 NPO実務士 生活園芸士 園芸療法士 カウンセリング実務士 (専攻科のみ) レクリエーション・インストラクター 児童厚生二級指導員 など

② 受験資格が得られるもの

〔国家資格〕

保健師 助産師 看護師 作業療法士 理学療法士 はり師 きゅう師 美容師 理容師 臨床検査技師 診療放射線技師 臨床工学技士 歯科衛生士 歯科技工士 言語聴覚士 製菓衛生師 自動車整備士 (二級、三級) 毒物劇物取扱責任者 二級建築士 社会保険労務士 税理士 二級ボイラー技士 危険物取扱者 (甲種)

〔公的資格〕

園芸装飾技能士 造園技能士 農業機械整備技能士

〔民間資格〕

家畜人工受精師 健康運動実践指導者 医療秘書士 衣料管理士 (二級) フードスペシャリスト ピアヘルパー マナーインストラクターなど

③ 実務経験を経て取得できるもの

〔国家資格〕

学芸員 社会教育主事 測量士

〔公的資格〕

ボイラー・タービン主任技術者

〔民間資格〕

溶接管理技術者 など

④ 実務経験を経て受験資格が得られるもの

〔国家資格〕

社会福祉士 精神保健福祉士 管理栄養士 一級建築士 建設機械施工技士

造園施工管理技士 電気主任技術者（一種、二種）作業環境測定士

〔民間資格〕

インテリアプランナー など

⑤ 第一次試験・予備試験等が免除されるもの

〔国家資格〕

第二種電気工事士 火薬類取扱保安責任者

〔民間資格〕

繊維製品品質管理士 など

⑥ その取得のための支援を行っているもの

〔国家資格〕

公認会計士 行政書士 司法書士 通関士 弁理士 技術士 不動産鑑定士

宅地建物取引主任者 国内旅行業務取扱管理者 総合旅行業務取扱管理者 無線従事者

I Tパスポート 情報処理技術者 など

〔公的資格〕

実用英語技能検定 日商P C検定 日商簿記検定 日商ビジネス英語検定 販売士検定

秘書技能検定 全経簿記検定 など

〔民間資格〕

教育カウンセラー 精神対話士 心理相談員 家族相談士 TOEIC

Microsoft Office Specialist 色彩検定 CAD 利用技術者 医療事務技能審査 など

第6章 教務所管事項の記録と整理

短期大学は、学校教育法第108条に規定されているように、教育と研究の両方の機能を有している。このうち教育の機能、特に授業にかかわる分野の事務を総称して、教務所管事務という。したがって、その中心業務は、学生がどの授業科目を履修し、卒業に必要な単位を修得したかの記録を行い、整理・保存することにある。

学生が大学を卒業するということは、それぞれの短期大学の教育目的を達成したことを意味し、短期大学が卒業生を世に送り出すことは、社会に対し、このことを保証することになる。このため、学生に対してなされる教務関係の記録は正確であることが求められ、かつ、これらの記録が必要に応じいつでも検索出来るように分類・整理されていなければならない。

学校が記録・保存しておかなければならない表簿は、「Ⅰ学生編」第2章5. 学籍簿の編成と保存（P 37～40 参照）で述べたとおり学校教育法施行規則第28条第1項及び学校保健安全法施行規則第6条第4項（健康診断票）に規定されている。これらの中には教務所管事項とは一概にはいえないものもあるが、一応、大学の事務部門で扱われている。

このほか、大学には直接関係しないが、設置者である学校法人としては、私立学校法第47条に規定されている財産目録等や、学校保健安全法第15条第1項に規定されている職員健康診断票の作成が義務付けられている。

○学校教育法施行規則

第28条（略）

前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。

この項において「別に定めるもの」とは、学校保健安全法施行規則第8条第4項で規定する健康診断票の保存期間5年間をさしている。

また、「指導要録」とは在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいう（学校教育法施行規則第24条）が、その性格は児童・生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもっている（昭和55年2月29日文初小第113号改正通知）ため、現実には「健康の状況」を記載する様式にはなっていない。

「指導要録の写し」とは文字とおりこの原本の写しであり、「指導要録の抄本」とは原本の一部

を転記（複写）したもので、大学入学試験時に高校から提出される調査書がこれに相当する。

したがって、指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録の部分は 20 年間、その他の部分は 5 年間保存しなければならないことになっている。

なお、指導要録の抄本については、当該学校に在学する期間保存することになっており、大学においてもこれを準用すればよいであろう。指導要録の抄本の記載事項はおおむね次の事項を含むことになっており（昭和 56 年 12 月 24 日文初高第 303 号改正通知等）、生徒が進学した場合に校長が作成して進学先へ送付すること（学校教育法施行規則第 24 条）とされている。

参考：指導要録の抄本の記載事項

学校名、所在地、課程及び学科名

生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

卒業月日

各教科・科目の学習の記録

最終年度の特別活動の記録

最終年度の行動及び性格の記録

その他将来の指導上必要と思われるものがある場合にはその事項

大学には法令に基づかない表簿も数多くあるが、これらの書類の保存期間は当然のことであるが学校教育法等には明示されていない。したがって、これらの書類が利害関係を有する場合には、民法第 167 条第 2 項の消滅時効である 20 年間の保存が必要となるが、実質的な利害関係や義務づけられた表簿の保存期間から類推して、一般的には 5 年間保存すればよいと考えられる。

このように、教務所管事項の記録については義務づけられていることが多いので、学内の規定類を整備し、書類ごとの保存期間・整理方法を明文化しておき、年度により、あるいは事務担当者により取扱いの異なることのないような注意が肝要である。

第二部 教務関係用語の解説

凡 例

1. 用語の配列は、以下のとおりとする。

(1) 配列は、50 音順とした。

ただし、英語表記又はまだ日本語化していないと思われる用語は、アルファベット順として 50 音順の後に付けた。

(2) 濁音・半濁音は、その清音の次に置いた。

(3) 拗音及び促音は、順序の上ではそれは一固有音と同じに扱った。

(4) 撥音「ん」は、50 音順の最後のものとした。

(5) 延音「ー」は、順序の上では無視した。

2. 同義の用語については、⇔印をつけて解説を加えた用語を示した。

3. 参照法令や条文のあるものは、各解説の末尾に★印をつけて法令等を示した。

4. 数字は、特に必要な場合を除き、算用数字とした。

ア

アイ・ビー資格 ⇨ 国際バカロレア資格

アカデミック・カレンダー 短期大学における年間日程表（学事暦、学年暦など）のことで、学則に基づいて定められた授業期間や試験期間などを掲載する。

従来主流であった「週1コマ、15週」で行われる授業期間確保のため、多くの短期大学が日程設定に苦勞していたが、平成25年の短期大学設置基準の改正における授業期間の弾力化により、柔軟なアカデミック・カレンダーの設定が期待される。

アクティブ・ラーニング (Active Learning)

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学ぶことによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループワーク等を行うことでも取り入れられる。

アクレディテーション (Accreditation) 一般的には、基礎認定と解されている。このアクレディテーションという言葉は、アメリカのボランタリー（任意）な大学団体が、その団

体自身が作成した基準に則して個々の大学の教育の質を保証・認定することをいい、アメリカ固有の制度的条件下で発達してきた評価システムである。

この認定基準は、①教育機関別基準認定 (Institutional Accreditation) と、②専門分野別基準認定 (Specialized Accreditation) のタイプがある。教育機関別認定では、教育課程、教員組織、管理運営体制、財政状況など、大学のもっている様々な側面を全体として評価することに重点が置かれている。一方、専門分野別基準認定は、医学、工学、法学、経営学などの実務系の専門分野で発達した認定システムで、個々の教育課程を評価することに主眼が置かれている。

アセスメントテスト (学修到達調査) 学修成果の測定・把握の手段の一つをいう。ペーパーテストなどにより学生の知識・能力等を測定する方法の総称であり、標準化テストとも呼ばれる。米国等で導入されている CLA、MAPP などがこれにあたる。

米国で導入されているアセスメントテストは、一般に、大学内で抽出された低学年と高学年の双方の学生が受験し、その点数の推移等で大学の教育効果を把握する目的で導入されているものであり、学生個々の能力を判定するものとは異なるものである。

アセスメント・ポリシー 学生の学修成果の評価（アセスメント）について、その目的や達成すべき質的水準及び具体的な実施方法

などについて定めた学内方針をいう。英国では、高等教育質保証機構（QAA：Quality Assurance Agency for Higher Education）が中心となって質保証に関する規範（※）を策定して、各大学が満たすべきアセスメントの質的水準やその手法などについて規定している。各大学では、これを踏まえて学内方針を定めている。

※ 「英国高等教育のための質規範」（UK Quality Code for Higher Education）。2011年に同規範が策定される前は、「高等教育の質及び水準保証のための実施規範」（Code of practice for the assurance of academic quality and standards in higher education）が同様の役割を担っていた。

アドミッション・オフィス（Admissions Office = AO）入試 アドミッション・オフィス入試とは、大学側が志願者と早い時期から何度も面談を重ね、学力試験では測ることのできない個性や学習意欲、目的意識等を総合的に判定すると同時に、アドミッション・ポリシーについて十分な説明を行い、相互に理解した上で入学してもらう制度である。略してAO入試ともいわれる。なお、AOとは直訳すると入学担当事務局となる。

アドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針） 各大学・学部等がその教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、どのような能力や意欲、適性等を有する学生を求めているのかなどの考えをまとめたもの。

アドミニストレーター 大学の管理・運営に携わる行政管理の専門職のこと。各大学固有のミッション（使命）を具体化するための施策を戦略的に立案し、その方針に基づいて積極的に大学運営を行っていく職員。



委託生 各短期大学の学則において認められた、学校その他の機関や団体等から派遣されて、特定の授業科目の聴講や研究課題についての研究を行うことを委託された者のことであり、正規の学生ではない。したがって、正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で聴講が許されるものである。

一般教育科目 授業科目の区分の1つ。平成3年6月に短期大学設置基準が改正され、授業科目区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目区分の開設が義務付けられていた。改正された設置基準では、教育上の目的の1つとして、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように教育課程を編成することとされており、この一般教育科目の精神は生きている。

★短期大学設置基準 第5条

一般入試 大学入学者選抜実施要項に、調査書の内容、学力検査・面接・小論文その他の能力・適性等に関する検査の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定すると記

載されている入試方法であり、試験の期日は2月1日から4月15日までとされ、合格発表は4月20日までとなっている。

一般入試として行われる学力検査は、「高等学校学習指導要領」に準拠し、高等学校の正常な発展の障害とならないよう十分留意して実施しなければならない。

この他に、アドミッション・オフィス入試、推薦入試、専門学校・総合学科卒業生入試、帰国子女入試、社会人入試の入試方法がある。

インスティテューショナル・リサーチ（IR：
Institutional Research） 大学において、教育機能の改善や経営改善、また、認証評価への対応という点から、教育・研究に関する組織的調査が必要になりつつある。その大学教育・研究の組織的調査をいう。また、IRの活動にあたっては、IRの機能を有する組織の設置が必要となる。活動内容としては、①学生への教育活動・支援とその成果の検証、②認証評価と自己点検・評価の対応、③中長期計画の策定、④調査データの収集とその検証を意識した活動などがあげられる。

インターンシップ 学生が在学中に一定期間企業等において、自分の専攻や希望する職業に関連する就業体験を積む教育プログラムをいう。アメリカでは約100年の歴史があり、大学新卒者のうち7割以上が経験している。なお、厳密には大学が主体となってカリキュラムの一部として実施する研修をコーオプ、

大学の単位とは関係なく企業が主体的に実施する研修をインターンシップと呼び分けているが、一般には両者を総称してインターンシップとしている。

エ

英文証明書 学生の在籍・卒業・成績等に関する英文による証明書全般をいう。証明印に代えて学長（証明する事項等を管理している責任者）がサインをするのが一般的である。なお、授業科目名はその授業内容を的確に表現する必要がある。

栄養教諭 平成16年の学校教育法等の一部改正及び教育職員免許法施行規則の一部改正により、「栄養教諭」制度が創設され平成17年から施行された。

栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性をあわせ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待される。

その職務内容としては、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に担うとしている。そのために、学校栄養職員と同等以上の栄養に関する専門的知識・能力に加え、児童生徒の心理や発達段階に配慮した指導ができるよう、教育の専門家としての資質が求められる。

偏食傾向や朝食欠食の増大など、子どもの食生活の乱れが深刻化するなかで、学校においても、望ましい食習慣の形成のため、栄養教諭が食に関する指導に当たることができる

ようにするもの。

栄養士 栄養士法に基づき、付与される厚生労働省管轄の免許資格。都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

★栄養士法 第1条

エー・エル・オー（ALO：Accreditation Liaison Officer）アメリカでは、「認定評価作業連絡調整担当者」という意味で、高等教育機関の認定作業を行う上で、高等教育機関認定委員会と認定を受けようとする大学・短期大学側との間に立ち、認定に関わる全ての作業を統括・調整する人を指す。

わが国では、学校教育法改正により、大学・短期大学等の第三者評価の制度を定めたが、これはアメリカにおける認定評価制度に並ぶものであることから、短期大学基準協会の認定の国際通用性に鑑み、短期大学基準協会は、ALO という制度を導入し、ALO を「第三者評価連絡調整責任者」と呼ぶこととした。

短期大学基準協会が第三者評価を受けようとする短期大学は、理事長又は学長によって任命された ALO（教員 1 名）を短期大学基準協会に登録する。ALO は、短期大学基準協会と所属短期大学との連絡窓口となり、第三者評価作業が円滑に行われるための連絡調整をする責務を果たす。また、学内において自己点検・評価と第三者評価の意義を普及する役割を担う。

遠隔授業 多様なメディアを高度に活用した授業の方法をいう。単位の認定に当たっては、次の要件をすべて満たしていることが必要である。

- ① 授業を遠隔地の教室、研究室又はこれらに準ずる場所において同時に行うものであること。
- ② 多様な通信メディアを利用して、多様な情報を一体的かつ双方向に扱うことができる状態で行われるものであること。
- ③ 短期大学において直接の対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

また、実施の際には、次の点に配慮することが望ましいとされている。

ア 授業中、教員と学生が、互いに映像・音声等によるやりとりを行うこと。

イ 学生の教員に対する質問の機会を確保すること。

ウ 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ学生にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。

エ 「遠隔授業」の受信側の教室等に必要に応じ、システムの管理・運営を行う補助員を配置すること。必ずしも、受信側の教室に教員を配置する必要はないが、必要に応じて TA（ティーチング・アシスタント）を配置することも有効である。

オ メディアを活用することにより、一度に多くの学生を対象に授業を行うことが可能となるが、受講者が過度に多くならないよ

うにすること。

なお、卒業の要件として修得すべき単位数のうち「遠隔授業」により修得できる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあっては62単位のうち30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては93単位のうち46単位を超えないこととしている。

★短期大学設置基準 第11条、第18条

演習 短期大学設置基準に規定されている授業方法の形態の1つ。授業方法の明確な基準はないが、一般的に演習とは、教員の講義と共に、学生も討議・研究発表等を行いつつ指導を受ける授業形態である。演習科目1単位の学校における授業時間は、講義科目と同様15時間から30時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項、第11条

エンrollment・マネジメント 学生の満足度向上を目的に、入学前から卒業後までを一貫してサポートする取り組みで、学生一人ひとりの入学状況や出席・成績情報、相談履歴、就職情報などあらゆるデータを共有し、教職員が協力して学生を支援する。これにより、入学者の増加、休・退学の防止、卒業後における大学への協力などが期待される。

オ

オフィスアワー (Office Hours) 授業科目等に関する学生の質問・相談に応じるための時

間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）のことであり、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。アメリカの大学において普及している制度であるが、近年、日本の大学においてもオフィスアワーを設定し、シラバス等に明記する例が見られる。

オリエンテーション (Orientation) 指導・手引き・動機づけという意味で新入生を学校の新しい環境に適応させるために行う様々な催し全般をいったり、授業や就職活動をはじめ前にこの名称を付けて指導期間を設定する例がみられる。

カ

外国人教員 日本の国籍を有しない教師をいうが、大学では一般的に「出入国管理及び難民認定法」の査証区分「就業」の在留資格「教授」に該当する人をいう。

外国人教師を招聘する場合、当該外国人は査証（ビザ）の発給を自国の在外日本公館から受けなければならない。査証の発給申請は本人が行うが、この時に「在留資格認定証明書」を提出すると速やかに査証の発給や上陸許可が行われるので、大学はこの証明書の発給を受け、本人に郵送する方法が考えられる。在留資格「教授」の場合の在留期間は3年又は1年となっている。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6

条、第7条の2、別表第1の1の表

★出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（平2. 6. 29 文部留第168号通知）

外国人登録証明書 長期に亘り日本に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため、その外国人が居住する市町村の長が外国人登録原票に基づき発行する証明書。

なお、平成24年7月9日から在留管理制度が改められ、外国人登録制度は廃止となった。以降は、中長期在留の外国人には「在留カード」が発行されることになるが、既に「外国人登録証明書」を所持している場合は、一定期間「在留カード」とみなすことができる。

また同時に、住民基本台帳法も一部改正され、中長期在留者も住民票が作成されることになった。

外国人の住民登録申請は、原則として日本上陸後90日以内に居住する市町村（東京特別区及び政令指定都市は区）の長に対して行い、さらに登録を受けた日の後、5回目の誕生日から30日以内に登録確認の申請をしなければならないことになっている。

★外国人登録法 第3条、第11条～第13条

★出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律案（平21. 7. 15 法律第79号）

外国人留学生 出入国管理及び難民認定法の在留資格の「留学」に該当する外国人学生をいい、在留期限のない永住者は外国籍であっても留学生とはいわず、「留学生以外の外国人」として区別しているのが一般的である。

外国人留学生には日本の国費により学習、研究を行う国費外国人留学生と派遣国政府が費用を負担する政府派遣外国人留学生及び私費外国人留学生とがあるが、短期大学の学生を対象とした国費外国人留学生制度はない。

★出入国管理及び難民認定法 第2条の2、第6条、第7条の2、別表第1の4の表

★国費外国人留学生制度実施要項（昭29. 3. 31 文部大臣裁定）

★出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平23. 7. 1 法務省令第22号）

外国における学校教育 12年の課程 日本の小学校入学から高等学校卒業までの12年に相当する外国における学校教育をいう。外国の教育制度は国により様々なので、入学資格確認に際しては関係機関に問い合わせることが望ましい。

各国の初等、中等教育制度は次のとおり。

アメリカ：州によって異なる。

6－3－3制が多い。

他に4－4－4制、5－3－4制、

8－4制、6－6制もある。

イギリス（イングランド、ウェールズ）：

私立学校の場合は 6－6 制

公立学校の場合は 6－7 制が中心

インド：5－3－2－2 制

インドネシア：6－3－3 制

韓国：6－3－3 制

シンガポール：6－4－2 制

タイ：6－3－3 制

台湾：6－3－3 制（高級中学、
高級職業学校）

6－3－5 制（専科学校 3 年修了）

中国：6－3－3 制、一部 5－4
－3 制

フィリピン：6－4 制

香港：6－5 制

マレーシア：6－3－2－2 制

★学校教育法施行規則 第 150 条第一号

★外国において学校教育における 12 年の課程を修
了した者に準ずる者を定める件（昭 56. 10. 3
文部省告示第 153 号）

〔参考文献〕

・『留学生担当者の手引』（JAFSA）凡人社

介護福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上・精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある人の心身の状況に応じた介護を行い、その人及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職の国家資格をいう。

介護福祉士は、社会福祉士がソーシャルワーカーと呼ばれるのに対して、ケアワーカーと呼ばれる。

★社会福祉士及び介護福祉士法 第 2 条第 2 項

★社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則

改組転換 短期大学を既に設置している者が、その短期大学若しくは学科、専攻課程を廃止し、その教員組織、施設・設備等を基に、その収容定員の範囲内において、他の短期大学若しくは学科、専攻、又は同種の大学の学部、学科等を新設することを改組転換という。従来、改組転換については、大学設置に係る原則抑制方針の例外として認められていたが、平成 14 年 11 月の学校教育法の改正を機に、原則抑制の方針自体が撤廃されたため、提出書類等の若干の弾力的な措置が図られている以外は、事実上、その意義は失われた。

ガイダンス（Guidance）案内、指導という意から日本では、ある目的を達成するために行われる教育指導をいう。履修指導、生活指導、就職指導等に使われることが多い。

カウンセリング（Counseling）助言、指導の意から日本では、個人が持つ問題や悩み事を解決するため相談に応じ、専門的な方法により指導、助言をすることをいう。

科学技術基本計画 平成 7 年 11 月 15 日に施行された「科学技術基本法」の規定に基づき、国全体の科学技術振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を計るための根幹となる計

画。5年に一度策定されている。

平成23年8月に、平成23年度から27年度までの5年間を対象とした第4期科学技術基本計画が閣議決定された。今後は、この基本計画に基づき、科学技術イノベーション政策の振興が図られることとなる。

科学研究費助成事業（科学研究費補助金／学術研究助成基金助成金） 科学研究費助成事業は、人文・社会科学から自然科学まですべての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、文部科学省およびその外郭団体である独立行政法人日本学術振興会を通して補助金及び助成金が交付される。

平成23年4月の「独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律」施行により、独立行政法人日本学術振興会に「学術研究助成基金」が創設され、研究費助成を行うことになった。新たな基金制度の運用により、会計年度にとらわれない契約が行えるとともに、研究の進展に合わせた研究費の前倒し又は次年度使用など柔軟な執行が可能となった。従来の科学研究費補助金は科研費（補助金）、新設の学術研究助成基金助成金は科研費（基金分）と略される。

学位 研究業績が学術文化上の価値を認められたときに与えられる称号で、短期大学士、学士、修士、博士の4種類があり、原則とし

て短期大学士の学位は短期大学を卒業した者に、学士の学位は大学を卒業した者に、修士の学位は大学院の修士課程を修了した者に、博士の学位は大学院の博士課程を修了した者にそれぞれの課程を置く大学が授与することになっている。この他に、大学評価・学位授与機構もそれぞれの学位授与を行うことができる。なお、学位名の後に専攻分野を括弧書きで付記することになっている。

★学校教育法 第104条

★学位規則

学位授与の方針 ⇨ ディプロマ・ポリシー

学芸員 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業について専門的事項を扱う専門職で、博物館法により資格認定が行われる。学芸員になれる資格者は、学士の学位を有する者や短期大学又は大学に2年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上修得した者で、3年以上学芸員補の職にあったもの等がある。

★博物館法 第4条4項、第5条

★博物館法施行規則

学士 学位規則に基づき大学（短期大学は除く）卒業者等に与えられる学位で、平成3年7月1日からそれまで称号であったものが学位に位置付けられた。学士の学位授与に当たっては、専攻分野の名称を付記することになっているが、専攻分野の名称の規定は、

「学士」が称号から学位になった時点で廃止された。

★学位規則

★学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程第8条（平4. 1. 14規程第5号）

各種学校 学校教育法第1条に掲げるもの（一条校）でなく、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別な規定のあるもの及び学校教育法第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）をいう。

各種学校以外のものは、各種学校の名称を用いることはできない。

★学校教育法 第134条、第134条第2項

学修成果 プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学生が知り、理解し、行い、実演できることと期待される内容を言明したもの。多くの場合、学生が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される。またそれぞれの学修成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。学修成果を中心にして教育プログラムを構築することにより、学生にとっては、到達目標が明確で学修への動機づけが高められる、また、教員同士のコミュニケーションと教育への組織的取組が促進されるなどの効果が期待される。

学修ポートフォリオ 学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（例えば、学修目標・学修計画表とチェックシート、課題達成のために収集した資料や遂行状況、レポート、成績単位取得表など）を長期にわたって収集・蓄積したものをいう。それらを必要に応じて系統的に選択し、学修過程を含めて目標の達成度を評価し、次に取り組むべき課題をみつけて改善していくことを目的とする。従来の到達度評価では測定できない個人能力の質的評価を行うことが意図されている。また、教員や大学が、組織としての教育の成果を評価する場合にも利用される。

学生による授業評価アンケート FDの取り組みのひとつ、または自己点検・評価の一環として、授業の内容・方法の改善を目的とした学生による授業に関するアンケート調査。アンケート内容、実施方法、結果公開の有無などについては各大学等で検討し、授業をより充実させるための材料として活用されている。

学生便覧 学生が学園生活をする上で必要な事項を簡明にまとめた冊子。内容、名称共に様々な冊子が大学で作られている。

学籍 その学校の児童、生徒あるいは学生であることを示すために当該学校に氏名等を登録・記載し、名を連ねること。学籍は入学によって生じ、身分等各種証明の原本となる。なお、これらを記載した書類や在学資格をい

うこともある。

学籍異動 学籍を設定した後に生ずる学籍簿記載事項の追加、変更をいうが、一般的には休学、復学、退学（除籍を含む）、死亡、卒業をいう。

学籍記載事項 学長は在学する学生の指導要録（学籍及び学習並びに健康の状況を記載した書類）を作成し、保存することになっている。様式は規定されていないが、一般には次のような事項を記載している。

- ① 氏名、生年月日、性別
- ② 学科、専攻、学籍番号
- ③ 入学、休学、復学、退学、転科、卒業等の年月日
- ④ 取得資格
- ⑤ 本籍地（都道府県）、現住所
- ⑥ 入学資格事項（出身高等学校名、高校卒業期日又は大学入学資格取得日等）

なお、これらの記録も短期大学ごとに一元化されているわけではなく、事務組織の状況によって成績関係と健康状況、成績以外の個人記録関係等々、分散記録している学校も多い。

★学校教育法施行規則 第24条、第28条第2項

学籍簿 学籍を記載した書類を綴ったもの。入学、卒業等の学籍に関する記録の保存期間は20年間、その他の記録は5年間保存しなければならないことになっている。

★学校教育法施行規則 第28条第2項

学則 学校の組織や教育課程、管理についての事項を定めた規則で、少なくとも次の9項目について規定しなければならないことになっている。

- ① 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- ② 学科及び課程の組織に関する事項
- ③ 教育課程及び授業日時数に関する事項
- ④ 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- ⑤ 収容定員及び職員組織に関する事項
- ⑥ 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- ⑦ 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- ⑧ 賞罰に関する事項
- ⑨ 寄宿舍に関する事項

★学校教育法施行規則 第4条

学則の変更 学則記載事項を変更する場合は、変更内容により認可の申請又は届出を文部科学大臣に対してしなければならない。学則変更のうち認可申請に該当する変更事項及び認可申請期限は、直近の文部科学省からの通知を確認することが望ましい。

また、厚生労働省など他省庁管轄は当該関係法規に従うこと。

★学校教育法 第4条

★学校教育法施行令 第23条

★学校教育法施行規則 第2条、第5条第2項、第11条、第12条、第19条

★大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続

等に関する規則（平 18. 3. 31 文部科学省令第 12 号）

★私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（平成 22. 2. 12、21 文科高第 600 号）

学長 学長について定めた法令上の規定としては、学校教育法第 92 条第 3 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」とある。また、短期大学設置基準第 22 条の 2 に「学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者と認められる者とする」とある。学長の資格については、従来「大学設置審査基準要項細則」に示されていたが、同細則が廃止されたのに伴い、上記のように短期大学設置基準中に規定されることになった。

従来の細則には「学長は大学における教育、研究の経験者であることが望ましい」との文言があるように、学長は大学人が望まれていたが、短期大学設置基準の条文は、大学人のみならず企業人が学長となることを念頭に置いたものといえる。

★学校教育法 第 92 条第 3 項

★短期大学設置基準 第 22 条の 2

学年 学年は、学校における 1 年間の修学期間をいい、大学の学年の始期及び終期は、学長が定める、と規定され、学則記載事項として位置付けられている。

また、修学期間を単位として、第 1 学年、第 2 学年のように年次進行を表す用語とし

ても使われる。

★学校教育法施行規則 第 4 条、第 163 条

学年制 学年毎に修学水準を決め、到達した者を進級させたり、在学期間や年齢を基準として進級させる修学制度で、当該学年でこれらの基準を満たさない場合は、当該学年に留め置き、上級学年への進級を認めない制度をいう。学年制に対して単位制がある。

学費 一般には入学金を含めて授業料など修学のために学校に納入する費用をいう。修学に必要な授業料、入学科料その他の費用徴収に関する事項は、学則に記載することになっている。

★学校教育法 第 6 条

★学校教育法施行規則 第 4 条

学部 学部は 4 年制大学の基本組織であり、学部を置くことが常例とされている。これに対して、短期大学には置かないものとされている。

学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつものと定義されている。

学部の種類については規定上の例示があったが、学部教育の多様な展開を図るため、平成 3 年 6 月の大学設置基準の改正でこの例示は、廃止された。

★学校教育法 第 85 条

★大学設置基準 第3条

学力に関する証明書 教育職員免許状に関わる学力などについての証明書をいう。

大学、短期大学などは、教育職員免許状の授与を受けようとする者から請求のあったときは、その者の「学力に関する証明書」を発行しなければならない。「学力に関する証明書」の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定められている。

学科 学科は、短期大学では基本組織として、4年制大学では学部の下に置かれる組織として位置付けられている。

短期大学の学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教員組織、施設、設備その他が学科として適当な規模をもつものと定義されている。これに対し、4年制大学の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するのに必要な組織を備えたものと定義している。

★学校教育法 第108条

★短期大学設置基準 第3条

★大学設置基準 第4条

学期 授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことになっており、これを基準に1年間の2つ又は3つに区分し、前期・後期、又は1学期、2学期、3学期としているのが一般的である。授業期間もこの学期の区分に従い、設定している。

なお、学年の途中においても、学期の区分

に従い、学生を入学させ及び卒業させることができることになっている。

★学校教育法施行規則 第163条

★短期大学設置基準 第9条

学校（一条校） 学校教育法の第1条において「学校」とされている教育機関・教育施設。具体的には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院・短期大学を含む）及び高等専門学校のこと。

★学校教育法 第1条

学校外学習 高校の課程で、学校外での体験活動を単位として幅広く認めようとするもので、高校卒業までの間に大学や専門学校などの授業、社会教育施設での活動、ボランティア、就業体験などを高校の単位として認定する制度。平成17年度から36単位まで認定可能になった。

学校法人 学校法人とは、私立学校の設立を目的として、私立学校法により設立される法人をいう。

★私立学校法 第3条

★学校教育法 第2条

課程 専門毎にまとめた教育内容のかたまり（コース）をいい、教職課程や教育課程というような使われ方をする。大学は学科の代わりに課程を置くことができるのに対し、短期大学の学科には専攻課程を置くことができる

ことになっている。

★大学設置基準 第5条

★短期大学設置基準 第3条第2項

株式会社立大学 学校教育法第2条において、学校の設置主体としては、国、地方公共団体及び学校法人に限定されているが、構造改革特別区域においては、地方公共団体が、教育上又は研究上「特別なニーズ」があると認める場合には、株式会社に学校の設置を認めることとなった。

その際、学校の公共性、継続性・安定性を確保するため、必要な要件を株式会社に課すとともに、情報公開、評価の実施、セーフティネットの構築など必要なシステムを整備することとされている。

科目等履修生 当該短期大学の学生以外の者で1つ又は複数の授業科目を履修する者のことをいう。

科目等履修生として修得した単位は、短期大学入学後、短期大学が有益と認めたときは既修得単位として30単位（3年制の短期大学の場合は46単位）を超えない範囲で当該短期大学で修得したものとして認定できる。

★短期大学設置基準 第16条、第17条

科目登録制 平成3年2月8日付けで大学審議会は、「短期大学教育の改善について」と題して、文部科学大臣に答申した中で学習機会の多様化に対応する履修制度として、科目登録制という用語が使われ、特定の授業科目

の単位修得を目的とする学生を受け入れる制度と定義し、同時に、コース登録制という概念も打ち出した。この2つの制度を合わせて、平成3年6月の短期大学設置基準改正で新たに科目等履修生の制度が制定された。

★短期大学設置基準 第17条

カリキュラム ⇨ 教育課程

カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）で定めた達成目標を、短期大学士課程教育において実質化・体系化を図らなければならない。その方策・手段が、カリキュラム・ポリシーである。平成17年1月に中央教育審議会がまとめた「我が国の高等教育の将来像」答申において、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとともに3方針の重要性が指摘された。また、短期大学設置基準では教育課程の編成方針として、①学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するとともに、②幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない、としている。したがって、授業科目の区分あるいは編成はこの趣旨に添い、各短期大学の創意工夫に任されている。授業科目は必修科目と選択科目に区分し、各年次に配当して教育課程を編成するものと規定されている。

★短期大学設置基準 第5条、第6条

カリキュラム・マップ 科目ごとに、それを履修することにより学生が何をできるようになるか到達目標をあげ、その到達目標が、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）のどの項目を達成することになるかを明確に図で表したものをいう。学習内容の順次性と科目間の関連性を同時に図示化し、カリキュラム全体をとらえやすくする効果がある。

監督庁 事業を行う団体に対して、その事業について監督権をもつ行政官庁をいう。

私立短期大学の監督庁は、文部科学省となっている。

★学校教育法 第3条、第4条

管理栄養士 栄養士法に基づき、厚生労働省の管理栄養士の免許を受け、次のような業務に従事する者をいう。（平成14年4月1日の栄養士法の改正で登録制から免許制になった。）

- 1) 傷病者に対する療養のための必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度な専門知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導。
- 2) 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理
- 3) これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等。

管理栄養士になるには管理栄養士国家試験に合格しなければならないが、この受験資格

は、栄養士法第5条の3

1. 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者
2. 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者
3. 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者
4. 修業年限が4年である養成施設であって、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

となっている。

★栄養士法

キ

帰国子女 一般的に、保護者の海外赴任に伴って外国に行き、現地の学校で学び、帰国した児童、生徒、学生をいう。

なお、「帰国生」と表現する短期大学もあ

る。

既修得単位の認定 既修得単位とは、新たに短期大学の第1年次に入学した学生が当該短期大学に入学する前に、短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）をいう。この認定の取扱いについては、短期大学設置基準において定められている。教育上有益と認めるときは、これら入学前の既修得単位等については、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとしてみなし、当該短期大学以外の単位について、修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（夜間学科等で卒業要件単位が62単位以上の短期大学は30単位）を限度として認定することができる。

なお、転学の場合や、所属する短期大学での既修得単位の認定単位数の限度は定められていない。

この既修得単位の認定を行おうとする場合は、あらかじめ学則に当該単位認定ができる旨、及び認定できる単位数の限度等について規定しておかなければならない。また、この措置に伴い必要と考えられる認定手続等について、学内規程を整備しておくことが必要である。これを実際に行うに当たっては、ガイダンスの際に当該学生にこの制度を周知させることが望ましい。なお、この制度は、認定ができるということであって、認定しなければならないということではないので、教育上

有益であるかどうかについて十分配慮しなければならない。

★短期大学設置基準 第16条

寄宿舍 短期大学は、高等教育機関として広く国民に開放されている。このため遠隔地からの入学者などに対して就学の便を図るために、寄宿舍は短期大学設置基準に、なるべく備える施設として規定されている。

★短期大学設置基準 第28条第5項

技能審査の合格に係る学修 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則により、文部科学大臣が認定した技能審査に係る学修は、短期大学において短期大学に相当する水準を有すると認めた場合、当該短期大学における授業科目の履修とみなして原則として30単位（3年制短期大学は46単位）までの認定が認められている。

文部科学大臣が行う技能審査の認定は、有効期間があり、一般的には申請により更新されているが、これを適用する場合には、この期限に注意する必要がある。

認定された技能審査は「文部科学省認定」の表示をすることになっている。

★短期大学設置基準 第15条

★短期大学設置基準第15条第1項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平3.6.5 文部省告示第69号）

★技能審査の認定に関する規則（昭42 文部省告示第237号）（廃止）

★青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審

査事業の認定に関する規則（平 12. 3. 29 文部省令第 25 号）

寄附行為 私立学校法における「寄附行為」という文言は、民法の規定による財団法人の場合と同様に、寄附行為という法人設立の行為自体（中心は財産の無償の出損）とそれが書面に記載された寄附行為書（法人の基本法）との 2 つの意義を有している。私立学校を設置しようとする者は、学校法人を設立しなければならない。学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって必要な事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従って、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

★私立学校法 第 30 条

寄付講座 大学・短期大学以外の法人又は私人の寄付金によって、人件費、研究・教育運営費、管理費等の経費をまかなわれる講座のことをいう。

客員教授 従来、客員教授の名称は、国立大学又は国立短期大学に勤務する外国人教員の一部に対して付与することができるとしていたが、昭和 51 年の改正により、常時勤務の教員以外の職員で当該大学若しくは短期大学の教授若しくは研究に従事する者に対し、外国人以外の者でも広く付与することができるようになった。

各私立大学等においても、同様の趣旨で、特に、客分待遇で迎えられた兼任教員に対

し、客員教授の称号を付与している例もある。

キャップ制（履修上限単位数） 授業科目の単位修得に必要な学修時間の確保の観点から、学生が 1 年間あるいは 1 学期間に履修科目として登録することができる単位の上限を設ける制度で、短期大学設置基準において努力義務化されている。

★短期大学設置基準 第 13 条の 2

キャリア教育 社会的・職業的自立に向け、必要な知識・技能・態度を育む教育。平成 17 年に国立大学協会教育・学生委員会がまとめた『大学におけるキャリア教育のあり方—キャリア教育科目を中心に—』で、キャリア教育科目を、インターンシップと共に専門教育と教養（一般）教育を繋ぐ、あるいは超えるものとして、進路、就職指導などを包含する総合的かつ実践的な取り組みとして位置付けられている。

なお、平成 23 年 4 月 1 日施行の短期大学設置基準の改正により、短期大学は、学生が社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう適切な体制を整えるものとするのが規定された。

休学 休学とは、学生が在籍したままで病気その他の理由により許可を得て、一定期間授業を受けない状態をいい、休学の可否、期間等については、教授会の議を経て、学長が定め

るものとされている。

休学は修学（就学）できない状態がある程度長期にわたることが予想される場合の措置であり、単なる欠席と異なり、通常その期間中は授業料が免除され、また、その期間は最長在学年限に含まれないものとしている。したがって、あまり短い期間について休学の措置を取る必要はなく、2～3か月以上修学（就学）が不可能な場合に休学とすることができるものとしている短期大学が多い。

★学校教育法施行規則 第144条

休学期間 休学期間は、一般的に休学の事由が消滅するまでの期間とし、教授会の議を経て学長が定めることとされているが、引き続いて休学できる期間として1年、特別の事由がある場合に、引き続き更に、1年程度の延長を認めることができるとしている例が多い。

また、通算して休学できる期間については、修業年限と同年数程度としているようである。

休学中の授業料 休学中は大学の利用関係を休止することから、休学期間中の授業料は通常免除されることになる。一般的には、休学を認められた月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除することとなるが、学期の途中から復学することが困難な場合もあるので、その場合は、休学期間の終期を学期の終わりに合わせておくとよい。

なお、短期大学によっては休学期間中の授

業料に代って在籍料という形で学費の一部を徴収する場合もある。

休業日 小学校における休業日は、学校教育法施行規則第61条、第63条に定められているが、短期大学においては準用規定がない。

一方、短期大学設置基準では「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」と定めており、各短期大学はこれらを考慮して、学則に休業日を定めている。一般的には、

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日及び土曜日
- ③ 開学記念日
- ④ 夏季休業日
- ⑤ 冬季休業日
- ⑥ 春季休業日

と必要がある場合、学長は休業日を臨時に変更したり、臨時に休業日を定めることができるとしている。

★学校教育法施行規則第4条、第61条、第63

休講 特定の曜日・時限の授業が、学校行事等による授業割愛、又は授業担当者の止むを得ない都合（公務の会議・学会出席・研究・病気等）により行われないことをいう。なお、学校行事による授業の割愛は、教授会の承認を必要とするものである。

教育課程（Curriculum） 教育課程（カリキュラム）とは、教育目的を達成するために選ばれた教育内容を、どのような順序で、どこま

で教育するかを系列化したものといえる。すなわち、授業科目とその教育内容、単位数、学修の時期等の総称であり、これを特に教科カリキュラムともいう。これに対し、カリキュラムを、教科外活動を含む大学生活におけるすべての経験（これを経験カリキュラムという）と広く解釈することもできる。

教育課程の編成方針 ⇨

カリキュラム・ポリシー

教育基本法 教育基本法は、わが国の教育の基本を確立するため、教育の基本理念、義務教育の無償、教育の機会均等などについて定めた法律であり、学校教育法や社会教育法などすべての教育法規の根本法となるものである。21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指した教育改革を着実に進めるため、教育基本法の改正が進められ、平成 18 年 12 月 15 日、国会において新しい教育基本法が可決・成立し、同 22 日に公布・施行された。

教育再生実行会議 平成 18 年 10 月、基本にさかのぼって 21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図るため、閣議決定により、内閣に「教育再生会議」が設置された。平成 20 年 1 月に解散後、平成 25 年 1 月に「教育再生実行会議」として再設置された。

教育情報の公開 学校教育施行規則の一部改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、大学等が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育研究活動等の状況についての情報を公表することが規定された。また、情報の公表は、刊行物への掲載やインターネットの利用など広く周知を図ることができる方法によって行うものとしている。

教育職員免許状 教育職員免許法と同法施行令及び施行規則により授与される免許状をいい、教育職員（学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員）はこの免許状を有しなければならないと定められている。免許状は、学校の種類、教科等の別により、普通免許状、臨時免許状、特別免許状に大別され、また、専修免許状（修士の学位を有する者）、1 種免許状（学士の学位を有する者）、2 種免許状（短期大学士の学位を有する者）の 3 段階制となっている。

わが国の教育職員免許制度では、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けた大学又は短期大学において定められた科目を履修し、所定の単位を修得することによって教育職員免許状が授与される、いわゆる「開放的免許制」をとっている。昭和 53 年以降、教員養成を主たる目的とする学科や特別な学科を除き、学科等の目的、性格及び教育課程にもっともふさわしいと認められる 1 種類の教科の免許状しか認

定されないが、それ以前に 2 教科の課程認定を受けていた大学等では、現在も 2 教科の免許状の授与資格が認められている。

★学校教育法 第 1 条

★教育職員免許法

★教育職員免許法施行令

★教育職員免許法施行規則

★教員の免許状授与の所要資格を得させるための
大学の課程認定申請要領

★大学において教員養成の課程を置く場合の審査
基準（昭 53. 2. 20 教育職員養成審議会決定）

教育の方針 教育の方針とは、教育の目的を実現すべき教育制度等の原則・指針にあたるもので、教育基本法に、教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない、と規定されている。

★教育基本法 第 2 条

教育の目的 教育の目的とは、社会の教育要求を形象化したもので、教育基本法に、教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない、と規定している。

★教育基本法 前文、第 1 条

教員 学校教育法に、大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならないとあり、また、この他、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができるとあるので、短期大学の教員は、①置かなければならない教員と、②置くことができる教員とに分けられる。前者の教員として、教授、准教授、助教、助手があり、後者の教員として、講師がある。したがって、講師は必ずしも置かなくてもよいことになるが、実際にはどこの短期大学でも置かれている。

★学校教育法 第 92 条

教員審査 高等教育のユニバーサル化に伴い、近年の教員審査は、研究能力よりも教育能力が重視されている。教員の資格審査のための資料のひとつである「教育研究業績書」においても、平成 11 年から、図書、学術論文等の研究業績に加えて「教育上の業績」の欄が設けられた。平成 13 年からは、より詳細な記入が求められ、「教育方法の実践」「作成した教科書、教材」「当該教員の教育上の能力に関する大学の評価」等の欄が設けられている。

教員組織 主要授業科目は、原則として専任の教授、准教授が担当し、その他の科目もなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとし、演習、実験、実習、実技科目には、なるべく助手に補助させるもの、と短期大学設置基準で定めている。また、教育

研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができるとしている。

★短期大学設置基準 第 20 条～第 22 条

教員の勤務 私立学校に勤務する教員は、それぞれの学校法人の定めた就業規則に従って勤務することになる。専任教員の中には、短期大学設置基準にも置くことができると明記されているように、役職についたり、付属施設に勤務したりする授業を担当しない教員もあるが、大部分の教員は学生の教育・指導や研究に従事している。

教員の職務は、この他にもクラス担任等学生指導の任務があり、教務面の履修指導、厚生面の生活指導、就職面の進路指導、課外活動団体の指導等、非常に多岐にわたっており、また、教授会の出席や各種会議への出席も重要な任務である。多くの短期大学では、全専任教員が何らかの教授会傘下の各種委員会に所属し、大学運営の一分野を担当しているのが実情である。

兼任教員に対しては、特にその勤務を規定した法規はないが、それぞれの短期大学において担当時間数、勤務日数の上限を定める等の規程を設けているところが多い。

★短期大学設置基準 第 21 条

教員の研究 学校教育法に示されているように、教員は職務として教育と合わせて研究に従事しなければならない。これらの研究活動については、各短期大学において独自の研究制度を定め、いろいろな名称で予算措置を講

じている。教員の研究に対しては、国の補助金の対象にもなっており、また、他の団体からもいろいろな研究助成策がとられている。

★学校教育法 第 92 条

教員の任期制 大学審議会における「大学教員の任期制について」の答申により、法的整備がなされた。この答申のねらいは、大学における教育研究の活性化と教員の流動性を高めることにある。

★大学の教員等の任期に関する法律（平 9. 6. 13 法律第 82 号）

★大学の教員等の任期に関する法律等の施行について（平 9. 8. 22 文部事務次官通達）

★大学の教員等の任期に関する法律第 3 条第 1 項等の規程に基づく任期に関する規則に記載すべき事項及び同規則の公表に関する省令（平 9. 8. 22 文部省令第 33 号）

★大学の教員等の任期に関する法律第 6 条の規程に基づく大学共同利用機関等の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の任期に関する規則を定める手続及び任期を定める手続に関する省令（平 9. 8. 22 文部省令第 34 号）

★大学の教員等の任期に関する法律の施行期日を定める政令（平 9. 8. 22 政令第 261 号）

教員免許更新制 平成 19 年 6 月の改正教育職員免許法の成立により、平成 21 年 4 月から教員免許更新制が導入された。免許状に有効期限を付し、免許状の取得後もその時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に必要な刷新（リニューアル）

ル)を図るための制度である。この制度により免許状の有効期限は10年間となった。また、更新の要件は、有効期限内(直近2年間)に免許更新講習(30時間)を受講・修了することである。なお、施行前に授与された免許状を有している教員は、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない。

教授 学校教育法に定める教授の職務は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する、とされ、資格は、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者で、①博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者、②研究上の業績が①の者に準ずると認められる者、③学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者、④芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の修得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていると認められる者、⑤大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において、教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者、⑥研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者、⑦特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められ

る者、のいずれかに該当する者と定められている。

一方、出入国管理及び難民認定法施行規則に定める外国人の在留資格の1つに「教授」というのがあるが、これは、本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動を行う。

★学校教育法 第92条

★短期大学設置基準 第23条

★出入国管理及び難民認定法施行規則 第3条、別表第1

教授会 短期大学には、学校運営上の重要事項を審議するために、教授会を置かなければならないことになっており、教授会は学長及び専任教授をもって組織されるが、准教授その他の職員を加えることができる。教授会の構成に関しては、審議事項によって異なる場合も考えられるが、これらの点に関しては、あらかじめ規程を定めておく必要がある。また、教授会の運営については、教授会の構成の他、教授会の招集、定足数、議長、審議事項、議決等についての運営規程を整備しておく必要がある。

一般に教務部(課)等が、会場の準備、資料の作成・配付、議事録の作成・保管等の教授会に関する事務を取扱う部署となることが多い。このため、教授会の開催に当たって、教務部(課)長又は担当責任者は文書をもって教授会の開催日時・場所・議題等を教授会構成員に通知し、教授会出席者の確認をする

ことになる。教務部（課）長等は、教授会構成員でなくとも、教授会に出席することが教授会の意向を理解することになり、円滑な学校運営に有効と考えられる。教授会を公開とするか否かは、教授会が自主的に決定すべき事項であり、審議事項によって非公開とする場合がある。

★学校教育法 第 93 条

★学校教育法施行規則 第 144 条

教職課程 法令上の用語ではないが、一般的には、教員養成を目的としない大学及び短期大学が、教育職員免許法及び同施行規則に基づき、免許状授与の所要資格を得ることのできる教育課程をもつ教育組織をいう。

戦後の教育改革によって、①大学における教員養成、②免許状取得の開放制、という二大原則のもとに、教員養成を主たる目的とする大学以外でも、免許状取得に必要な所定単位の履修によって免許状授与ができる完全な開放制であったが、現行では、教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定の申請により、教育職員養成審議会の諮問を経て、文部科学大臣が認定することとなっている。

競争的資金 競争的資金は、資金配分主体が広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点をその中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金である。科学研究費助成事

業、戦略的創造研究推進事業などがこれにあたる。

共同実施制度 平成 17 年 1 月の中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」等を踏まえ、国公私を通じ、複数の大学が相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育プログラムを編成することが可能となった。

共同実施制度は、大学、大学院、短期大学、専門職大学院において実施でき、共同教育課程を編成するに当たっては、構成大学間で共同教育課程の編成・実施に関して、必要な基本的な方針の取り決めを行うことが必要である。

ク

グレード・ポイント・アベレージ（Grade Point Average = GPA）**制度** 大学審議会では厳格な成績評価の具体策としてこの制度をあげている。この制度は、アメリカではごく一般的に普及している。アメリカでもっとも多く用いられるグレード法は、A B C D F ランキングであり、このランクにそれぞれに配された点数に各単位数を掛けて足した合計点を総単位数で割って総合的な平均成績である GPA が計算される。ランクの配点で一番多く用いられている 4 点式の場合では、A は 4 点、B は 3 点、C は 2 点、D は 1 点、F は 0 点とするのが一般的である。

訓告 訓告とは、通常学生の身分にまでは影響の及ばない懲戒であり、学生には学長あるいは学長の委任を受けた者が、口頭（又は文書）で行い、必要に応じて告示する。ただし、その回を重ねた場合には停学、退学等の対象となり得るので、単なる教室内での叱責とは異なるものである。

★学校教育法施行規則 第26条

ケ

研究生 特定の研究課題について、指導教員のもとで研究のための指導を受ける者をいう。したがって、授業科目の聴講については、指導教員が必要と認め、かつ正規の学生の授業に支障をきたさない範囲で受講を許されるものである。

原級留置 原級留置とは、卒業予定年次以外の学生が、長期欠席や学業不振等のため、当該年度の履修科目、修得単位が著しく少なく、各短期大学が独自に設けた進級の要件を満たさない場合、上級年次に進級させず、再度当該学年に留めることをいい、法令上の用語ではない。

この措置については、ある程度学年制の考え方を導入したもので、短期大学は、単位制であるので、卒業年次までに卒業要件単位を修得すればよく、年次別の進級要件の法的定めはないが、教育効果の上から行っている短期大学もある。

兼任教員 兼任教員とは、2以上の学科区分を持つ大学において、専任教員が専任として所属する学科区分等以外の授業を担当する場合における当該専任教員をいう。したがって、教員の区別には、専任、兼任の他に、兼担がある。

兼任教員 兼任教員とは、当該大学を本務としない教員をいい、一般に、非常勤教員又は非常勤講師と呼ばれている。他の大学等の専任教員、あるいはどこにも本務を有しない者などが多い。

コ

コア・カリキュラム 大学（短大）や学部（学科）単位において、修得すべき知識、技能、態度等を明確にし、到達目標やそのために必要な授業単位数を定めたもの。

公開講座 学校教育法で、大学においては、公開講座の施設を設けることができるとし、同施行規則では公開講座に関する事項は、別に定める、とあるが、現在のところ、特に定めはない。したがって、どのような内容のものが学校教育法でいう公開講座に該当するのか今のところ明らかにされていない。しかしながら、平成3年の大学審議会の答申においては、生涯学習機関としての機能に重点を置いた短期大学の役割の重要性にかんがみ、体系的・継続的な公開講座の積極的な実施に努めることが重要であるとしている。

現在、各短期大学等が公開講座として開設しているものの多くは、社会教育の一形態として、正規の教育課程ではなく、別途短期大学のサービス活動として、地域等からの要望のある特定事項について一定時間の講義等を行っているのが主たる形態である。

★学校教育法 第107条

★学校教育法施行規則第165条

講義 短期大学設置基準に規定されている授業方法の形態の1つ。一般的に講義とは、教員が学生に対し一方的に説明することにより知識を授ける授業形態である。講義科目1単位の学校における授業時間は、演習科目と同様、15時間から30時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。最近では、講義科目でも演習に近い方法を用いたり、又は講義と演習、講義と実習を組み合わせている短期大学も相当あるようである。

★短期大学設置基準 第7条第2項、第11条

講義要項（綱）（覧） 授業内容の概要を記したもので、これにより学生は授業の概要を知り、科目を選ぶ際の参考となっている。また、短期大学卒業後、編入学や留学等をする学生が増えているが、短期大学で修得した単位を認定する際、その授業科目の内容を照会する場合にも必要となる。

講師 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事するものとされ、資格は、短期大学設置基準に定められており、①教授又は准教授と

なることのできる者②特定の分野について短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とされている。

★短期大学設置基準 第25条

校舎 短期大学設置基準において、校舎に備えるべき施設として、学長室、会議室、事務室、教室（講義室、演習室、実験室、実習室等）、研究室、図書館、保健室が規定されており、これ以外に原則として備えるべきものとして体育館を、また、なるべく備えるものとして情報処理及び語学の学習のための施設、体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室、学生控室、寄宿舍、課外活動施設その他厚生補導に関する施設が定められている。

校舎の最低基準面積には、講堂、寄宿舍、附属施設等の面積は含まないとされ、また、短期大学と高等学校以下の教育施設との共用は、管理部門を除き認められないとされている。

★学校教育法 第3条

★短期大学設置基準 第28条、第31条、第32条

高大連携 近年、学生の学習意欲の低下が指摘され、「学びの動機付け」が大きな課題となり、初等中等教育と高等教育の接続、いわゆる「高大連携」「高大接続」が必要との認識が教育関係者の共通のものとなっている。また、中央教育審議会では「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」の答申を出

し、関係機関に具体的な取り組みを促している。

そこで、高校と大学が協力し、高校生に大学の講義等を体験させ、学ぶことへの意欲を高め、結果的に大学進学後の学問不適合を防ぐ試みが行われるようになった。

具体例としては、高校に大学の先生を講師として招く「出張授業」、高校生が大学を訪問して模擬授業を受ける「授業体験」、半年から1年をかけて大学に通学して講義を受講する「聴講」等、様々な取り組みが試みられている。

校地 短期大学設置基準に、校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする、と規定されている。

★短期大学設置基準 第27条

高等学校卒業程度認定試験 平成17年4月より、大学入学資格検定（大検）は廃止され、高等学校卒業程度認定試験が実施されることとなった。

高等学校卒業程度認定試験は、高等学校を卒業していないなどのため、大学受験をできない者に対し、高等学校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定する試験であり、合格者は大学・短大・専門学校の入学資格が与えられるだけでなく、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することが出来る。ただし、試験で合格点を得た者が満18歳に達

していないときには、満18歳に達した日の翌日から合格者となる。また、全日制高等学校に在学したまま受験できるようになり、高等学校卒業程度認定試験で合格した科目は、学校長の判断で全日制高等学校の卒業単位として認定してもらうことも可能となった。

なお、既に大学入学資格を持っている者は、高等学校卒業程度認定試験を受験できない。

国際バカロレア資格（IB：International Baccalaureate）「バカロレア」といえば、フランスの大学入学資格試験制度のことであるが、国際バカロレア資格とは、国際バカロレア機構が行う教育課程を修了した者に与えられる、国際的に認められた大学入学資格である。機構はスイスのジュネーブに本部を置き、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、国際バカロレア試験の実施及び国際バカロレア資格（ディプロマ）の認定を行っている。

国際バカロレア資格の教育課程は、2013年（平成25年）5月現在約145か国3566の認定校で実施されており、日本ではこれらの認定校で資格取得した18歳以上の者は大学入学資格を有する者として認められている。

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭23. 5. 31 文部省告示第47号）

告示 公の機関が、一般のひとびとに広く通知することをいう意味に用いられる場合と、国家・地方公共団体等の公の機関が決定した事項その他一定の事項を公式に一般に知らせるための形式の名称として用いられる場合がある。告示は、単に一定の事項を一般に知らせるだけでなく、時には法律が「告示」の形式で補充立法とすることを委任する場合や、「告示」とすることによって、ある措置の効力が完成するものとする場合にも用いられる。

短期大学内においても、学長等が公式に一般の学生に対して通知する場合に、前述の意味に準じて告示という名称を用いる場合が多い。

個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法） 1980 年（昭和 55 年）の OECD（経済協力開発機構）理事会勧告において「プライバシーの保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示され、OECD 加盟国の大多数が既に個人情報保護法制を有する状況の下、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護法が平成 15 年 5 月に成立・公布された。

法は、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた基本法に相当する部分と、民間事業者の遵守すべき義務等を定めた一般法に相当する部分から構成されており、平成 17 年 4 月 1 日より全面施行された。

これに基づき文部科学省では「学校におけ

る生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」を定めたが、平成 24 年 3 月 29 日には、これまでの学校に限定したものから「教育、学術、文化、スポーツ及び科学技術」へと対象範囲を拡大した「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」が制定された。

教育的観点から保護者に成績表を配布する場合でも、原則として保護者は第三者に該当するため、本人の同意が必要である。これを行わない場合は個人情報保護法違反となる。ただし、本人が未成年の場合は、その保護者も「本人」に含まれる。

コマ 法令上の用語ではないが、通常、学校ではよく使用されており、一般的には、1 授業時限単位をいう。

しかしながら、2 授業時限続きの授業を 1 コマと呼ぶか、2 コマと呼ぶかは各短期大学でまちまちである。

サ

在外教育施設 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、海外にある教育施設。「高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設として定める件（平成 4 年文部省告示第 32 号平成 6 年文部省告示第 4 号）」の中で認定されている。

なお、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設（平成

3 年文部省告示第 91 号) も同様の取り扱いとなる。

★学校教育法 第 90 条

★学校教育法施行規則 第 150 条第二号

★在外教育施設の認定等に関する規程 (平 3. 11. 14 文部省告示第 114 号)

在学と在学期間 在学とは、学生が当該短期大学の学籍を有し、現に学修している状態をいい、在学期間とは、その学修している期間をいう。

在学年限 在学年限とは、学生が当該短期大学に在学できる最長在学期間をいい、その期間については法的には定められていないが、おおむね修業年限の 2 倍程度とされている。

在学年限を定めている趣旨は、短期大学が国民に開放された公共性を有する機関という点から、所定の修業年限より長い一定の年数を超えてもなお学業の終わらない者に対して、学校が強制的に退学できるようにするためである。

再試験 試験の結果不合格になった科目について、再度試験を行う制度である。この試験は、学生に権利があるのではなく、あくまでも科目担当者の判断であり、教授会の判断である。したがって、再試験については、何らかの制限を付している短期大学が多い。

在籍と在籍期間 在籍とは、学生が当該短期大学の学籍を取得していることをいい、在籍期

間とは、当該短期大学の学籍を有している期間をいう。したがって在籍期間に休学及び停学の期間も含まれる。

具体的には、修業年限 2 年の短期大学において休学期間が 1 年、休学以外に単位未修得のため 1 年留年して卒業した場合、在籍期間は 4 年、在学期間は 3 年となる。

再入学 短期大学を退学した者が、再び同一の短期大学の同一学科に入学することをいう。

再履修 履修の結果、不合格となった科目を再度履修することをいう。なお、必修科目は必ず再履修となるが、選択科目については学生の意志に任せられている。

サービスラーニング 教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自分の学問的取り組みや進路について新たな視野を得る教育プログラム。



ジェネリック・スキル 社会人として活躍できる能力。あらゆる職業を超えて活用できる移転可能なスキルであり、社会的、職業的に自立した生涯を送ることができる力。高等教育においては、学問領域の区別なく身につけさせるべき汎用的な能力とされ、「学士力」や

「社会人基礎力」と表現されることもある。

私学助成 私学教育に関して公費により行われる財政援助、すなわち国及び地方公共団体が私学教育振興を図るために行う補助金の交付等の助成措置をいう。

具体的には、①私立の大学、短期大学、高等専門学校の研究教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減に資するとともに、経営の健全性を高めるため、私立大学等の教育又は研究に係る経常的経費を対象として、日本私立学校振興・共済事業団を通じて学校法人に補助している「私立大学等経常費補助金」、②私立大学等における教育研究の充実と質的向上を図るため、研究装置並びに教育装置の整備に要する経費を対象として学校法人に補助している「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金」、③私立大学における研究設備等の整備に要する経費を対象として学校法人に補助している「私立大学研究設備整備費等補助金」などがある。

★私立学校振興助成法

自己点検・評価 従来は、短期大学設置基準に規定されていたが、平成 14 年 11 月に学校教育法が改正され、第 109 条に「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めることにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。・大学は、前

項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価をうけるものとする。ただし、……」との条文が追加され、自己点検・評価の実施とその公表及び認証評価機関による評価が、法律で義務となった。

★学校教育法第 109 条

司書 図書館の専門的職務に従う職員。図書館法により、司書は図書館の専門的事務に従事する。司書補は司書の職務を助ける、と規定されている。

★図書館法

司書教諭 学校図書館法に、学校図書館の専門的職務を掌る、と規定される教諭のことである。

もともと学校図書館法第 5 条では、「学校図書館には司書教諭を置かなければならない」と定められているが、附則第 2 項に「当分の間、司書教諭を置かないことができる」とされていた。

学校図書館法が制定された昭和 28 年 8 月から最近まで、その状態が続いていたが、平成 9 年 6 月に「当分の間」が「平成 15 年 3 月 31 日」までと改められ、平成 15 年度から、全国の 12 学級以上の小中高校は、司書教諭を置かなければならないことになった。

★学校図書館法 第 5 条

★学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める
政令（平 9. 6. 11 政令第 189 号）

実技 実技とは、学んだ知識をもとに演技を行う授業方法の1つ。1単位の学校における授業時間は、30時間から45時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項

実験 実験とは、理論や推論が正しいか一定の条件で試してみる授業方法の1つ。1単位の学校における授業時間は、30時間から45時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準第7条第2項

実習 実習とは、学んだ知識をもとに実地（実物）について学習する授業方法の1つ。1単位の学校における授業時間は、30時間から45時間までの範囲で、各短期大学が定める時間とされている。

★短期大学設置基準 第7条第2項

実態調査 正式には「私立大学等の実態調査」といい、私立大学、短期大学及び高等専門学校専任教職員数、非常勤教員数、学生数、財政状況等の実態を把握し、私立大学等の振興方策の企画、立案及び予算要求の資料にすることを目的とする文部科学省の調査で、毎年5、6月に実施される。

指導要録 指導要録は、在学又は卒業した者の学習及び健康の状況を記した書類の原本をいう。また、学生の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、指導及び外部に対する

証明等のために役立たせるための原簿としての性格をもっている。

学校で備えるべき表簿の中で、最も重要な表簿で、保存期間は20年間となっている。

★学校教育法施行規則 第24条

★学校教育法施行規則 第28条

事務職員 学校教育法において、置かなければならない職員として定められている。

学校教育法上の規定にもとづく3種の職員の中、事務職員については、短期大学設置基準に、①事務処理のための組織の専任職員、②学生の厚生補導を行うための組織の専任職員、の2種を置くものとされている。

★学校教育法 第92条

★短期大学設置基準 第34条、第35条

社会人基礎力 平成18年、経済産業省が、我が国経済を担う産業人材の確保・育成の観点から定義した、職場や地域社会の中で多様な人々とともに仕事を行っていく上で必要な基礎的能力のこと。具体的には「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の3つの能力に区分されている。現在、大学等においても育成事業への取組みが広がっている。

社会人入学 社会人が短期大学や大学に正規学生として入学することをいう。特に、入学定員の一部を社会人枠として別枠を設け、書類審査、論文、面接を中心とした特別の選抜方法によって合格者をきめるものを「社会人入

学制度」という。

修業年限 修業年限とは、学校の一定の教育の課程を修了するのに必要と定められた年限で、学生が当該短期大学を卒業するために最小限在学すべき年数をいい「2年又は3年」と定められている。

★学校教育法 第108条第2項

★短期大学設置基準 第18条

修士 学位規則に基づき、大学院修士課程修了者に与えられる学位である。

★学位規則 第3条

収容定員 短期大学設置基準に従い、教育組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して、監督庁が認めた短期大学の受け入れることのできる全学生数をいい、学科（専攻）ごとに学則に定めることになっている。収容定員を変更する場合は、原則として認可事項であるが、平成14年11月の学校教育法の及び平成15年3月の同法施行令の改正により、短期大学全体の収容定員が増加とならない場合は、届出事項となった。

★学校教育法 第4条第1項

★学校教育法施行令 第23条第十一号

★学校教育法 第4条第2項第三号

★学校教育法施行令 第23条の2第五号

授業科目の区分 平成3年6月に短期大学設置基準が改正されるまでは、授業科目を一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専

門教育科目に区分して開設することを義務づけ、学生に対しては科目区分ごとに修得すべき単位数を規定していた。これらの規定が廃止されたことにより、各短期大学の創意工夫により特色ある教育課程が編成できるようになった。

授業期間 単位計算の基準により機械的に計算すると年間30週となる。これを、2学期制を採る短期大学にあつては各期15週、3学期制を採る短期大学にあつては各期10週を単位として、授業期間を設けることとなるが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、多様な授業期間の設定が可能である。

なお、各短期大学では、このほかにオリエンテーション、定期試験・追再試験、文化祭、体育祭、休講・欠講のための補講等を行うので、1年間の授業を行う期間としては、定期試験の期間を含めて35週にわたることが原則となっている。

★短期大学設置基準 第8条、第9条

授業時間 各授業科目を通じて学生を指導する際の単位時間は、休憩時間を含め1時間をもって算定の基準としている。

この単位時間については、学校教育法施行規則別表第1及び第2の備考1に、また、学習指導要領においても小学校が45分、中・高等学校が50分と正味授業時間が示されているが、これは長年の教育経験や教育成果などから割り出されたものと思われる。

ところで、短期大学における1時間を何分とするかについては法令上の定めはないが、45分あるいは50分としている短期大学が多い。

授業の出席 学習のために学生は授業に出席しなければならない。出席は単位修得の大前提であり、成績との相関がきわめて高いことを考えあわせ、授業実施時間数の3分の2以上の出席を義務づけている短期大学が多い。

また、授業の秩序維持の観点から遅刻・早退を厳しくチェックしている短期大学もある。

準学士 かつて、短期大学卒業者に授与されていた称号。平成17年7月の学校教育法改正により、短期大学で授与された「準学士」の称号は、「短期大学士」の学位としてみなすことになった。ただ、“みなす”ため、それ以前の称号授与者に改めて学位が与えられるわけではない。

なお、準学士の称号ができる前、平成3年4月の学校教育法改正前に卒業した者についても、卒業したという事実においては、平成3年4月法改正後～平成17年7月法改正前に卒業した者と変わりなく、準学士と称することができ、なおかつ「短期大学士」の学位としてみなされることになる。

結果として、準学士の称号は高等専門学校においてのみ授与されることとなった。

★学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）附則第3条

准教授 教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しが行われ、学校教育法の改正（平成17年7月）により平成19年4月1日から、「助教授」を廃止して、「准教授」の職が設けられた。

法では、「准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。

生涯学習 労働時間の短縮に伴う余暇時間の拡大、技術革新の加速化による職業上の知識・技術の継続的な学習の必要性、さらには、情報化社会における知的欲求の高まりなどの様々な要因から、社会全体の生涯学習ニーズが高まりつつある。高等教育においても、このような社会のニーズに適切に応えていくことが期待されている。また、各高等教育機関は、地域の文化的な中心として、また、地域コミュニティの一員として、地域に対する幅広い貢献が期待されている。

このため、今後の高等教育においては、高等教育への伝統的な進学年齢層以外の者（有職者や主婦などのいわゆる社会人学生）に配慮した履修形態の柔軟化や多様な学習成果に対する評価の工夫が一層求められている。

特に、職業人の再教育のニーズは急速に高まっており、今後、企業等との連携・協力を図りつつ、高等教育における社会人再教育のための施策を積極的に推進していく必要がある。

る。

★生涯学習体制の整備について（平 2. 1. 30 中央教育審議会答申）

★新しい情報通信技術を活用した生涯学習の振興方策について（平 12. 6. 1 生涯学習審議会）

初年次教育 高等学校から大学への円滑な移行を図り、大学での学問的・社会的な諸経験を成功させるべく、主として大学新生を対象に作られた総合的教育プログラムをいう。具体的内容としては、学問的・知的能力の発達、人間関係の確立と維持、アイデンティティの発達、キャリアと人生設計、肉体的・精神的健康の保持、人生観の確立など、大学における教育上の目標と学生の個人的目標の両者の実現を目指したものとなっている。。

助教 教育研究の活性化及び国際的な通用性の観点から、助教授・助手に関する制度の見直しが行われ、学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により平成 19 年 4 月 1 日から、助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職が設けられた。

学校教育法では、「助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」とある。

★学校教育法 第 92 条

助教授 学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により平成 19 年 4 月 1 日から、従来の「助教授」を廃止して、「准教授」の職が設けられることとなった。

職員 学校においては、学校に勤務する人すべてを包括する用語で、私立学校では学内規定で職員の種類を定義している。

学長、教員等を除く職員については、①置かなければならない事務職員、②置くことができる技術職員並びにその他の必要な職員とに分けられる。

したがって、職員は職種上、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員の 3 種に区分することができる。

★学校教育法 第 92 条

助手 学校教育法に定める助手の職務は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する、とされ、助手の資格は、学士の学位（外国における相当する学位を含む）を有する者又はこれに準ずる能力のある者と定められている。

なお、学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により平成 19 年 4 月 1 日から、助手のうち、主として教育研究を行うことを職務とし、将来の大学教員や研究者となることが期待される者に相応する職として、「助教」の職が設けられた。

★学校教育法 第 92 条

★短期大学設置基準 第 26 条

除籍 在籍していない状態になることをいう。

一般的には、在学年限を超えた学生、休学期間を超えてなお修学（就学）できない学生及び授業料等を納付しない学生等に対し、学校が学則に基づき在籍関係の解除を事務処理的に行う措置をいう。

なお、懲戒処分としての退学と異なり懲戒としての性格はもたない。

また、除籍に該当する項目については法令上の根拠がないため、学則に定めておく必要がある。

シラバス (Syllabus) 教育課程（カリキュラム）において扱われる教科の目標・内容・指導計画などを教科の概要として記述して示したものの。

私立学校 私立学校とは、私立学校法に規定される学校法人が設置する学校（学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）である。

したがって、私立学校は教育基本法で規定するように公の性格をもつものであり、私立学校法は私立学校の公共性を高めることをその目的の1つとしている。さらに、私立学校においては創立者の建学の精神が強調され、独自の校風が特に尊重されている。

★学校教育法 第1条

★教育基本法 第6条第1項

★私立学校法 第1条、第3条

私立学校法 「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」（第1条）法律である。

ス

スタッフ・ディベロップメント (SD: Staff Development) 教育内容の改善や教授法の開発等についての組織的な取り組みを意味するファカルティ・ディベロップメント (FD) に対して、事務職員の資質の向上等を組織的に行うことをいう。大学組織の管理、運営にとって事務職員の果たすべき役割の重要性が再認識される中、SDに取り組む短大も増えつつある。

スチューデント・アシスタント (SA: Student Assistant) ティーチング・アシスタント (TA) が大学院生による学部学生等に対する助言や実験、実習等の教育補助業務であり、大学院生への教育トレーニングの機会の提供であるのに対して、大学院生ではなく、学士課程の学生を教育の補助業務に携わらせる場合を、TAとは区別してスチューデント・アシスタント (SA) という。

セ

成績証明書 修得した授業科目の名称・単位数・評価等を証明する文書である。各短期大学の体系的に編成された教育課程が明確に把

握できるように記載されていることが求められる。最近は、電算機器の導入等により、在籍者に関しては履修中の科目も表示している例が多くなっている。

成績評価 単位を授与する際の基準と表記方法を指すもので、各短期大学の学則によって規定されている。短期大学における評価方法は絶対評価である。これは、単位制度の趣旨から当然と考えられるが、成績評価の方法に関する法的規定はなく、点数・記号・合否のみの表示等、各短期大学によって異なった表示方法がとられている。

セメスター制 1 学年複数学期制の授業形態。日本で多く見られた一つの授業を 1 年間通して実施する通年制の前・後期などとは異なり、一つの授業を学期（セメスター）毎に完結させる制度。諸外国では一般的であり、個々の学期が 15 週程度で 2 学期制の伝統的セメスター制度（traditional semester system）のほか、初期セメスター制度（一方のセメスターが若干長い early semester system）、3 学期制（trimester system）、4 学期制（quarter system）などを実施する大学もある。日本においても、既に多くの大学・学部で導入されている。

セメスター制は、1 学期の中で少数の科目を集中的に履修し、学習効果を高めることに意義があるので、単に通年制の授業内容を前半と後半に分割するだけでは、セメスター制とはいえない。また、授業内容が過密になら

ないような配慮も必要である。

さらに、セメスター制には、学年開始時期が異なる大学間において円滑に転入学を実施できるというメリットもある。

ゼミナール（ゼミ） 大学で、教授などの指導の下に学生が自ら研究し、発表・討論などを行う教育方法をいう。また、その研究指導のグループをいうこともある。

専攻科 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、短期大学の学科又は専攻部門に属する専門科目について、短期大学の基礎の上に精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として設置することができる。大学評価・学位授与機構の設立、科目等履修生制度の導入により、短期大学専攻科での修得単位が、学位を取得するための単位として認定される道が開かれている。この場合当該短期大学の専攻科は、大学評価・学位授与機構の認定を受けている必要がある。

なお、大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科で修得した授業科目の単位は、教育職員免許法により 1 種免許状の取得に必要な単位として含めることができる。

★教育職員免許法施行規則第 14 条の 2 及び第 17 条の 2 の規定により修得した単位を最低単位数に含めることができる短期大学の専攻科を定める件（平 4. 4. 1 文部省告示第 38 号）

専攻課程 教育上の必要性から学科の中に設けられる組織である。学科の中を2以上に分けることを一般的に専攻分離といい、その名称は〇〇専攻と称することが適当とされている。

★短期大学設置基準の制定について（昭50.4文大技第210号）

専修学校 学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校とする、と学校教育法に規定され、これ以外で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る目的の教育施設を専修学校という。

専修学校には、中学校卒業者を対象とした高等課程、高等学校卒業者を対象とした専門課程、高等課程・専門課程以外の教育を行う一般課程がある。

なお、高等課程を置く専修学校は高等専修学校ともいい、専門課程を置く専修学校を専門学校ともいう。

★学校教育法 第1条、第124条

専任教員 専任教員とは、1つの大学において専ら教育研究に従事し、その学校からの給与により生計を営み、かつ当該法人で専任教員として発令されている教員をいう。

専任教員数 短期大学設置基準に、専任教員数は、別表第1に定める数以上とする、と規定され、その数は学科の種類と短期大学全体の入学定員とに応じて定められている。さ

らに、各々の専任教員数について、その3割以上は教授でなければならないとされている。

★短期大学設置基準 第22条

専門学校 学校教育法に規定された専修学校で、高等学校卒業程度を入学資格とする専門課程を置く教育施設は、専門学校と称することができると規定されている。

専門高校 従来は職業高校と呼称されていたが、平成7年3月8日付の職業教育の活性化方策に関する調査研究会議の最終報告の「スペシャリストへの道」により、今後は専門高校の呼称を用いたと提言された。また同時に、専門高校においては、将来のスペシャリストとして必要とされる専門性の基礎・基本の教育に重点を置き、ここで学んだことを基礎に、卒業後も職場や大学等の教育機関において継続して教育を受けるなど、生涯にわたり専門能力の向上に努めることの重要性が述べられている。

★高等学校設置基準 第5条、第6条

専門職大学院 専門職大学院は、大学院のうち、高度専門職業人の養成に目的を特化した実践的な教育を行う大学院であり、法科大学院・会計大学院・知的財産大学院・教職大学院などがある。



総合学科 総合学科は、高等学校に設置される学科のひとつであり、普通教育を主とする学科である普通科、専門教育を主とする学科である専門学科（各専門学科、理数科、英語科等）に並ぶものとして平成6年度に創設された、普通教育と専門教育とを総合的に行う学科である。

総合学科における教育は、将来の職業選択を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習及び生徒の個性を生かした主体的な学習を通して学ぶことの楽しさや成就感を体験させる学習を重視しているのが特色である。

★高等学校設置基準 第5条、第6条

卒業 学則に定められた全課程を履修し終えることをいい、学校教育法施行規則に、学生の卒業は教授会の議を経て、学長がこれを定めると規定されている。

また、短期大学設置基準に、修業年限が2年の短期大学の卒業要件は、短期大学に2年以上在学し62単位以上（修業年限が3年の短期大学の場合は、3年以上在学し93単位以上）を修得することと定められている。

★学校教育法施行規則 第144条

★短期大学設置基準 第18条

卒業証書 (Diploma) 学校教育法施行規則により、小学校の全課程を修了したと認められ

た者に、校長が与える証書で、短期大学にも準用されている。

学生の本籍地、生年月日に関する記載、公印等の捺印及び位置、文字の配置については、各短期大学の判断で行われている。

★学校教育法施行規則 第58条、第163条

卒業証明書 この証明書に記載される項目は、本人の氏名、生年月日、卒業した学科、卒業期日等が一般的であるが、短期大学士の記載の扱いについては、各短期大学の判断に委ねられている。

なお、短期大学士の英文名は、特に規定はないが、アメリカの短期大学等で付与されている称号から、Associate Degree とか、An Associate in Arts Degree と記載しているようである。

卒業の時期 学校教育法施行規則で、小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると規定され、これにより卒業の期日は、原則として3月31日と考えられるが、学長によって行われる卒業認定の効力が発生する日は、通常、卒業証書の日付とも考えられ、学籍簿にこの日付を記載している例も多く見られる。また、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができるとされている。

★学校教育法施行規則 第163条

卒業見込証明書 卒業年次に在学し、当該年度内に履修する科目の単位を修得した場合、卒

業要件を満たし、卒業の可能性のある学生に対し発行される証明書をいう。

卒業要件単位数の上限 卒業要件単位の上限については短期大学設置基準上規定されていないが、単位制の建前からいっておのずから限界がある。各短期大学で卒業要件単位を定める場合には、教育目標とともに、短期大学設置基準に則って適切な自学自習の時間が確保されるよう慎重を期すことが望ましいとされ、通常は2年制短期大学の場合にはおおむね8単位、3年制の場合には、おおむね12単位までを増加単位の上限とするのが適当であろうとされている。

タ

退学 学生が卒業する前に学生の身分を失うことをいい、願い出による退学と、懲戒による退学及び届出による退学がある。①願い出による退学は、学生の意志により退学願を提出し、許可を得て退学する場合をいう。②懲戒による退学は、短期大学の学則に基づいて学長が行う懲戒処分による退学をいう。③この他に、学生が死亡したときは保証人からの届出により退学となる。

★学校教育法施行規則 第26条第3項

大学 学校教育法において、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校を

いう。

★学校教育法 第83条

大学院 学校教育法において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業等を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とし、大学に置かれるものをいう。

★学校教育法 第97条、第99条

大学設置・学校法人審議会 文部科学省に置かれる審議会の1つで、学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法によりその権限に属する事項を調査審議し、必要に応じて文部科学大臣に建議することができる。文部科学省は、大学、短期大学の設置の認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会に諮問しなければならないことになっている。

★学校教育法 第95条

大学入学資格検定 大学入学資格検定は、経済的に恵まれず、あるいは病気などの事情で高等学校を卒業できなかった者が、大学入学に相当する学力を判定する制度であったが、平成17年4月より、廃止され、これに代わる新しい制度として「高等学校卒業程度認定試験」が実施されることとなった。

大学入学者選抜実施要項 文部科学省が毎年作成し、各大学・短期大学に通知している大学入学者選抜の指針である。

大学入学者選抜実施要項の入学者選抜の基本は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判断する、②公正かつ妥当な方法で実施する、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮する、の3点である。

大学入試センター試験 大学が個別に行う学力検査のほか、大学入試センターと協力して行う学力検査として、平成2年度から行われている。短期大学については、平成16年度の入学試験から、参加が認められている。

大学の質の保証 大学の設置に当たっては、国が設置基準等を基に審査し認可を行っている。この制度は、大学の質の保証の観点から一定の役割を果たしているが、それは、大学で行われる教育研究の前提としての枠組みについてのものに過ぎず、教育内容を保証するものではない。近年の規制緩和の社会的な流れを受け、平成14年11月、学校教育法が改正され、大学等の設置の条件についても大幅に緩和され、大学の質の保証のあり方としては、国の認証を受けた機関による第三者評価に重点が置かれることになった。

★学校教育法 第109条

大学評価・学位授与機構 大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うとともに、大学以外で行われる高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位を授与することを目的に設置された文部科学省管轄の機関（独立

行政法人）である。

大学、大学院の修了者と同等の水準にある者としては文部科学省所管外の大学校（例えば、職業訓練大学校、水産大学校、海上保安大学校）等の卒業者等がある。

また、短期大学や高等専門学校等を卒業した者が、大学の科目等履修生や大学評価・学位授与機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科生として修得した単位を累積して大学卒業相当の単位を修得した者もこれに該当する者となる。

大学評価・学位授与機構は、これらの者から学位授与の申請を受け、審査並びに試験を行い、合格した者に学位を授与する。

学士の学位授与申請に必要な大学卒業相当の修得単位数は、2年制短期大学卒業者等にあつては2年以上にわたって62単位以上、3年制短期大学卒業者等にあつては1年以上にわたって31単位以上となっている。

平成12年2月、「学位授与機構」を改組し、現在の「大学評価・学位授与機構」が発足することとなった。これにより、それまで実施していた学位の授与に関する活動に加えて、新たに第三者評価を行う大学評価機関として、国公立大学の評価を実施することになった。

平成14年11月に学校教育法が改正され、国の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による第三者評価が義務付けられることになったが、大学評価・学位授与機構は、その認証評価機関のひとつである。

なお、平成23年度をもって当機構におけ

る短期大学の認証評価事業は終了した。

★国立学校設置法 第9条の4（廃止）

★学校教育法 第104条第4項

★学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平 16. 4. 1 規則第28号）

★短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関する規程

大学ポートレート 大学が公的な教育機関としての説明責任と教育の質の保証・向上という責務を果たすため、その支援方策として、教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備するものである。大学ポートレートの整備により、大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげることや、各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信すること、さらに、各大学の業務負担軽減などの効果が見込まれている。

私立大学・私立短期大学の「大学ポートレート（私学版）」については、私学事業団が行う「学校法人基礎調査」により、学校法人から収集した情報を私学事業団のデータベースに蓄積し、私学事業団のセキュリティポリシーに則って保存・管理を行うことになっている。

単位 各授業科目の単位数は各短期大学で定めるとし、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義及び演習に

ついては、15から30時間の範囲で、また実験、実習及び実技については、30から45時間の範囲で短期大学が定める時間としている。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技については、短期大学が定める時間をもって1単位とすることができるとしている。

★短期大学設置基準 第7条

単位互換制度 単位互換制度とは、短期大学が教育上有益と認める時は、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる制度をいう。

修業年限が2年の短期大学にあっては30単位、修業年限が3年の短期大学にあっては46単位（卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあっては30単位）を超えない範囲と規定されている。

さらに、外国の短期大学又は大学に留学した場合もこの規定が準用されるが、当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなされる単位は、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の認定単位と国内の単位互換制度による単位とを合わせ30単位を超えないものとしている。

★短期大学設置基準 第14条、第15条

単位修得（取得）証明書 履修した科目の単位修得状況を示す証明書で、一般に学業成績は

記載されない。その様式については法令等の規定がなく、各短期大学がそれぞれ定めている。

単位制 現在の我が国の学校制度では、小・中学校が学年制を、高等学校・高等専門学校・短期大学・大学が単位制を採っている。

一定水準の学修量を単位として表し、所定の期間での量的修得を卒業の判定基準とする方式である。この単位制は、学生個々人の能力差や興味・関心に応えるべく、最低必要な学修量を設定し、それを超えるものについては、学生の主体性に委ねて教育しようとする考え方である。

単位認定 各授業科目の単位修得の認定は、科目担当者の試験等による評価が合格点に達していることによって原則的に認定される。

短期大学は、1つの授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとされ、卒業研究や卒業制作については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができると、短期大学設置基準で定められている。また、単に試験に合格するだけでなく、一定時間以上の授業の出席を単位認定の要件とすることも短期大学の判断で可能とされている。

★短期大学設置基準 第13条

単位累積加算制度 パートタイムでの履修などによって修得した単位を累積し、それにより大学修了者と同等の水準にあると認められる者について、学位を授与する仕組みのことを

いうが、まだ法令等による制度化はされていない。

大学評価・学位授与機構では、この考え方に基づき、短期大学、高等専門学校の卒業者や大学において相当程度まとまった教育を受けた者等が、その成果を基礎にさらに短期大学、高等専門学校の専攻科での履修や大学におけるパートタイムでの履修等により一定の単位を体系的に修得した場合に、学士の学位を授与する途が開かれている。

短期大学 学校教育法において、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することをおもな目的とする大学で、修業年限が2年又は3年のものをいう。

★学校教育法 第108条

短期大学基準協会 短期大学の認証評価を行う認証評価機関で、平成17年1月に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、平成17年度から評価を実施することとなった。平成24年度から、一般財団法人へ移行するとともに、短期大学が日常的に自己点検・評価できるよう従前の10の評価領域を4つの基準にまとめるなど、評価基準の再編成が行われた。

短期大学基準協会では、評価の基本的理念や構造、手順等を示す「短期大学基準協会が実施する第三者評価の要綱」及び「短期大学評価基準」、「第三者評価実施要領」等を定め公表している。

短期大学士 短期大学卒業者については、従来、準学士と称することができることとされていたが、短期大学における教育の発展や学位についての国際的な動向等を踏まえ、学校教育法の改正（平成 17 年 7 月）により、平成 17 年 10 月 1 日から短期大学士の学位が授与されるようになった。

短期大学評価基準 一般財団法人短期大学基準協会が行う第三者評価において用いられる評価基準で、短期大学設置基準を基礎としている。評価基準は、領域評価、評価項目、評価の観点という三層構造になっていて、高等教育機関として短期大学が有すべき水準について設定されている。

チ

地域総合科学科 実際の個々の学科の名称ではなく、従来の学科のように内容を特定分野に限定せず、地域の多様なニーズに柔軟に応じることを目的とした新しいタイプの学科の総称。短期大学基準協会において、地域総合科学科としての教育の特色と質を保証する評価（適格認定）を行っている。

中央教育審議会 2001 年（平成 13 年）の中央省庁再編により、旧文部省の中央教育審議会を母体にしつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会を統合して発足した。

中央教育審議会は、次の事務をつかさどっている。

1. 文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項、スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること。
2. 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。
3. 法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

昼夜開講制 時間的制約の多い社会人等の便宜に配慮して、同一学科の中に「昼間主コース」、「夜間主コース」を設け、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行う制度。

★短期大学設置基準 第 12 条

懲戒 懲戒とは、不正や不当な行為に対して制裁を加えることで、学校が学生に対して行う場合は、教育上の必要性和心身の発達に応じた教育上の配慮が求められる。

懲戒の種類には、制裁の度合いに応じていろいろあるが、退学、停学及び訓告の処分は学長が行うとされている。なお、体罰は禁止されている。

★学校教育法 第 11 条

★学校教育法施行規則 第 26 条

長期履修学生制度 短期大学の定めるところにより、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業資格を取得できる制度。職業や家事等に従事しながら自分のライフスタイルに合わせて、柔軟に履修計画を組むことができる。平成 12 年 11 月の大学審議会答申「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」の中で初めて提言され、平成 14 年 2 月の中央教育審議会答申において長期履修学生制度の導入が決定された。

答申では、『職業等に従事しながら大学等で学ぶことを希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を越えて履修を行い学位等を取得できる新たな仕組みを、各大学等が各々の判断で導入できることとすることが必要である』として、特に『短期大学においては、地域に密着して生涯学習機会を幅広く提供することが期待されるところであり、長期履修学生を積極的に受け入れることが望まれる。例えば、社会人を含めた地域の学習需要に応えるために、多様なコースを設定した総合的な学科等を設け、長期履修学生を積極的に受け入れることも一つの方法である』と、短期大学での長期履修学生受け入れについて具体的に述べている。

★短期大学設置基準 第 16 条の 2

調査書 調査書とは、一般に指導要録に基づいて、「学習」「出欠」「特別活動」等について転記した書類で、内申書ともいわれている。

短期大学においては、入学者選抜の資料として受験生の出身高校のものを提出させている。

なお、平成 17 年度の入試から、調査書における「健康の状況」欄が廃止された。(16 文科高第 128 号 平成 17 年度大学入学者選抜実施要項)



追試験 病気その他やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった学生に対して実施する試験をいう。受験は診断書など欠席の理由を証明する書類を添えて願い出させるのが一般的である。

通信教育 大学通信教育は、高等教育を広く社会に開放しようという「開かれた大学」の理念のもとに始められた教育課程で、学校教育法に、大学は通信による教育を行うことができる、と規定されている。なお、この規定は短期大学にも適用される。

授業は、印刷教材（電子出版物を含む）及び添削指導により学修をすすめる通信授業（自宅学習）、講義、演習、実験、実習又は実技による面接授業（スクーリング）、新しい形態での面接授業としての遠隔授業、若しくは放送その他これに準ずるものの視聴により学修をすすめる放送授業の併用により行う。

★学校教育法 第 84 条

★短期大学通信教育設置基準

★短期大学通信教育設置基準の制定等について

(昭 57. 3. 23 文大技第 109 号)

テ

ティーチング・アシスタント (TA: Teaching Assistant) 学部学生などに対して実験・実習・実技の指導やゼミナールの指導などの教育補助業務を行う大学院学生のこと。大学教育の充実や将来教員・研究者となる者への教育トレーニング機会の提供が主な目的である。

停学 停学は、学生に対して一定期間登校を停止し、授業等の受講権利と共に、学校の施設設備の利用権利を一時停止するものであるが、学生としての身分(学籍)を失うものではない。停学の細目については、内規等で定めておくことが必要である。また、処分の目的・性格等から、卒業要件としての在学期間には停学の期間を算入しないが、最長在学期間(在学年限)には算入する。ただし、停学期間が短期間の場合には、教育上の見地からその実情に合わせて、卒業要件としての在学期間を延長しないこともあり得る。

なお、停学期間中の退学は可能であるが、休学することは停学の趣旨から認めるべきではない。停学期間満了に続いて休学することは可能である。

定期試験 学年暦に定められた学期末・学年末の一定期間に行う試験をいう。

ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)

卒業までに、学生はどのような能力の習得を目指すのか、達成すべき具体的な「学修成果」を設定したものが、ディプロマ・ポリシーである。平成 17 年 1 月に中央教育審議会がまとめた「我が国の高等教育の将来像」答申において、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに 3 方針の重要性が指摘された。

テニユア (Tenure: 終身在職権) 教員の自由な教育研究活動を保障するため、終身(定年まで)、当該大学の教員としての身分を保障する制度である。アメリカでは約 9 割の大学がテニユア制度を有する。

また、優秀な人材を適切に確保するため、任期制等により一定期間、若手研究者が裁量ある自立した研究者としての経験を積んだ上で、厳格な審査を実施し、その間の業績や研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には、任期を付さず、かつ一般に上級の職を与える仕組みを「テニユア・トラック制度」という。

転科 同一短期大学内にあって、所属する学科を変更することである。入学時にはそれぞれ異なる入学試験を経て学科の所属が決定されることが多いことを考慮すれば、一般には正規のこととしては認め難く、あくまでも例外的な措置である。

転学 他の短期大学から学年の途中に入学することをいう。

転籍 転科（専攻）あるいは転部のことをいう。こうした学籍上の異動は、学内規定に従って、教授会の承認を得て許可されるのが普通である。

転部 転部は、第1部（昼間）と第2部（夜間）等の異動をいう。

ト

トイック（TOEIC：Test of English for International Communication）アメリカのETS（Educational Testing Service）が開発・作成し、世界約120か国で実施されている、英語のコミュニケーション能力を測定するための世界共通テストである。

同じETSが作成するTOEFLがアメリカへの大学留学志望者のための英語能力テストであるのに対し、TOEICは様々な分野の、様々なレベルの人を対象とした英語コミュニケーション能力を測定するためのテストである。試験は、ListeningとReadingの二つのセクションにわかれ、2時間で200問に答える、マークシート方式の一斉客観テストとなっている。

特別支援教育 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を

高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うこと。

特別選抜試験 社会人、留学生、海外帰国子女学生など、大学や短期大学で学ぶ能力があり、かつその意欲があっても、既に勉学から遠ざかっていたり、日本語による一般の入試科目では、その能力を発揮できない事情や環境にある者に、大学入学の機会を与える選抜方法が、特別選抜である。

特別聴講学生 特別聴講学生とは、単位互換制度により、学生が他の短期大学等において履修している場合における当該短期大学等での身分をいう。

特別聴講学生を受け入れる場合、その取り扱いについては、学則等に規定する必要がある。

★短期大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について（昭57.3.23 文部事務次官通達 文大技第108号）

トフル（TOEFL：Test of English as a Foreign Language）アメリカのETS（Educational Testing Service）が実施する英語が母国語でない外国人の英語能力判定のためのテストである。

世界的規模で実施されており、アメリカのほとんどの短期大学、大学、大学院はTOEFLの結果を入学許可の判定基準にしている。アメリカの大学に正規留学するために

は、TOEFLを受け、大学側が要求する点数をとらなければならないが、カナダやオーストラリアでも要求するところがある。

試験は、PBT(Paper-based Test ペーパー版)とiBT(Internet-based Test インターネット版)があるが、現在日本ではiBTのみ実施されている。

ナ

内申書 ⇨ 調査書

ナンバリング 授業科目に授業内容・レベル等に応じて適切な番号を付し分類することで、学修の段階や順序等をあらわし、教育課程の体系性を示す仕組みをいう。学内における授業科目の分類や、複数大学間での授業科目の共通分類という二つの意味を持つものである。

対象とするレベル(学年等)や学問の分類を示すことは、学生にとっても、学修したい分野について、どのように学修を進めていけばよいか等が明確になり、体系的に学修を進めることができる。また、科目同士の整理・統合、連携により、教員が個々の科目の充実に注力できるといった効果も期待できる。

ニ

ニート (Not in Employment, Education or Training = NEE T) 直訳すると「就業、就学、職業訓練のいずれもしていない人」で

英国で名づけられた。

若年無業者のうち「非求職型および非希望型」、つまり「就職したいが就職活動していない」または「就職したくない」者としており、日本で「ニート」というと大抵はこの意味で用いられるのが一般的である。「若年無業者」を「学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない15～34歳の個人」と定義している。また、ニート人口が増えると税収面などの問題が生じる可能性がある。

二重学籍 2つの短期大学又は大学に同時に在学することをいう。これを禁止する法令上の規定はなく、各短期大学とも学則でこのような規定を設けているところは、ほとんどない。しかし、禁止規定がないからただちに認められるというものではなく、禁止規定がないということは、学生は当然1つの短期大学に専念すべきであって、同時に2つの短期大学に正規の学生として在籍することはあり得ないし、また、あるべきでないと考えられる。

日本語能力試験 日本国内及び国外において、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定することを目的として行う試験。

日本語学習者の増加に対応するため、昭和59年から私費外国人留学生統一試験とは別に、公益財団法人日本国際教育支援協会が毎年2回、7月と12月に実施している。また、国外試験については独立行政法人国際交流基

金が現地機関の協力を得て実施している。平成 22 年からは、5 段階のレベル別試験になり、総合的に日本語のコミュニケーション能力を測る試験になっている。

なお、平成 14 年度から日本留学のための新たな試験として「日本留学試験」が開始されたのに伴い、大学入学選考のための試験としての役割は終えることになるが、「日本語能力試験」自体は、本来の目的である基本的な日本語能力の測定の役割を担うものとして、引き続き実施される。

日本留学試験 平成 14 年度から外国人留学生として我が国の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本語及び基礎学力の評価を行うことを目的として行う試験。

独立行政法人日本学生支援機構が文部科学省、外務省、大学及び国内外の関係機関の協力を得て実施するもので、原則として、毎年、6 月及び 11 月の日曜日が試験日とされている。

なお、本試験の実施にともない私費外国人留学生統一試験は、平成 13 年 12 月実施の平成 14 年度試験をもって廃止された。

入学者受け入れ方針 ⇨

アドミッション・ポリシー

認証評価機関 様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関を言う。中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成 14 年 8 月）にお

いて提言され、学校教育法の中に規定化された。国は、一定の基準（認証評価基準）を示し、認証申請のあった機関のうちこの基準を満たすものを認証することになる。

一般財団法人短期大学基準協会は、平成 17 年 1 月に認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、平成 17 年度から評価を実施することとなった。

このほか、主な認証評価機関として、現在までに次の機関が文部科学大臣の認証を受けている。

- ・公益財団法人大学基準協会（平成 16 年 8 月 31 日認証）

- ・独立行政法人大学評価・学位授与機構（平成 17 年 1 月 14 日認証）

※短期大学の認証評価事業は平成 23 年度をもって終了

- ・公益財団法人日本高等教育評価機構（平成 17 年 7 月 12 日認証）

★学校教育法 第 110 条



博士 学位規則に基づき、大学院博士課程修了者、及び論文審査に合格し博士課程修了者と同等以上の学力のある者に与えられる学位である。

バカロレア資格 バカロレア資格は、フランス共和国におけるリセ（通常、15 歳から 3 年間に在学して、一定の科目を履修した上で、試験を受けることによって取得できる大

学入学資格である。資格の取得者には、バカロレア資格証書が授与される。このバカロレア資格の取得者で18歳に達したものについては、日本の大学入学資格を有する者として認められている。なお、バカロレア資格の取得者が入学試験に出願する際の調査書については、バカロレア資格試験成績証明書に記載されている成績をもって調査書に代えることができる。

★大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭23.5.31 文部省告示第47号）

ヒ

ピア・レビュー 評価対象について専門的・技術的な共通の知識を有する同業者や同僚によって行われる評価、審査をいう。一般に、高度な専門的見地に基づき評価対象の質を適切に評価することが必要な場合に用いられる。

短期大学基準協会が行う認証評価は、高等教育機関である短期大学の水準について、当協会が設定した短期大学評価基準を満たしているか否かで評価される。その評価は、当協会の会員短期大学に培われた専門的見地に基づくピア・レビューを主体とし、さらに、第三者性を高めるために、当協会以外の学識経験者の評価も結果に反映する方式が用いられている。

フ

ファカルティ・ディベロップメント（FD：Faculty Development） 欧米の大学で広く普及している教員の教育内容・方法の改善・向上について、大学や学部全体で組織的に研究・研修を推進することをいう。具体的には、学生による授業評価の導入、新任教員を中心とした教授法研修会の開催、教員相互の授業聴講、教授法のマニュアル作成などが行われている。平成20年4月に短期大学設置基準が改正され、努力義務であったFDが「義務化」された。

復学 休学期間が終了した場合、通常は復学し、再び修学（就学）することになるが、復学できずに休学を延長したり、そのまま退学することもあり得る。ただし、いずれの場合も、本人の願い出に基づいて教授会の承認を得て学長が許可するのが一般的である。なお、病気で休学していた場合には診断書（治癒証明書）を提出させ、修学（就学）できる状態であることを確認する必要がある。

復学の時期は、休学期間の設定と同様、単位の修得、在学年数等に関係するので注意する必要がある。

副学長 副学長の設置と職務については、事務次官通達によると、①必要に応じ、学長の職務を助けることを任務とする副学長を置き、②必ず置かなければならない職では

なく、大学運営上の必要性を勘案し、各大学の判断に基づき置くことができ、その数も1人とは限らないこと、③具体的な職務内容については各大学の学内規程等によって定められること、と述べている。また、副学長はその職務内容から学長、教授等とならぶ独立の職であるが、特別の事情のある場合には他の職にあるものを充てることもさしつかえないとされている。

★学校教育法 第92条

★国立学校設置法等の一部を改正する法律の施行について（昭48.10.5 事務次官通達文大第434号）

復籍 授業料等の未納により除籍となった者が、許可を得て学籍を復活し、再び修学（就学）の状態に復することをいう。

なお、復籍に関する手続きについては、学則等に規定しておく必要がある。

不正行為 定期試験等において学生としての本分に反する行為を一般にいう。短期大学としては、あらかじめ不正行為の内容について学生に明示しておく必要がある。不正行為には、厳正な処分が求められ、懲戒も認められている。処分内容は、不正行為の程度の軽重により異なるが常に教育的な配慮のもとに行われるべきである。

フリーター（Free + Arbeiter：和製英語風の造語「フリーランス・アルバイト」の略称） 定職につかないで、アルバイトをやり

ながら気ままに生活しようとする人。

「厚生労働白書」では、フリーターを、年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」または「アルバイト」である者。また、現在無業の者についてもパート、アルバイトの仕事を希望する者としているが、一般的に用いられる場合には、上記よりさらに広範である場合も多い。

プレイacementテスト（Placement Test）

新入生などのクラス分けのために行う学力テスト、クラス分け試験のことで、もともと米国のコミュニティカレッジにおいて実施されたものである。近年、オリエンテーション時に新入生の基礎学力を測定し、より効果的・効率的な授業を目指して、クラス分けなどに利用するプレイacementテストが語学等の科目で多く実施されるようになった。



別科 別科とは、大学入学資格を有する者に対して、簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的とし、修業年限を1年以上とした教育組織で、大学や短期大学に置かれるものをいう。なお、高等学校に置かれる別科は、高等学校入学資格を有する者を対象としている。

★学校教育法 第91条

★別科に関する申し合わせ（昭25.12.22 大学設置審議会決定）

編入学 異なる制度の学校から第1学年の途中又は第2学年以上に入学することをいう。

編入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者ということになっている。短期大学卒業者が、大学に編入学した場合は、大学修業年限から短期大学の修業年限に相当する年数以下の期間を差し引いた期間を在学すべき年数とすることができる。

★学校教育法 第108条第7項

★学校教育法施行規則 第91条、第161条

ホ

保育士 児童福祉法に基づき付与される厚生労働省管轄の資格。各都道府県において登録を受け、児童の保育及び児童の保護者に関する指導に従事する者をいう。なお、保母の名称の見直しが行なわれ、男女共通の名称として平成11年度より「保育士」に変更となった。

★児童福祉法 第18条の4、第18条の18

保健体育科目 授業科目区分の1つ。平成3年6月に短期大学設置基準が改正され、授業科目の区分を設けなくてもよくなったが、改正前はこの科目区分の開設が義務付けられていた。

補講 担当教員の都合による休講や臨時休校などにより、授業の未消化や授業時間数の不足を補うために特別に行われる授業をいう。講義や演習という授業の形態の違いは問わな

い。

募集要項 入学者選抜に当たり、各短期大学等がその内容等について記載した学生募集に関するパンフレットをいう。文部科学省の大学入学者選抜実施要項では、募集要項に次のような事項の記載を求めている。

① 募集人員、出願要件、選抜期日、選抜方法、検査場、出願手続、入学検定料その他入学に要する経費等出願に必要な事項を記載した募集要項を発表する。なお、推薦入学等を実施する場合には、それぞれの選抜方法の区分ごとに募集人員等を明記する。

また、入学に要する経費のすべて及びその納入手続等も募集要項に記載する。（これに記載されていない寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることとしている。）

② 当該短期大学の学科等の教育を受けるにふさわしい者の能力・適性等について具体的に記載してあること。

③ 募集要項は、指定の期日（12月）までに発表する。

ポストドクター (Postdoctor または Postdoctoral) 博士号(ドクター)を取った後という意味で、主には博士号取得後の任期付きの職(博士研究員とも呼ばれる)を指す。また、省略してポスドクと呼ばれることが多い。

メ

名誉教授 大学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として長年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の内規により大学が贈る榮譽的な称号で、退職後に授与されることが多い。

★学校教育法 第106条

免許法認定講習・公開講座 大学等の教員免許課程によらず、教員免許状取得に必要な単位の修得のために設けられた講習・公開講座をいう。

教員免許状の取得方法は、原則として大学等の教員免許課程の修了を要件としている。

しかしながら、教育職員免許法では、教員の資質の保持と向上を図ることを目的としている。このため、教員の講習等の受講意欲を喚起するとともに、講習等の成果が免許状に反映される仕組みを取り入れ、教員免許課程の修了を要件としない教員免許状の取得方法として、この制度が設けられている。

ヤ

夜間学科 専ら夜間に授業を行う学科をいう。勤労学生を主な対象としているが、昼間の学科に入学できなかった者が入学する場合も多い。昼間に授業を行う学科を昼間部又は第1部というのに対して、夜間部又は第2部と呼ぶ学校もある。

ヨ

幼稚園教員資格認定試験 規制改革推進3ヵ年計画（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、幼稚園と保育所の連携を一層促進する観点から保育士として一定の在職経験を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する方策として幼稚園教員資格認定試験が実施されている。

幼稚園教員資格認定試験は、受験者の学力等が大学又は短期大学などにおいて幼稚園教諭二種免許状を取得した者と同等の水準に達しているかどうかを判定するものであり、この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、幼稚園教諭の二種免許状が授与される。

幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書 「保育士試験の実施について」の一部改正が、平成22年4月1日より適用された。これにより、幼稚園教諭免許を有する者が、保育士養成施設において科目履修等により教科目を修得した場合、試験科目の一部を免除することが可能となった。この手続き中の、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類をいう。

ラ

ラーニング・アウトカムズ

(learning outcomes) ⇨ 学修成果

ラーニング・コモンズ 大学図書館における、学びのための共有スペースをいう。大学図書館の役割として、知識を深めるための資料や情報の提供だけでなく、学生が自主的に学び知識を創造する学習活動全般への支援が求められるようになり、大学内における多様な活動や学習を支援するサービスを受けられる「場」としてラーニング・コモンズが設置されるようになった。その際、一般的には、組み替え自由な机、移動式のホワイトボード、プロジェクターや電子黒板などを備え、ミーティングやプレゼンテーションを行うスペースを提供して、多様な学習に対応している。また、情報・資料の収集やレポート作成などの支援を行うスタッフを配置してサービスを提供している。

リ

リカレント教育 社会人が職業上の新たな知識・技術を習得したり、教養や人間性を高めるために必要とする高度で専門的な教育を受けるために、高等教育機関において実施される教育のことをいう。

リサーチ・アシスタント (R A : Research Assistant) 大学院学生(博士課程在学者)を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的促進を図るとともに、研究補助を通じて、若手研究者として研究遂行能力の育成を図ることを目的として配置する制度である。

履修証明制度 より積極的な社会貢献を促進するため、学生を対象とする学位プログラムの他に、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム(履修証明プログラム)を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書(Certificate)を交付できることとした制度。

履修登録 学生に履修する授業科目を登録させることをいう。一般に学年(学期)の始めに登録させ、当該授業科目の受講学生数等を把握し、授業の運営や履修指導などに役立てている。

なお、短期大学は、学生が1年間又は1学期に登録することができる単位数の上限を定めるよう努力することとなっている。

★短期大学設置基準 第13条の2

リメディアル教育 補習授業を総称してリメディアル教育という。大学進学者が多様化し、大学教育の基礎として必要な科目を高校で履修していない学生への対応策として、特に、英語、数学、物理等の科目で実施されている。

留学 主として外国の教育機関で勉強することをいう。従来、留学は、短期大学等を卒業した後に行う場合が一般的であったが、平成3年6月の短期大学設置基準の改正により、留学を含めた場合の単位互換による単位認定が30単位までに増加されたため、在学中に留学しても、修学年数を延長することなく卒業できる可能性が高まった。

★短期大学設置基準 第14条第2項

がある。

寮 ⇔ 寄宿舍

臨時的定員（臨定） 18才人口の急増・急減期の調節を図るために採られた政策で、昭和61年から期限を限った定員（臨時的定員）増を行った。本来平成11年度で解消すべきものであったが、様々な影響に対する考慮の結果、平成16年度までの5年間で段階的に解消していく一方で、平成11度の規模の5割程度の恒常的定員化を認めることとなった。



ルーブリック 米国で開発された学修評価の基準の作成方法であり、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難な、パフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリット

A

Accreditation ⇨ アクレディテーション

ALO (Accreditation Liaison Officer) ⇨
エー・エル・オー

AO (Admissions Office) ⇨
アドミッション・オフィス

Associate Degree ⇨
短期大学士、卒業証明書

C

Counseling ⇨ カウンセリング

Curriculum ⇨ カリキュラム

D

Diploma ⇨ 卒業証書

F

FD (Faculty Development) ⇨
ファカルティ・ディベロップメント

G

GPA (Grade Point Average) ⇨
グレード・ポイント・アベレージ

Guidance ⇨ ガイダンス

I

IB (International Baccalaureate)
⇨ 国際バカロレア資格

IR (Institutional Research)
⇨ インスティテューショナル・リサーチ

N

NEET (Not in Employment, Education or
Training) ⇨ ニート

O

Office Hours ⇨ オフィスアワー

Orientation ⇨ オリエンテーション

R

RA (Research Assistant) ⇨
リサーチ・アシスタント

S

SA (Student Assistant) ⇔

スチューデント・アシスタント

SD (Staff Development) ⇔

スタッフ・ディベロップメント

Syllabus ⇔ シラバス

T

TA (Teaching Assistant) ⇔

ティーチング・アシスタント

Tenure ⇔ テニユア

TOEFL (Test of English as a Foreign
Language) ⇔ トフル

TOEIC (Test of English for International
Communication) ⇔ トーイック

索

引

(第二部 教務関係用語の解説)

【ア】	
アイ・ビー資格	152
アカデミック・カレンダー	152
アクティブ・ラーニング	152
アクレディテーション	152
アセスメントテスト	152
アセスメント・ポリシー	152
アドミッション・オフィス入試	153
アドミッション・ポリシー （入学者受け入れ方針）	153
アドミニストレーター	153

【イ】	
委託生	153
一般教育科目	153
一般入試	153
インスティテューショナル・リサーチ（IR）	154
インターンシップ	154

【エ】	
英文証明書	154
栄養教諭	154
栄養士	155
エー・エル・オー（AL O）	155
遠隔授業	155
演習	156
エンロールメント・マネジメント	156

【オ】	
オフィスアワー	156
オリエンテーション	156

【カ】	
外国人教員	156
外国人登録証明書	157

外国人留学生	157
外国における学校教育 12 年の課程	157
介護福祉士	158
改組転換	158
ガイダンス	158
カウンセリング	158
科学技術基本計画	158
科学研究費助成事業（科学研究費補助金／ 学術研究助成基金助成金）	159
学位	159
学位授与の方針	159
学芸員	159
学士	159
各種学校	160
学修成果	160
学修ポートフォリオ	160
学生による授業評価アンケート	160
学生便覧	160
学籍	160
学籍異動	161
学籍記載事項	161
学籍簿	161
学則	161
学則の変更	161
学長	162
学年	162
学年制	162
学費	162
学部	162
学力に関する証明書	163
学科	163
学期	163

学校（一条校）	163
学校外学習	163
学校法人	163
課程	163
株式会社立大学	164
科目等履修生	164
科目登録制	164
カリキュラム	164
カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）	164
カリキュラム・マップ	165
監督庁	165
管理栄養士	165

【キ】

帰国子女	165
既修得単位の認定	166
寄宿舍	166
技能審査の合格に係る学修	166
寄附行為	167
寄付講座	167
客員教授	167
キャップ制（履修上限単位数）	167
キャリア教育	167
休学	167
休学期間	168
休学中の授業料	168
休業日	168
休講	168
教育課程	168
教育課程の編成方針	169
教育基本法	169
教育再生実行会議	169

教育情報の公開	169
教育職員免許状	169
教育の方針	170
教育の目的	170
教員	170
教員審査	170
教員組織	170
教員の勤務	171
教員の研究	171
教員の任期制	171
教員免許更新制	171
教授	172
教授会	172
教職課程	173
競争的資金	173
共同実施制度	173

【ク】

グレード・ポイント・アベレージ制度	173
訓告	174

【ケ】

研究生	174
原級留置	174
兼任教員	174
兼任教員	174

【コ】

コア・カリキュラム	174
公開講座	174
講義	175
講義要項（綱）（覧）	175
講師	175
校舎	175
高大連携	175

校地	176
高等学校卒業程度認定試験	176
国際バカロレア資格	176
告示	177
個人情報の保護に関する法律 （個人情報保護法）	177
コマ	177
【サ】	
在外教育施設	177
在学と在学期間	178
在学年限	178
再試験	178
在籍と在籍期間	178
再入学	178
再履修	178
サービ斯拉ーニング	178
【シ】	
ジェネリック・スキル	178
私学助成	179
自己点検・評価	179
司書	179
司書教諭	179
実技	180
実験	180
実習	180
実態調査	180
指導要録	180
事務職員	180
社会人基礎力	180
社会人入学	180
修業年限	181
修士	181

収容定員	181
授業科目の区分	181
授業期間	181
授業時間	181
授業の出席	182
準学士	182
准教授	182
生涯学習	182
初年次教育	183
助教	183
助教授	183
職員	183
助手	183
除籍	184
シラバス	184
私立学校	184
私立学校法	184
【ス】	
スタッフ・ディベロップメント	184
スチューデント・アシスタント	184
【セ】	
成績証明書	184
成績評価	185
セメスター制	185
ゼミナール（ゼミ）	185
専攻科	185
専攻課程	186
専修学校	186
専任教員	186
専任教員数	186
専門学校	186
専門高校	186

専門職大学院	186
--------	-----

【ソ】

総合学科	187
卒業	187
卒業証書	187
卒業証明書	187
卒業の時期	187
卒業見込証明書	187
卒業要件単位数の上限	188

【タ】

退学	188
大学	188
大学院	188
大学設置・学校法人審議会	188
大学入学資格検定	188
大学入学者選抜実施要項	188
大学入試センター試験	189
大学の質の保証	189
大学評価・学位授与機構	189
大学ポートレート	190
単位	190
単位互換制度	190
単位修得（取得）証明書	190
単位制	191
単位認定	191
単位累積加算制度	191
短期大学	191
短期大学基準協会	191
短期大学士	192
短期大学評価基準	192

【チ】

地域総合科学科	192
---------	-----

中央教育審議会	192
---------	-----

昼夜開講制	192
懲戒	192
長期履修学生制度	193
調査書	193

【ツ】

追試験	193
通信教育	193

【テ】

ティーチング・アシスタント	194
停学	194
定期試験	194
ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	194
テニユア	194
転科	194
転学	195
転籍	195
転部	195

【ト】

トーイック（TOEIC）	195
特別支援教育	195
特別選抜試験	195
特別聴講学生	195
トフル（TOEFL）	195

【ナ】

内申書	196
ナンバリング	196

【ニ】

ニート	196
二重学籍	196
日本語能力試験	196
日本留学試験	197

入学者受け入れ方針	197
認証評価機関	197

【ハ】

博士	197
バカロレア資格	197

【ヒ】

ピア・レビュー	198
---------------	-----

【フ】

ファカルティ・ディベロップメント	198
復学	198
副学長	198
復籍	199
不正行為	199
フリーター	199
プレイスメントテスト	199

【ヘ】

別科	199
編入学	200

【ホ】

保育士	200
保健体育科目	200
補講	200
募集要項	200
ポストドクター	200

【メ】

名誉教授	201
免許法認定講習・公開講座	201

【ヤ】

夜間学科	201
------------	-----

【ヨ】

幼稚園教員資格認定試験	201
-------------------	-----

幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目	
---------------------	--

専修証明書	201
-------------	-----

【ラ】

ラーニング・アウトカムズ	202
ラーニング・コモンズ	202

【リ】

リカレント教育	202
リサーチ・アシスタント	202
履修証明制度	202
履修登録	202
リメディアル教育	202
留学	203
寮	203
臨時的定員（臨定）	203

【ル】

ループリック	203
--------------	-----

第三部 短期大学関係法令 Q & A

短期大学関係法令 Q & A

～ 入学資格関係 ～

■ 高等学校を卒業していない者の大学入学資格について ■

Q 1 高等学校を卒業していないのですが、大学に入学することは可能でしょうか。

A 大学の入学資格に関しては、高等学校を卒業していなくても、中等教育学校卒業生、特別支援学校の高等部修了者、高等専門学校の3年次修了者に認められる。

さらに、それ以外の方についても、指定された専修学校の高等課程の修了者、国際バカロレア・アビトゥア・バカロレアなどの外国の大学入学資格の保有者で18歳に達した者、高等学校卒業程度認定試験の合格者、大学において個別の入学資格審査により認められた者で18歳に達した者などにも大学への入学資格が認められる。

■ 外国において学校教育における11年の課程を修了した者の大学入学資格について ■

Q 2 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了したのですが、学校教育における11年の課程しか修了したことにならない場合、大学に入学するにはどのような方法がありますか。

A 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了したにもかかわらず、学校教育における11年の課程しか修了したことにならない場合、指定された準備教育課程を修了することによって、大学入学資格が認められることになる。

また、それ以外にも、高等学校卒業程度認定試験に合格した場合や、各大学が行う個別の入学資格審査によって高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合にも、大学入学資格が認められることになる。

さらに、国際バカロレア・アビトゥア・バカロレアといった外国の大学入学資格を取得し、18歳に達していれば、大学入学資格が認められる。

～学 籍 関 係～

■短期大学への編入学について■

Q 3 大学から短期大学への編入学はできるのでしょうか。

A 短期大学は、2年又は3年の課程において、独自の特色ある教育を展開しており、入学から卒業までのすべての教育課程を一貫して修めることにより、所期の目的が達成できることから、短期大学では、原則、編入学は受入れていない。

■短期大学への転学について■

Q 4 他の短期大学へ転学することは可能でしょうか。転学した場合、在学中の短期大学は退学の扱いになるのでしょうか。また、学期途中での転学はできるのでしょうか。

A 可能である。ただし、転学先の短期大学において、転学受入れ許可が必要である。転学が認められた場合、これまで在籍していた短期大学では転出（転学）として扱われる場合が多い。また、短期大学の場合、転学に当たっては取得単位が必要であることから、学期末での転学が適当である。

～短期大学設置基準関係～

■授業時間数の確保と定期試験の実施について■

Q 5 中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』において、授業時間に定期試験の期間を含めてはならないとの記述がありますが、これは「授業時間内で成績評価まで終えてしまってはならない」ということを意味するのでしょうか。大学として定期試験期間というものを設けないという判断はあっていいのでしょうか。

A 短期大学設置基準において、1単位あたりの授業時間は、講義や実習等の授業方法に応じて15～45時間とされており、講義であれば1単位当たり最低でも15時間を確保しなければならない。また、同様に、1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることが原則とされており、このことは、授業期間が30週と考えれば、5週間は定期試験等の期間と理解することができる。各短期大学は、これらのことに留意して、単位制度の的確な運用に努めなければならない。

■必修と選択について■

Q 6 開設する授業科目の「必修」「選択」の割合は、各短期大学で決定できるのでしょうか。また、全て選択科目としてもよいのでしょうか。

A 必修と選択の割合については法令上の規定はないので、その教育目的、教育方針等に基づいて、各短期大学が学則で定めればよいことになる。ただし、短期大学設置基準第6条に「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。」とあるように、全て選択科目とすることは適切でない。各学科には、当然、その学科としての“教育理念・目標”それに基づく“教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）”があるはずであり、いわゆる“コース制”を設けている学科であったとしても、コースに関らず、その学科に所属する学生全員が履修すべき科目を学科の必修科目として配置すべきである。なお、いわゆる“選択必修”は、学則上は、選択科目に該当する。

■登録単位数の上限について■

Q 7 履修科目の登録単位の上限は何単位が適当でしょうか。

A この規定のねらいは、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とする単位制度の趣旨に沿った十分な学修を確保することにある。実際の上限単位数は、設置基準上の卒業要件単位が62単位であることを踏まえつつ、各短期大学がそれぞれ判断することになる。なお、登録単位数の上限については、学則等に規定するよう努められたい。

■ボランティア活動の単位認定について■

Q 8 夏季休暇中に、学生が地域のボランティア活動に参加した場合、その活動に対して単位を与えることはできるのでしょうか。

A 単にボランティア活動に参加したことのみをもって単位を与えることはできない。単位を与えようとする場合は、各短期大学が授業の一環としてこれらの活動等を取り入れている必要がある。

例えば、「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について（通知）」（平成23年4月1日付け23文科高第7号文部科学副大臣通知）（※）では、「ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置づけ、単位を付与することができる」とされており、ボランティア活動に対して単位を与えようと

する場合は、少なくとも上述の要件を満たしていることが必要である。

なお、ボランティア活動を中心とした授業科目を開講する場合は、円滑なボランティア活動の実施と適切な成績評価に資するため、担当教員による随行や事前指導、ボランティア活動後の活動報告会等を行うことが望ましい。

(※) http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1304540.htm

■単位修得を希望しない者を科目等履修生として受け入れることについて■

Q 9 単位の修得を希望しない者を科目等履修生として受け入れることは可能でしょうか。

A 科目等履修生の制度のねらいは、従来、単位の修得が不可能であったものを可能にした点にあり、単位の修得を義務付けたものではないので、単位の修得を希望しないものを受け入れることは可能である。

■他短期大学等の在学生を科目等履修生として受け入れることについて■

Q 10 他の短期大学、大学等に在籍している者を科目等履修生として受け入れることは可能でしょうか。

A 可能である。なお、短期大学、大学間との単位互換協定に従い、適切な手続きのもとで受け入れを行うことが望ましい。

■サテライト教室について■

Q 11 短期大学においてもサテライト教室を開設することが可能でしょうか。

A 可能である。平成 15 年 3 月の改正により、「授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる」（短期大学設置基準第 11 条第 4 項）ようになった。授業の対象としては、社会人（実務の経験を有する者）のほか、単位互換による授業を受ける者であって、当該授業を実施する短期大学の校舎等に継続的に通学することが困難なものなども想定される。

なお、サテライト教室を開設する場合の要件については、平成 15 年文科省告示第 51 号を参照されたい。

■専任教員の年齢構成について■

Q 12 短期大学設置基準第 20 条第 3 項「教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するもの」について、具体的な目安はあるのでしょうか。

A 年齢構成が、ある特定の範囲に偏っていると、教育研究水準の維持向上、またその活性化の観点から問題がある。また、定年を迎える教員が一時に集中し、その後の教員採用に支障をきたすおそれもある。具体的な目安となるものはないが、それぞれの短期大学の実情に即しつつ、各世代の教員がバランスよく配置されていることが望ましい。

■既修得単位、単位互換等による修得単位数の上限■

Q 13 入学前の既修得単位、いわゆる単位互換に係る修得単位、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修については、それぞれ最大何単位まで認定することができるのでしょうか。

A 短期大学設置基準の第 14 条には、他の短期大学又は大学における授業科目の履修等（単位互換制）に係る単位の認定、第 15 条には短期大学又は大学以外の教育施設等における学修に係る単位の認定、第 16 条には入学前の既修得単位等の認定について規定されている。これら各条における修得単位の限度については次の表のようにまとめた。

（平成 3 年文部省告示第 69 号）平成 11 年 3 月 31 日一部改正

区 分	設 置 基 準	認定可能単位数（2 年制）	認定可能単位数（3 年制）
A	A 1 他の短大・大学の授業科目の履修 （第 14 条第 1 項）	} A 30 単位 A + C 30 単位 B 30 単位 B + C 45 単位 C 30 単位 A + B + C 45 単位	} A 46 単位 A + C 46 単位 B 46 単位 B + C 53 単位 C 46 単位 A + B + C 53 単位
	A 2 短大・大学以外の教育施設等における学修 （第 15 条第 1 項）		
B	外国の短大・大学への留学 （第 14 条第 2 項）		
C	C 1 入学前の短大・大学の授業科目の履修 （第 16 条第 1 項）		
	C 2 入学前に行った短大・大学以外の教育施設等における学修 （第 16 条第 2 項）		
最大限の認定可能単位数		A + B + C 45 単位	A + B + C 53 単位

(注) 1. 夜間学科等で、卒業要件単位が 62 単位以上の 3 年制短期大学は、2 年制短期大学と同様の扱いとなる。

2. Cについては、①他の短期大学から編入学、転学等してくる場合の単位の認定、②入学する短期大学で既に修得した単位がある場合の単位の認定については、前記の取扱いとは別に、当該短期大学において何単位まで認定するかを決定できる。

■短期大学又は大学以外の教育施設等の学修における単位認定について■

Q 14 中国からの帰国子女を受け入れた。当該学生は中国語が堪能であり、実力としては、「中国語検定」の 2 級相当だと思われるが、合格はしていない。この学生に中国語に関連する科目の単位認定をしてあげたいが、可能でしょうか。

A 現状では、「中国語検定」に合格していないので不可能である。ただし、当該学生が「中国語検定」の所定の級に合格し、申請することにより単位認定が可能となる。

短期大学設置基準第 15 条第 1 項には、「短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。」と規定されている。

■メディアを利用して行う授業について■

Q 15 一部の授業科目について、学生の利便を考慮して、インターネット等を利用した、いわゆる遠隔授業を行うことは可能でしょうか。

A 可能である。短期大学は、卒業要件単位中、修業年限が 2 年の短期大学にあっては 30 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあっては 46 単位（短期大学設置基準第 19 条の規定により卒業要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあっては 30 単位）まで多様なメディアを高度に利用して行う授業（「メディアを利用して行う授業」）を履修させることが可能である。（短期大学設置基準第 11 条第 2 項、第 18 条第 3 項）

「メディアを利用して行う授業」の要件は、平成 13 年文部科学省告示第 52 号「短期大学設置基準第 11 条第 2 項の規定に基づき、短期大学が履修させることができる授業等について定める件」に規定されている。

なお、一部の授業科目について、「メディアを利用して授業」を行う場合、卒業要件において、短期大学設置基準第 18 条第 3 項の制限がかかってくるので、学則にその内容を明記する必要がある。

■長期履修学生受入れに伴う学則変更について■

Q 16 長期履修学生を受け入れる際、どのように学則を変更したらよいのでしょうか。

A 長期履修学生の定義及びこれを受け入れる旨の条文、長期履修学生の授業料等の費用徴収に関する事項については学則上に規定することが必要となる。また、在学年限についても学則等に規定することが適当である。

■長期履修学生の学生数のカウントについて■

Q 17 長期履修学生のカウントの仕方は、どのようにしたらよいのでしょうか。

A 正規の学生として扱うので、原則として定員の内としてカウントする。ただし、一般の学生と履修形態が異なることから、収容定員超過率については、その実員に一定の係数（修業年限を長期履修学生の在学期間で除して得られた数）を乗じて算定するものとされている。

■長期履修学生の履修単位数の上限について■

Q 18 一学期に履修できる単位数に上限を定めなければならないのでしょうか。

A 上限を定めることが望ましい。この場合、履修期間が長期にわたることを勘案し、上限単位数については、一般学生のそれとは別に定める必要がある。また、長期履修学生の在学予定期間に応じて一学期又は一年間の上限単位を変えることも考えられるが、これについては内規等で定めておくことが適当である。また、必要と認められる場合には在学予定期間を途中で変えられるようにすること、さらに通常の修業年限での在学から長期履修への変更、および長期履修から通常の修業年限での在学への変更など履修形態の“切替え”ができるようにしておくことは制度の趣旨に沿うものであり、単位数の上限と併せて、学則等において規定しておくことが必要である。

■長期履修学生の授業料納入方法について■

Q 19 授業料等の納入方法はどのようにすればよいのでしょうか。

A 2年間で卒業する学生との均衡に配慮し、修業年限分の授業料の総額を在学予定年数にあわせて計画的に分割納入する方法や、1単位あたりの単価を決め履修単位数に応じて納入させる方法など、各短期大学で決定することが可能である。

～ 学科の設置、収容定員変更関係 ～

■ 学位の種類と分野を変更しない新たな学科の設置について ■

Q 20 学位の種類と分野を変更しないで新たな学科を設置する場合は、届出でよいのでしょうか。

A 学位の種類と分野を変更しないで新たな学科を設置する場合については届出でよい。なお、当該案件が届出に該当するか否かを判断するにあたっては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■ 既設学科の統合について ■

Q 21 既設の学科を統合し、新学科を設置する場合は、届出でよいのでしょうか。

A 学位の種類と分野を変更しない限り、新学科の設置は届出でよい。ただし、新学科の分野が既設の学科の分野だけでなく、他の分野も含む場合は、既設の学科の教員から、新学科の教員基準数の2分の1以上が移行する場合に限られる。2分の1に満たない場合は、「認可事項」となる。なお、当該案件が届出に該当するか否かを判断するにあたっては、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■ 同一分野内で異なる専攻領域の学科の設置について ■

Q 22 新たな学科の分野が、既設の学科の分野の範囲内と認められれば、“専攻領域”が異なる場合（例えば、国文科を有する短期大学が英文科を設置する場合）であっても、届出でよいのでしょうか。

A 届出でよい。

■ 学科統合の際の教員基準数等の算出について ■

Q 23 既設の学科を統合し、新学科を設置する場合、当該新学科の教員基準数、基準校舎面積の算出は、どのような方法で行えばよいのでしょうか。

A 既設の学科を統合して新学科を設置する場合であっても、特別な取り扱いはなく、教員基準数、基準校舎面積ともに、短期大学設置基準に基づき積算することとなる。

■いずれの分野にも該当しない学科の設置について■

Q 24 新設しようとする学科が、文科省告示第 39 条に示されている「学科の分野」のいずれにも該当しない場合はどうなるのでしょうか。

A 学科の分野に該当しない場合があるかは不明であるが、少なくとも複数の分野の複合によって考えられる。この場合は、新設学科の分野の一つが、既設学科の分野を含む場合は、その一つの分野の学科から教員が新学科に、新学科の教員基準数の 2 分の 1 以上移行する場合には、認可を要せず届出となる。この場合も、大学による適する分野の考えに基づき、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会へ事前に相談することができる。

■届出による学科設置の場合の教員審査について■

Q 25 届出により新たな学科を設置することが可能な場合は、教員審査は省略となるのでしょうか。

A 届出の場合は、教員の資格審査はない。教員資格審査の判定については、短期大学設置基準に定めるところに従い、各短期大学の責任において行うこととなる。

■学年進行中の学科の改組について■

Q 26 完成年度を迎えていない（学年進行中の）新設学科の改組は認められるのでしょうか。

A 設置認可や届出設置は、「設置行為」を認可するというより、一定の期間を通じた教育研究活動全体を通じて見た「設置計画」を認可するという性質のものであり、合理的な理由なく変更することは不適切である。ただし、完成年度以前であっても、教育研究活動をより充実させるためなどの明確で合理的な理由がある場合には可能である。

■工業（工場）等制限区域・準制限区域における学科の設置等について■

Q 27 首都圏、近畿圏、中部圏における工業（工場）等制限区域・準制限区域内での学科の設置や収容定員の増加は可能でしょうか。

A 可能である（医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学、学部等を除く）。平成 14 年 8 月の中央教育審議会の答申を受け、大学、学部等の設置審査についての上記区域における設置や収容定員増についての抑制的な取扱い方針も撤廃された。

■短期大学等の設置にかかる教員組織、施設設備等の段階的な整備について■

Q 28 平成 15 年文部科学省告示第 52 号「短期大学設置基準第 45 条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件」に、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定められているが、この告示は、同一分野内における新たな学科の設置等、“届出”に該当する場合にも適用されるのでしょうか。

A 届出に該当する学科の設置であっても、短期大学設置基準の規定により段階的に整備することができる。

■短期大学等の設置等の際の入学定員超過率の取扱いについて■

Q 29 平成 15 年文部科学省告示第 45 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」に、短期大学等の設置や収容定員の増加に係る学則の変更等の認可の申請に際しては、過去の平均入学定員超過率が原則として 1.3 倍未満であることが認可の基準とされているが、この告示は、届出に該当する学科の設置の場合にも適用されるのでしょうか。

A この告示は、学校教育法第 4 条第 1 項の認可の申請の審査に関する基準を定めているので、届出に該当する学科の設置の場合には適用されない。ただし、入学定員超過率の取扱いは、設置認可申請の場合には申請対象の大学だけでなく、同一設置者（同一法人）が設置する他の大学等も対象になることから、届出に該当する場合でも、認可申請の場合と同様の対応が望ましい。

■収容定員の大学、短期大学間の振替えについて■

Q 30 短期大学の新たな学科の設置に当たって、短期大学へ同一法人において設置している他の大学の入学定員を移行することにより、同一法人内の大学、短期大学全体の収容定員が変わらなければ、届出でよいのでしょうか。

A 認可申請となる。同一法人内であっても、学校間で定員を振り替えるという手続きはない。収容定員は設置する学校単位で見るので、短期大学の収容定員の総数の増加を伴うものは「収容定員に係る学則変更の認可申請」が必要である。

■収容定員の学科間の振替えについて■

Q 31 短期大学の収容定員に係る学則変更について、ある学科の収容定員が増加するが他の学科の収容定員が減少するため、短期大学全体の収容定員に変更がない場合はどのような手続きが必要でしょうか。

A 短期大学の「収容定員に係る学則変更の届出」が必要となる。

■2つ以上の校地において教育研究を行う場合について■

Q 32 2つ以上の校地において教育研究を行う場合の教員の配置及び施設設備についての考え方はどのようなのでしょうか。

A 2つ以上のキャンパスにおいて教育研究を行う場合においては、次のような考え方になる。

それぞれのキャンパスごとに必要な教員を置かなければならない。なお、それぞれのキャンパスには当該キャンパスにおける教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置かなければならない。

また、この場合には、それぞれキャンパスごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備として、教室、図書館、医務室、学生自習室、学生控室、研究室、会議室、事務室及び運動場などを備える必要がある。ただし、そのキャンパスが隣接している場合は、この限りでない。

さらに、設置認可の申請時には別途、校地ごとの教員組織、施設・設備等の内容を記載した書類、及び校地ごとの教員の勤務状況を記載した書類の提出が求められる。

注) 申請・届出に係る手続等の概要、関係法令等は、文部科学省HPで確認することができます。

〈参考〉

文部科学省 TOP → 教育 → 大学・大学院、専門教育 → 大学の設置認可（[大学設置認可制度] [大学の設置等に関する事務相談] など）で詳しく参照できます）

資料 1 短期大学設置基準

短期大学通信教育設置基準

□ 短期大学設置基準

(昭和 50 年 4 月 28 日)
(文部省令 第 21 号)

最終改正 平成 25 年 3 月 29 日 文部科学省令第 13 号

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 3 条、第 8 条及び第 88 条の規定に基づき、短期大学設置基準を次のように定める。

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 2 条の 3）
- 第 2 章 学科（第 3 条）
- 第 3 章 学生定員（第 4 条）
- 第 4 章 教育課程（第 5 条－第 12 条）
- 第 5 章 卒業の要件等（第 13 条－第 19 条）
- 第 6 章 教員組織（第 20 条－第 22 条）
- 第 7 章 教員の資格（第 22 条の 2－第 26 条）
- 第 8 章 校地、校舎等の施設及び設備等（第 27 条－第 33 条の 4）
- 第 9 章 事務組織等（第 34 条・第 35 条）
- 第 10 章 共同教育課程に関する特例（第 36 条－第 42 条）
- 第 11 章 雑則（第 43 条・第 45 条）

附 則

第 1 章 総 則

（趣旨）

第 1 条 短期大学は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、短期大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（教育研究上の目的）

第 2 条 短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。

（入学者選抜）

第2条の2 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

第2章 学 科

(学科)

第3条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであつて、教員組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。

2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。

第3章 学生定員

(学生定員)

第4条 学生定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。

2 前項の場合において、第12条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る学生定員を、第43条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る学生定員を、それぞれ明示するものとする。

3 学生定員は、教員組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

4 短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

第4章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第5条 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育課程の編成方法)

第6条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位)

第7条 各授業科目の単位数は、短期大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもつて 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもつて 1 単位とすることができる。

三 1 の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学が定める時間の授業をもつて 1 単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1 年間の授業期間)

第 8 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 9 条 各授業科目の授業は、10 週又は 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業を行う学生数)

第 10 条 1 の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

(授業の方法)

第 11 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 短期大学は、第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 11 条の 2 短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第11条の3 短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(昼夜開講制)

第12条 短期大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第5章 卒業の要件等

(単位の授与)

第13条 短期大学は、1の授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第7条第3項の授業科目については、短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第13条の2 短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第14条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えない範囲で当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては前条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）により当該短期大学に

において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあつては前条第 1 項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 46 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあつては 30 単位）を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第16条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第 17 条第 1 項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に行つた前条第 1 項に規定する学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第 14 条第 1 項及び前条第 1 項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が 2 年の短期大学にあつては、30 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあつては、46 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあつては、30 単位）を超えないものとする。この場合において、第 14 条第 2 項において準用する同条第 1 項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が 2 年の短期大学にあつては、45 単位、修業年限が 3 年の短期大学にあつては、53 単位（第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあつては 45 単位）を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第16条の2 短期大学は、短期大学の定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（科目等履修生等）

第17条 短期大学は、短期大学の定めるところにより、当該短期大学の学生以外の者で 1 又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第 13 条の規定を準用する。

3 短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第 22 条、第 30 条及び第 31 条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

- 4 短期大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、1 の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第 10 条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

(卒業の要件)

第18条 修業年限が2年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に2年以上在学し、62単位以上を修得することとする。

- 2 修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、短期大学に3年以上在学し、93単位以上を修得することとする。

- 3 前2項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条第2項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が2年の短期大学にあつては30単位、修業年限が3年の短期大学にあつては46単位（第19条の規定により卒業の要件として62単位以上を修得することとする短期大学にあつては30単位）を超えないものとする。

(卒業の要件の特例)

第19条 夜間において授業を行う学科その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学科（以下「夜間学科等」という。）に係る修業年限が3年の短期大学の卒業の要件は、前条第2項の規定にかかわらず、短期大学に3年以上在学し、62単位以上を修得することとすることができる。

第6章 教員組織

(教員組織)

第20条 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員を置くものとする。

- 2 短期大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。
- 3 短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。
- 4 短期大学は、2以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも1人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(授業科目の担当)

第20条の2 短期大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第22条及び第39条第1項において「教授等」という。）に担当させるものとする。

- 2 短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させ

るものとする。

(授業を担当しない教員)

第21条 短期大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。

(専任教員)

第21条の2 教員は、1の短期大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の短期大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、短期大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該短期大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該短期大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該短期大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第22条 短期大学における専任教員の数は、別表第1イの表により当該短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める教授等の数(第38条第1項に規定する共同学科(以下この条及び第31条において単に「共同学科」という。)が属する分野にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる教授等の数と第39条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第1ロの表により短期大学全体の入学定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

第7章 教員の資格

(学長の資格)

第22条の2 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第23条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

四 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実地的な技術の修得を主とする分野にあつては実地的な技術に秀でていると認められる者

五 大学(短期大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

六 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者

七 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
(准教授の資格)

第24条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
(講師の資格)

第25条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 第23条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- 二 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
(助教の資格)

第25条の2 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 第23条各号又は第24条各号のいずれかに該当する者
- 二 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- 三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者
(助手の資格)

第26条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

第8章 校地、校舎等の施設及び設備等

(校地)

第27条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有すること

ができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

- 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。
- 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

(運動場)

第27条の2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該短期大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該短期大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

- 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。
- 二 校舎から至近の位置に立地していること。
- 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

(校舎等)

第28条 校舎には、短期大学の組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 教室（講義室、演習室、実験室、実習室等とする。）、研究室
- 三 図書館、保健室

2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

3 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

4 校舎には、第1項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 短期大学は、第1項及び前項に掲げる施設のほか、原則として体育館を備えるとともに、なる

べく体育館以外のスポーツ施設、講堂、学生自習室及び学生控室並びに寄宿舍、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

- 6 夜間学科等を置く短期大学又は昼夜開講制を実施する短期大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(図書等の資料及び図書館)

第29条 短期大学は、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めるものとする。

- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

- 4 図書館には、短期大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

- 5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

(校地の面積)

第30条 短期大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。）は、学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学科（昼間において授業を行う学科をいう。以下同じ。）及び夜間学科が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学科及び夜間学科における教育研究に支障のない面積とする。

- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第1項に規定する面積を減ずることができる。

(校舎の面積)

第31条 校舎の面積は、1の分野についてのみ学科を置く短期大学にあつては、別表第2イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積に第41条第1項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、2以上の分野についてそれぞれ学科を置く短期大学にあつては、当該2以上の分野（当該分野に共同学科のみが属するものを除く。）のうち同表の同一分野に属する学科の収容定員の人までの欄の基準校舎面積が最大である分野についての同表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）に当該分野以外の分野についてのそれぞれ別表第2ロの表に定める面積（共同学科が属する分野については、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く

場合にあつては、第 41 条第 1 項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積) 以上とする。

(附属施設)

第32条 短期大学には、学科の種類に応じ、教育研究上必要な場合は、適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

(機械、器具等)

第33条 短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。

(2 以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備)

第33条の2 短期大学は、2 以上の校地において教育研究を行う場合においては、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。

(教育研究環境の整備)

第33条の3 短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

(短期大学等の名称)

第33条の4 短期大学及び学科（以下「短期大学等」という。）の名称は、短期大学等として適当であるとともに、当該短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

第9章 事務組織等

(事務組織)

第34条 短期大学には、その事務を処理するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

(厚生補導の組織)

第35条 短期大学には、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。

(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第35条の2 短期大学は、当該短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第10章 共同教育課程に関する特例

(共同教育課程の編成)

第36条 2 以上の短期大学は、その短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、当該 2 以上の短期大学のうち 1 の

短期大学が開設する授業科目を、当該 2 以上の短期大学のうち他の短期大学の教育課程の一部とみなして、それぞれの短期大学ごとに同一内容の教育課程（通信教育に係るもの及び短期大学が外国に設ける学科その他の組織において開設される授業科目の履修により修得する単位を当該学科に係る卒業の要件として修得すべき単位の全部又は一部として修得するものを除く。以下「共同教育課程」という。）を編成することができる。ただし、共同教育課程を編成する短期大学（以下「構成短期大学」という。）は、それぞれ当該共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 短期大学は、共同教育課程のみを編成することはできない。

3 構成短期大学は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第37条 構成短期大学は、学生が当該構成短期大学のうち 1 の短期大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該構成短期大学のうち他の短期大学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとそれぞれみなすものとする。

（共同学科に係る卒業の要件）

第38条 修業年限が 2 年の短期大学の共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、第 18 条第 1 項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得することとする。

2 修業年限が 3 年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第 18 条第 2 項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 20 単位以上を修得することとする。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学科等に係る修業年限が 3 年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第 19 条に規定するもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により 10 単位以上を修得することとする。

4 前 3 項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第 14 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

（共同学科に係る専任教員数）

第39条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて 1 の学科とみなして、その種類及び規模に応じ別表第 1 イの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る入学定員の割合に応じて按分した数（その数に 1 に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「短期大学別専任教員数」という。）以上とする。

2 前項に規定する当該共同教育課程を編成する学科に係る短期大学別専任教員数の合計が全体専任教員数に満たないときは、その不足する数の専任教員をいずれかの短期大学の当該共同教育課程を編成する学科に置くものとする。

3 第1項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る短期大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第1イの表の第4欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、第3欄）に定める専任教員数（以下この項において「最小短期大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員数は、最小短期大学別専任教員数以上とする。

（共同学科に係る校地の面積）

第40条 第30条第1項の規定にかかわらず、共同学科に係る校地の面積については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校地の面積を合計した面積がこれらの学科に係る学生定員を合計した数に10平方メートルを乗じて得た面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積を有することを要しない。

（共同学科に係る校舎の面積）

第41条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて1の学科とみなしてその種類に応じ別表第2イの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「短期大学別校舎面積」という。）以上とする。

2 第31条及び前項の規定にかかわらず、共同学科に係る校舎の面積については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る校舎の面積を合計した面積が全体校舎面積を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに短期大学別校舎面積を有することを要しない。

（共同学科に係る施設及び設備）

第42条 前2条に定めるもののほか、第27条から第29条まで、第32条及び第33条の規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて1の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

第11章 雑 則

（外国に設ける組織）

第43条 短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学科その他の組織を設けることができる。

(その他の基準)

第44条 専攻科及び別科に関する基準は、別に定める。

(段階的整備)

第45条 新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附 則

- 1 この省令は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 昭和51年度又は昭和52年度に開設しようとする短期大学又は短期大学の学科の設置認可の申請に係る審査に当たっては、この省令の規定の適用があるものとする。
- 3 この省令施行の際、現に設置されている短期大学に在職する教員については、その教員が現に在職する教員の職に在る限り、この省令の教員の資格に関する規定は、適用しない。
- 4 この省令施行の際、現に設置されている短期大学の組織、編制、施設及び設備でこの省令施行の日前に係るものについては、当分の間、従前の例によることができる。
- 5 昭和61年度から平成4年度までの間に期間（昭和61年度から平成11年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加する短期大学（次項において「期間を付して入学定員を増加する短期大学」という。）の専任教員数については、第22条の規定により算定し、当該入学定員の増加に伴い必要とされる専任教員数が増加することとなるときは、当該増加することとなる専任教員数は、教育に支障のない限度において、兼任の教員をもつて充てることができるものとする。
- 6 期間を付して入学定員を増加する短期大学の校地の面積の算定については、当該入学定員の増加はないものとみなして第30条の規定を適用する。
- 7 昭和61年度以降に期間（平成11年度を終期とするものに限る。）を付して入学定員を増加又は設定した短期大学であって、当該期間の経過後引き続き、当該入学定員の範囲内で期間（平成12年度から平成16年度までの間の年度間に限る。）を付して入学定員を増加するものの専任教員数及び校地の面積の算定については、前2項の例による。

(略)

附 則（平成16年12月13日文科科学省令第42号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第1条中学校教育法施行規則第2条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定及び同令第6条の次に1条を加える改正規定、第2条中大学設置基準第18条第1項の改正規定及び同令第45条を同令第46条とし、同令第44条を同令第45条とし、同令第43条を同令第

44 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 条を加える改正規定、第 3 条の規定並びに第 4 条中短期大学設置基準第 4 条第 2 項の改正規定及び同令第 37 条を同令第 38 条とし、同令第 36 条を同令第 37 条とし、同令第 10 章中同条の前に 1 条を加える改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 11 号）

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第 2 条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- 1 学校教育法施行規則第 8 条第一号ロ
- 2 博物館法施行規則第 9 条第二号
- 3 大学設置基準第 14 条第四号
- 4 高等専門学校設置基準第 11 条第三号
- 5 短期大学設置基準第 23 条第五号

附 則（平成 19 年 7 月 31 日文部科学省令第 22 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 13 日文部科学省令第 35 号）

この省令は、平成 21 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 25 日文部科学省令第 3 号）

この省令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 15 日文部科学省令第 15 号）

この省令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 10 日文部科学省令第 23 号）抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日文部科学省令第 13 号）

この省令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (第22条関係)

イ 学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数

学科の属する分野の区分	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数	1学科の入学定員	同一分野に属する学科が1学科の場合の教員数	同一分野に属する学科を2以上置く場合の1学科の教員数
文学関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
教育学・保育学関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	10	8
法学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
経済学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
社会学・社会福祉学関係	100人まで	7	4	101人～150人	7	4	151人～200人	9	6
理学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
工学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
農学関係	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			
家政関係	100人まで	5	4	101人～200人	7	6			
美術関係	50人まで	5	3	51人～100人	7	4	101人～150人	8	5
音楽関係	50人まで	5	5	51人～100人	7	7	101人～150人	8	8
体育関係	50人まで	6	4	51人～100人	8	6	101人～150人	9	7
保健衛生学関係(看護学関係)	100人まで	7	—	101人～150人	9	—			
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	100人まで	7	4	101人～150人	9	6			

備考

- 1 この表に定める教員数の3割以上は教授とする(口の表において同じ。)
- 2 この表に定める教員数には、第21条の授業を担当しない教員を含まないものとする(口の表において同じ。)
- 3 この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

- 4 入学定員が、この表に定める数を超える場合には、文学関係、法学関係、経済学関係、社会学・社会福祉学関係及び家政関係にあつては、同一分野に属する学科が1学科の場合については100人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については150人につき1人を増加するものとし、教育学・保育学関係、理学関係、工学関係、農学関係、美術関係、体育関係及び保健衛生学関係にあつては、同一分野に属する学科が1学科の場合については50人につき1人を、同一分野に属する学科を2以上置く場合については80人につき1人を増加するものとし、音楽関係にあつては、同一分野に属する学科が1学科の場合及び同一分野に属する学科を2以上置く場合については50人につき1人を、それぞれ増加するものとする。
- 5 第18条第2項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の3割に相当する数を加えたものとする。
- 6 教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の3分の1以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の3分の1以上とする（口の表において同じ。）。
- 7 昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度に置いて、この表に定める教員数を減ずることができる（口の表において同じ。）。
- 8 看護に関する学科において第18条第1項に定める学科と同条第2項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第1項に定める学科にあつては、入学定員が100人までの場合は2人を、100人を超える場合は3人を、同条第2項に定める学科にあつては、第四号により算定した教員数から3人を減ずることができる。
- 9 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

ロ 短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入 学 定 員	5 0 人 まで	1 5 0 人 まで	2 5 0 人 まで	4 0 0 人 まで	6 0 0 人 まで
教 員 数	2	3	4	5	6

備考

入学定員が 600 人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員 200 人につき教員 1 人を加えるものとする。

別表第 2 （第 31 条関係）

イ 基準校舎面積

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	100 人ま で の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	150 人ま で の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	200 人ま で の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	250 人ま で の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	300 人ま で の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	350 人ま で の 場 合 の 面 積（平方 メートル）
文 学 関 係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
教育学・保育学関係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
法 学 関 係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
経済学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
社会学・社会福祉学関係	1,600	1,700	1,900	2,100	2,350	2,600
理 学 関 係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650
工 学 関 係	2,100	2,250	2,500	2,900	3,350	3,800
農 学 関 係	2,000	2,150	2,400	2,750	3,200	3,650
家 政 関 係	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
体 育 関 係	1,700	1,850	2,050	2,250	2,500	2,750
美 術 関 係	1,900	2,050	2,250	2,600	3,000	3,350
音 楽 関 係	1,700	1,850	2,050	2,350	2,700	3,100
保健衛生学関係 （看護学関係）	2,000	2,100	2,350	2,600	2,850	3,100
保健衛生学関係 （看護学関係を除く。）	1,850	1,950	2,200	2,450	2,800	3,100

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	400 人まで の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	450 人まで の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	500 人まで の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	550 人まで の 場 合 の 面 積（平方 メートル）	600 人まで の 場 合 の 面 積（平方 メートル）
文 学 関 係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
教育学・保育学関係	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
法 学 関 係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
経済学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
社会学・社会福祉学関係	2,850	3,050	3,250	3,450	3,650
理 学 関 係	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
工 学 関 係	4,250	4,750	5,200	5,650	6,100
農 学 関 係	4,150	4,600	5,050	5,500	6,000
家 政 関 係	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
体 育 関 係	3,000	3,250	3,500	3,750	4,000
美 術 関 係	3,750	4,150	4,550	4,950	5,350
音 楽 関 係	3,450	3,800	4,200	4,550	4,950
保健衛生学関係 （看護学関係）	3,350	3,600	3,850	4,100	4,350
保健衛生学関係 （看護学関係を除く。）	3,400	3,750	4,050	4,350	4,650

備考

1. この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない（口の表において同じ。）。
2. 同一分野に属する学科の収容定員が 600 人を超える場合には、50 人を増すごとに、この表に定める 600 人までの場合の面積から 550 人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
3. 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。
4. 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る学生定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。
5. この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める（口の表において同じ。）。
6. この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該短期大学と他の学校、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であって、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算

した面積以上のものであるときは、当該短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に該当学校等との共用部分の面積を含めることができる（口の表において同じ。）。

ロ 加算校舎面積

学科の種類 \ 収容定員	100 人までの面積（平方メートル）	200 人までの面積（平方メートル）	300 人までの面積（平方メートル）	400 人までの面積（平方メートル）	500 人までの面積（平方メートル）	600 人までの面積（平方メートル）
文学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
教育学・保育学関係	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
法学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
経済学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
社会学・社会福祉学関係	1,000	1,300	1,800	2,300	2,700	3,050
理学関係	1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
工学関係	1,500	1,900	2,850	3,750	4,700	5,600
農学関係	1,500	1,850	2,800	3,700	4,650	5,550
家政関係	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
体育関係	1,400	1,700	2,200	2,700	3,200	3,850
美術関係	1,300	1,650	3,300	3,300	4,050	4,800
音楽関係	1,250	1,550	3,150	3,150	3,800	4,550
保健衛生学関係 （看護学関係）	1,250	1,550	2,050	2,550	3,050	3,550
保健衛生学関係 （看護学関係を除く。）	1,250	1,600	2,250	2,850	3,500	4,100

備考

収容定員が 600 人を超える場合は、100 人を増すごとに、600 人までの場合の面積から 500 人までの場合の面積を減じて算出する数を加算するものとする。

□ 短期大学通信教育設置基準

(昭和57年3月23日)
(文部省令第3号)

最終改正 平成19年12月25日 文部科学省令第40号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条及び第88条の規定に基づき、短期大学通信教育設置基準を次のように定める

(趣旨)

第1条 短期大学が行う通信教育に係る設置基準は、この省令の定めるところによる。

2 この省令で定める設置基準は、通信教育を行う短期大学を設置し、又は短期大学において通信教育を開設するのに必要な最低の基準とする。

3 短期大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(通信教育を行い得る専攻分野)

第2条 短期大学は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

(授業の方法等)

第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）、短期大学設置基準第11条第1項の方法による授業（以下「面接授業」という。）若しくは同条第2項の方法による授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。

3 短期大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第4条授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

一 印刷教材等による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて1単位とする。

二 放送授業については、15時間の放送授業をもつて1単位とする。

三 面接授業及びメディアを利用して行う授業については、短期大学設置基準第 7 条第 2 項各号の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、短期大学設置基準第 7 条第 3 項の定めるところによる。

(卒業の要件)

第 6 条 卒業の要件は、短期大学設置基準第 18 条又は第 19 条の定めるところによる。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位について、修業年限 2 年の短期大学にあつては 15 単位以上、修業年限 3 年の短期大学にあつては 23 単位以上（短期大学設置基準第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学にあつては 15 単位以上）は、面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。ただし、当該 15 単位又は 23 単位のうちそれぞれ 5 単位又は 8 単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 7 条 短期大学は、短期大学設置基準第 15 条に定めるところにより単位を与えるほか、あらかじめ当該短期大学が定めた基準に照らして教育上適当であると認めるときは、通信教育の特性等を考慮して文部科学大臣が別に定める学修を当該短期大学における履修とみなし、単位を与えることができる。

第 8 条 削 除

(専任教員数)

第 9 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 108 条第 6 項に規定する通信による教育を行う学科（以下「通信教育学科」という。）における専任教員の数、別表第 1 により定める教授、准教授、講師又は助教の数以上とする。

2 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合においては、短期大学設置基準第 22 条の規定による専任教員の数に当該学科が行う通信教育に係る入学定員 1,000 人につき 2 人の専任教員を加えたものとする。ただし、当該加える専任教員の数に当該学科における同条の規定による専任教員の数に 2 割に満たない場合には、当該専任教員の数に 2 割の専任教員を加えたものとする。

3 短期大学は、短期大学設置基準第 17 条第 1 項の科目等履修生その他の学生以外の者を前 2 項の学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、前 2 項の規定による専任教員の数に相当数の専任教員を加えたものとする。

(校舎等の施設)

第 10 条 通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準第 28 条第 1 項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第 3 項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものと

する。

- 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第2のとおりとする。
- 3 昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育を併せ行う場合にあつては、短期大学は、通信教育関係施設及び面接授業を行う施設について、教育に支障のないようにするものとする。
- 4 図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。

(通信教育学科の校地)

第11条 通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

- 2 通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。

(添削等のための組織等)

第12条 短期大学には、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

(その他の基準)

第13条 通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、短期大学設置基準（第9条を除く。）の定めるところによる。

附 則 抄

- 1 この省令は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この省令施行の際、現にされている短期大学の通信教育の開設認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 3 この省令施行の際、現に通信教育を開設している短期大学の組織、編制、施設及び設備で、この省令の施行の日前に係るものについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和59年10月31日文部省令第53号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月3日文部省令第29号）

- 1 この省令は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この省令施行の日前に短期大学が行う通信教育の聴講生として授業科目を聴講し当該授業科目について聴講の成果の認定を受けている者で、当該短期大学に入学した場合には、改正前の第8条の規定により当該短期大学における履修とみなしその成果について単位を与えることができることとなるものについては、当該聴講生として授業科目を聴講し、その成果の認定を受けたこと

をもつて短期大学設置基準第 17 条第 1 項の科目等履修生として当該短期大学の通信教育における授業科目を履修し、その単位を修得したものとみなす。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日文部省令第 15 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 24 日文部省令第 44 号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にされている認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

附 則（平成 12 年 10 月 31 日文部省令第 53 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日文部科学省令第 47 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省令第 15 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 12 日文部科学省令第 8 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日文部科学省令第 11 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 31 日 文部科学省令第 22 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この省令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 25 日 文部科学省令第 40 号）抄

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 12 月 26 日）から施行する。

別表第 1 （第 9 条関係）

学科の属する分野の区分	1 学科の入学定員 2,000 人までの場 合の専任教員数	1 学科の入学定員 3,000 人までの場 合の専任教員数	1 学科の入学定員 4,000 人までの場 合の専任教員数
文 学 関 係	8	1 0	1 2
教育学・保育学関係	8	1 0	1 2
法 学 関 係	1 0	1 1	1 3
経済学関係	1 0	1 1	1 3
社会学・社会福祉学関係	1 0	1 1	1 3
理 学 関 係	1 0	1 1	1 3
工 学 関 係	1 0	1 1	1 3
家 政 関 係	8	1 0	1 2
美 術 関 係	8	1 0	1 2
音 楽 関 係	8	1 0	1 2

備考

- 1 この表に定める入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。
- 2 この表に定める教員数の 3 割以上は原則として教授とする。
- 3 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、その超える入学定員に応じて、1,000 人につき教員 2 人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。
- 4 修業年限 3 年の短期大学（短期大学設置基準第 19 条の規定により卒業の要件として 62 単位以上を修得することとする短期大学を除く。）の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。）にこの表に定める教員数の 3 割に相当する数を加えたものとする。

- 5 学科又は専攻課程を2以上置く場合にあっては、共通する授業科目を勘案して、それぞれ相当数の教員を減ずるものとする。
- 6 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める。

別表第2 (第10条関係)

同一分野に属する 学科の収容定員 学科の 属する分野の区分	2,000人までの 場合の面積(平方メートル)	4,000人までの 場合の面積(平方メートル)	6,000人までの 場合の面積(平方メートル)	8,000人までの 場合の面積(平方メートル)
文学関係	2,050	3,450	5,050	6,600
教育学・保育学関係	2,750	4,850	7,050	9,300
法学関係	2,200	3,600	5,100	6,700
経済学関係	2,200	3,600	5,100	6,700
社会学・社会福祉学 関係	2,200	3,600	5,100	6,700
理学関係	3,730	6,660	9,800	12,940
工学関係	3,890	6,950	10,230	13,510
家政関係	2,750	4,850	7,050	9,300
美術関係	3,500	6,250	9,200	12,150
音楽関係	2,350	4,140	6,020	7,940

備考

- 1 この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない。
- 2 同一分野に属する学科の収容定員が8,000人を超える場合には、2,000人を増すごとに、この表に定める8,000人までの場合の面積から6,000人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。
- 3 短期大学設置基準第17条第1項の科目等履修生その他の学生以外の者を同一分野に属する学科の収容定員を超えて相当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、この表に定める面積に相当数の面積を加えたものとする。
- 4 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難しい場合は別に定める。

資料 2 大学(短期大学)関係教育法令(抜粋資料)

□ 大学（短期大学）関係教育法令（抜粋資料）

1) 教育基本法

（平成18年12月22日）
（法律第120号）

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生か

すことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(略)

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律の定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(以下略)

2) 学校教育法

(昭和22年3月31日)
(法律第26号)

最終改正 平成26年6月27日 法律第88号
(最終改正までの未施行法令)

平成26年5月30日 法律第42号(未施行)

平成26年6月4日 法律第51号(未施行)

平成26年6月13日 法律第69号(未施行)

平成26年6月27日 法律第88号(未施行)

[学校の範囲]

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

[学校の設置者]

第2条 学校は、国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。次項において同じ。）及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

[設置基準]

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

[設置廃止等の認可]

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県知事

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第 108 条第 2 項の大学の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第 108 条第 2 項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 文部科学大臣は、前項の届出があった場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（第 54 条第 3 項において「指定都市」という。）の設置する高等学校及び中等教育学校については、第 1 項の規定は、適用しない。この場合において、当該高等学校及び中等教育学校を設置する者は、同項の規定により認可を受けなければならないとされている事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に届け出なければならない。

5 第 2 項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

〔学校の管理・経費の負担〕

第 4 条の 2 市町村は、その設置する幼稚園の設置廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県教育委員会に届け出なければならない。

第 5 条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

〔授業料〕

第 6 条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

〔校長・教員〕

第 7 条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

〔校長・教員の資格に関する事項について監督庁への委任〕

第 8 条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

〔校長・教員の欠格事由〕

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第10条第1項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第11条第1項又は第2項の規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

〔私立学校の校長届出義務〕

第10条 私立学校は、校長を定め、大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

〔学生・生徒等の懲戒〕

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

〔健康診断等〕

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

〔学校閉鎖命令〕

第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合においては、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき
- 三 6箇月以上授業を行わなかったとき

2 前項の規定は、市町村の設置する幼稚園に準用する。この場合において、同項中「それぞれ同項各号に定める者」とあり、及び同項第二号中「その者」とあるのは、「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

〔設備・授業等の変更命令〕

第14条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命じることができる。

第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校が、設備、授業その他の事項につ

いて、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によってもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による命令によってもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。

4 文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

〔子女使用者の義務〕

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第17条 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終りまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満12歳に達した日の属する学年の終りまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満15歳に達した日の属する学年の終り（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終り）までとする。

2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終りまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 前2項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第18条 前第1項又は第2項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。

第19条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第20条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によって、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 一〇 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

〔目 的〕

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健康やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

〔目 標〕

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

〔保育内容〕

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔入園資格〕

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

〔園長・教頭・教諭その他の職員〕

第27条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

- 2 幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
- 4 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- 6 教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。
- 7 主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。
- 8 指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実に必要な指導及び助言を行う。
- 9 教諭は、幼児の保育をつかさどる。
- 10 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 11 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第7項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

〔準用規定〕

第28条 第37条第6項、第8項及び第12項から第17項まで並びに第42条から第44条までの規定は、幼稚園に準用する。

〔目 的〕

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

〔目 標〕

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第31条 小学校においては、前条第1項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

〔修業年限〕

第32条 小学校の修業年限は、6年とする。

〔教 科〕

第33条 小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

〔教科用図書・教材〕

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

〔児童の出席停止〕

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の1又は2以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。
- 4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

〔学齢未満子女の出席停止〕

第36条 学齢に達しない子は、小学校に入学させることができない。

〔校長・教頭・教諭その他の職員〕

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 8 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

- 14 事務職員は、事務に従事する。
- 15 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 17 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 18 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第9項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

〔小学校設置義務〕

第38条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

〔市町村学校組合〕

第39条 市町村は、適当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

〔教育事務の委託〕

第40条 市町村は、前2条の規定によることを不可能又は不適當と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

2 前項の場合においては、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

〔補助〕

第41条 町村が、前2条の規定による負担に堪えないと都道府県の教育委員会が認めるときは、都道府県は、その町村に対して、必要な補助を与えなければならない。

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

〔私立小学校の所管庁〕

第44条 私立の小学校は、都道府県知事の所管に属する。

〔目 的〕

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

〔目 標〕

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

〔修業年限〕

第47条 中学校の修業年限は、3 年とする。

〔教 科〕

第48条 中学校の教育課程に関する事項は、第 45 条及び第 46 条の規定並びに次条において読み替えて準用する第 30 条第 2 項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔準用規定〕

第49条 第 30 条第 2 項、第 31 条、第 34 条、第 35 条及び第 37 条から第 44 条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第 30 条第 2 項中「前項」とあるのは「第 46 条」と、第 31 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 46 条」と読み替えるものとする。

〔目 的〕

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

〔目 標〕

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次の各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

〔学科及び教科〕

第52条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前 2 条の規定及び第 62 条において読み替えて準用する第 30 条第 2 項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔定時制の課程〕

第53条 高等学校には、全日制の課程のほか、定時制の課程を置くことができる。

2 高等学校には、定時制の課程のみを置くことができる。

〔通信制の課程〕

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

2 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

3 市（指定都市を除く。）町村の設置する高等学校については都道府県教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他政令で定めるもの（以下この項において「広域の通信制の課程」という。）に係る第4条第1項に規定する認可（政令で定める事項に係るものに限る。）を行うときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。都道府県又は指定都市の設置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県又は指定都市教育委員会がこの項前段の政令で定める事項を行うときも、同様とする。

4 通信制の課程に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔技能教育のための施設における学習〕

第55条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

2 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

〔修業年限〕

第56条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。

〔入学資格〕

第57条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

〔専攻科・別科〕

第58条 高等学校には、専攻科及び別科を置くことができる。

2 高等学校の専攻科は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

3 高等学校の別科は、前条に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔入学・退学・転学等〕

第59条 高等学校に関する入学、退学、転学その他必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔校長・教頭その他の職員〕

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

5 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

6 技術職員は、技術に従事する。

第61条 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長を置かれる一の課程については、この限りでない。

〔準用規定〕

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

〔目 的〕

第63条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

〔目 標〕

第64条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

〔修業年限〕

第65条 中等教育学校の修業年限は、6年とする。

〔前期課程及び後期課程〕

第66条 中等教育学校の課程は、これを前期3年の前期課程及び後期3年の後期課程に区分する。

〔課程の目的及び目標〕

第67条 中等教育学校の前期課程における教育については、第63条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 中等教育学校の後期課程における教育は、第63条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第64条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

〔学科及び教科〕

第68条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第63条、第64条及び前条の規定並びに第70条第1項において読み替えて準用する第30条第2項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

〔校長・教頭・教諭その他の職員〕

第69条 中等教育学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

2 中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くとき教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

4 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

〔準用規定〕

第70条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項、第42条から第44条まで、第59条並びに第60条第4項及び第6項の規定は中等教育学校に、第53条から第55条まで、第58条及び第61条の規定は中等教育学校の後期課程にそれぞれ準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは、「第64条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第64条」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第53条又は第54条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第65条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、6年以上とする。この場合において、第66条中「後期3年の後期課程」とあるのは、「後期3年以上の後期課程」とする。

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

〔特別支援学校の目的〕

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第73条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

〔盲者等の心身の故障の程度の政令委任〕

第75条 第72条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

〔小学部・中学部・幼稚部・高等部〕

第76条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

〔盲学校・聾学校・養護学校の学科・教科〕

第77条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

〔寄宿舍〕

第78条 特別支援学校には、寄宿舍を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

〔寄宿舍指導員〕

第79条 寄宿舍を設ける特別支援学校には、寄宿舍指導員を置かなければならない。

2 寄宿舍指導員は、寄宿舍における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

〔特別支援学校の設置義務〕

第80条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が、第75条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

〔特殊学級〕

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

〔準用規定〕

第82条 第26条、第27条、第31条（第49条及び第62条において読み替えて準用する場合を含む。）、第32条、第34条（第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第36条、第37条（第28条、第49条及び第62条において準用する場合を含む。）、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、第84条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

〔目 的〕

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第84条 大学は、通信による教育を行うことができる。

〔学 部〕

第85条 大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成す

るため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

〔夜間において授業を行う学部〕

第86条 大学には、夜間において授業を行う学部又は通信による教育を行う学部を置くことができる。

〔修業年限〕

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

2 医学、歯学又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

〔相当期間の修業年限への通算〕

第88条 大学の学生以外の者として1の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

〔修業年限の特例〕

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第87条第2項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に3年（同条第1項ただし書の規定により修業年限を4年を超えるものとする学部の学生にあっては、3年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

〔入学資格〕

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

- 一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
- 二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

〔専攻科及び別科〕

第91条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

- 2 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。
- 3 大学の別科は、前条第1項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

〔学長・教授その他の職員〕

第92条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

〔教授会〕

第93条 大学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

〔大学設置基準についての諮問〕

第94条 大学について第3条に規定する設置基準を定める場合及び第4条第5項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

〔大学設置の認可についての諮問〕

第95条 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第4条第3項若しくは第15条第2項若しくは第3項の規定による命令又は同条第1項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

〔研究施設の附置〕

第96条 大学には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

〔大学院の設置〕

第97条 大学には、大学院を置くことができる。

〔公私立大学の所轄庁〕

第98条 公立又は私立の大学は、文部科学大臣の所轄とする。

〔大学院の目的〕

第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

〔研究科〕

第100条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部科学大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。

第101条 大学院を置く大学には、夜間において授業を行う研究科又は通信による教育を行う研究科を置くことができる。

〔大学院の入学資格〕

第102条 大学院に入学することのできる者は、第83条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第104

条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者として行うことができる。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

〔学部を置くことなく大学院を置く大学〕

第103条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第85条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

〔学位の授与〕

第104条 大学（第108条第2項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

- 3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

- 4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

- 5 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第105条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

〔名誉教授〕

第106条 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者で

あって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

〔公開講座〕

第107条 大学においては、公開講座の施設を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔短期大学〕

第108条 大学は、第83条第1項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第87条第1項の規定にかかわらず、その修業年限を2年又は3年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4 第2項の大学には、第85条及び第86条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

5 第2項の大学には、学科を置く。

6 第2項の大学には、夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を置くことができる。

7 第2項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第83条の大学に編入学することができる。

8 第97条の規定は、第2項の大学については適用しない。

〔大学審議会〕

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあっては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従って行うものとする。

第110条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。

二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。

三 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第111条 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによってもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第112条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第94条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

一 認証評価機関の認証をするとき。

二 第 110 条第 3 項の細目を定めるとき。

三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

〔準用規定〕

第114条 第 37 条第 14 項及び第 60 条第 6 項の規定は、大学に準用する。

〔目 的〕

第115条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

〔学 科〕

第116条 高等専門学校には、学科を置く。

2 前項の学科に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

〔修業年限〕

第117条 高等専門学校の修業年限は、5 年とする。ただし、商船に関する学科については、5 年 6 月とする。

〔入学資格〕

第118条 高等専門学校に入学することのできる者は、第 57 条に規定する者とする。

〔専攻科〕

第119条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

2 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1 年以上とする。

〔校長・教授・その他の職員〕

第120条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

4 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授する。

5 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であっ

て、学生を教授する。

6 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

7 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

8 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

〔準学士〕

第121条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

〔卒業者の大学への編入学〕

第122条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

〔準用規定〕

第123条 第37条第9項、第59条、第60条第5項、第94条（設置基準に係る部分に限る）、第95条、第98条、第105条から第107条まで、第109条（第3項を除く。）及び第110条から第113条までの規定は、高等専門学校に準用する。

〔専修学校〕

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

一 修業年限が1年以上であること。

二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

〔高等課程・専門課程・一般課程〕

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

〔名 称〕

第126条 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

2 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

〔設置者〕

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。

二 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。

三 設置者が社会的信望を有すること。

〔設置基準〕

第128条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて置かなければならない教員の数

二 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない校地及び校舎の面積並びにその位置及び環境

三 目的、生徒の数又は課程の種類に応じて有しなければならない設備

四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

〔校長及び教員〕

第129条 専修学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

2 専修学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者でなければならない。

3 専修学校の教員は、その担当する教育に関する専門的な知識又は技能に関し、文部科学大臣の定める資格を有する者でなければならない。

〔設置廃止等の認可〕

第130条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があったときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があった場合について準

用する。

- 4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもって申請者にその旨を通知しなければならない。

〔名称・位置又は学則変更等の監督庁への届出〕

第131条 国又は都道府県が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするとき其他政令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校にあっては都道府県の教育委員会に、私立の専修学校にあっては都道府県知事に届け出なければならない。

〔大学への編入学〕

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第90条第1項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

〔準用規定〕

第133条 第5条、第6条、第9条から第12条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は専修学校に、第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第10条中「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、同項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

- 2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、前項において準用する第13条第1項の規定による処分をするときは、理由を付した書面をもって当該専修学校の設置者にその旨を通知しなければならない。

〔各種学校〕

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

- 2 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各

種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会または都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同項第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣がこれを定める。

〔類似名称の使用禁止〕

第135条 専修学校、各種学校その他第1条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

2 高等課程を置く専修学校以外の教育施設は高等専修学校の名称を、専門課程を置く専修学校以外の教育施設は専門学校の名称を、専修学校以外の教育施設は専修学校の名称を用いてはならない。

〔専修学校・各種学校設置の勧告及び教育の停止命令〕

第136条 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、学校以外のもの又は専修学校若しくは各種学校以外のものが専修学校又は各種学校の教育を行うものと認める場合においては、関係者に対して、一定の期間内に専修学校設置又は各種学校設置の認可を申請すべき旨を勧告することができる。ただし、その期間は、1箇月を下ることができない。

2 都道府県の教育委員会（私人の経営に係るものにあつては、都道府県知事）は、前項に規定する関係者が、同項の規定による勧告に従わず引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているとき、又は専修学校設置若しくは各種学校設置の認可を申請したがその認可が得られなかった場合において引き続き専修学校若しくは各種学校の教育を行っているときは、当該関係者に対して、当該教育をやめるべき旨を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をなす場合においては、あらかじめ私立学校審議会の意見を聞かなければならない。

〔学校施設の社会教育等への利用〕

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

〔行政手続法の適用除外〕

第138条 第17条第3項の政令で定める事項のうち同条第1項又は第2項の義務の履行に関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定は、適用しない。

〔不服申立ての制限〕

第139条 文部科学大臣がする大学又は高等専門学校の設置の認可に関する処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

〔東京都の区の取扱〕

第140条 この法律における市には、東京都の区を含むものとする。

〔学部以外の組織の取扱い〕

第141条 この法律（第85条及び第100条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第85条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第100条ただし書に規定する組織を含むものとする。

〔法律施行のため必要事項の命令への委任〕

第142条 この法律に規定するもののほか、この法律施行のため必要な事項で、地方公共団体の機関が処理しなければならないものについては政令で、その他のものについては文部科学大臣が、これを定める。

〔学校閉鎖命令違反等の罪〕

第143条 第13条第1項（同条第2項、第133条第1項及び第134条第2項において準用する場合を含む。）の規定による閉鎖命令又は第136条第2項の規定による命令に違反した者は、これを6月以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第144条 第17条第1項又は第2項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、10万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業員が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

〔子女使用者の義務違反の罪〕

第145条 第20条の規定に違反した者は、これを10万円以下の罰金に処する。

〔学校の名称専用違反の罪〕

第146条 第135条の規定に違反した者は、これを10万円以下の罰金に処する。

（以下略）

3) 学校教育法施行令

(昭和28年10月31日)
(政令第340号)

最終改正 平25年8月26日 政令第244号

[法第4条第1項の政令で定める事項]

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

- 一 市町村の設置する特別支援学校の位置の変更
 - 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第10号及び第24条において同じ。）の学科又は市町村の設置する特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科の設置及び廃止
 - 三 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置及び廃止
 - 四 市町村の設置する特別支援学校の高等部の学級の編制及びその変更
 - 五 特別支援学校の高等部における通信教育の開設及び廃止並びに大学における通信教育の開設
 - 六 私立の大学の学部の学科の設置
 - 七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第104条第1項に規定する課程をいう。次条第1項第一号において同じ。）の変更
 - 八 高等専門学校の学科の設置
 - 九 市町村の設置する高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の分校の設置及び廃止
 - 一〇 高等学校の広域の通信制の課程（法第54条第3項（法第70条第1項において準用する場合を含む。第24条及び第24条の2において同じ。）に規定する広域の通信制の課程をいう。以下同じ。）に係る学則の変更
 - 一一 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更
- 2 法第4条の2に規定する幼稚園に係る法第4条第1項の政令で定める事項は、分校の設置及び廃止とする。

[法第4条第2項第三号の政令で定める事項]

第23条の2 法第4条第2項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の変更であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- 二 高等専門学校の学科の設置であって、当該高等専門学校が設置する学科の分野の変更を伴わないもの
- 三 大学における通信教育の開設であって、当該大学が授与する通信教育に係る学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

四 私立の大学又は高等専門学校の収容定員（大学にあっては、通信教育及び文部科学大臣の定める分野に係るものを除く。）に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

五 私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則の変更であって、当該収容定員の総数の増加を伴わないもの

2 前項第一号の学位の種類及び分野の変更、同項第二号の学科の分野の変更並びに同項第三号の通信教育に係る学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が定める。

3 前項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、中央教育審議会に諮問しなければならない。

（略）

〔市町村立高等学校等の名称の変更等についての届出等〕

第26条 次に掲げる場合においては、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（第二号の場合にあっては、特別支援学校を除く。）について都道府県の教育委員会に対し、市町村及び都道府県の教育委員会は、当該市町村又は都道府県の設置する高等専門学校について文部科学大臣に対し、市町村長及び都道府県知事は、当該市町村又は都道府県の設置する大学について文部科学大臣に対し、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）の理事長は、当該公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

一 名称を変更しようとするとき。

二 位置を変更しようとするとき。

三 学則（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条及び第27条の2において同じ。）の広域の通信制の課程に係るものを除く。）を変更したとき。

（略）

〔通信教育に関する規程の変更についての届出〕

第27条 市町村の設置する特別支援学校の高等部又は市町村、都道府県若しくは公立大学法人の設置する大学における通信教育に関する規程を変更しようとするときは、市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する特別支援学校の高等部について都道府県の教育委員会に対し、市町村長、都道府県知事又は公立大学法人の理事長は、当該市町村、都道府県又は公立大学法人の設置する大学について文部科学大臣に対し、それぞれその旨を届け出なければならない。

（略）

〔文部省令への委任〕

第28条 法及びこの節の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手続その他の細則については、文部科学省令で定める。

〔学期及び休業日〕

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあっては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあっては当該公立大学法人の理事長が定める。

〔学校廃止後の書類の保存〕

第31条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する大学又は高等専門学校については当該大学又は高等専門学校を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

（略）

〔認証評価の期間〕

第40条 法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

（以下略）

4）学校教育法施行規則

（昭和22年5月23日）
（文部省令第11号）

最終改正 平成26年8月29日 文部科学省令第25号

（最終改正までの未施行法令）

平成26年8月29日 文部科学省令第25号（未施行）

〔学校の設備・位置〕

第1条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

2 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

〔私立学校の届出〕

第2条 私立学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学校について次に掲げる事由がある

ときは、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 目的、名称、位置又は学則（収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき。
- 二 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。
- 三 大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外国から他の外国に変更するとき。
- 四 大学における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。
- 五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。
- 六 校地、校舎、その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

〔学校設置の認可・届出の手続〕

第3条 学校の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

〔学則の記載事項〕

第4条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舎に関する事項

2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。

以下この項において同じ。)については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 通信教育を行なう区域に関する事項

二 通信教育について協力する高等学校に関する事項

3 第1項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

〔目的等の変更についての認可申請・届出〕

第5条 学則の変更は、前条第1項各号、第2項第一号及び第二号に掲げる事項に係る学則の変更とする。

2 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

3 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

〔校地校舎等の取得・処分届出〕

第6条 学校の校地校舎等に関する権利を取得し、若しくは処分し、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えることについての届出は、届出書に、その事由及び時期を記載した書類並びに当該校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

〔分校の設置、認可申請又は届出の手續〕

第7条 分校（私立学校の分校を含む。第15条において同じ。）の設置についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、次の事項（市町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一 事 由

二 名 称

三 位 置

四 学則の変更事項

五 経費の見積り及び維持方法

六 開設の時期

第8条 第2条第三号に掲げる事由に係る届出は、届出書に、次の事項を記載した書類及び校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

一 事 由

二 名 称

三 位 置

四 学則の変更事項

五 経費の見積り及び維持方法

六 変更の時期

〔二部授業の届出手続〕

第9条 二部授業を行うことについての届出は、届出書に、その事由、期間及び実施方法を記載した書類を添えてしなければならない。

〔学級編制の認可申請又は届出の手続〕

第10条 学級の編制についての認可の申請は、認可申請書に、各学年ごとの各学級別の生徒の数（各学年の生徒を1学級に編制する場合にあっては、各学級ごとの各学年別の生徒の数とする。本条中以下同じ。）を記載した書類を添えてしなければならない。

2 学級の編制の変更についての認可の申請は、認可申請書に、変更の事由及び時期並びに変更前及び変更後の各学年ごとの各学級別の生徒の数を記載した書類を添えてしなければならない。

〔高等学校の全日制課程、定時制課程等の設置認可の申請又は届出〕

第11条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科、特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻、短期大学の学科若しくは高等専門学校等の学科の設置又は大学院の研究科の専攻に係る課程の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第7条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

第12条 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の開設についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、第7条各号の事項を記載した書類、通信教育に関する規程及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

2 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育に関する規程の変更についての届出は、届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

3 特別支援学校の高等部又は大学における通信教育の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに生徒又は学生の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

第13条 特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置についての認可の申請は、認可申請書に、第7条各号の事項を記載した書類及びその使用に係る部分の校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

〔学校の設置者変更、認可申請又は届出の手続〕

第14条 学校の設置者の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出に、当該設置者の変更に関係する地方公共団体（公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）又は学校法人（私立の幼稚園を設置する学校法人以外の法人及び私人を含む。）が連署して、変更前及び変更後の第3条第一号から第五号まで（小学校又は中学校の設置者の変更の場合において、新たに設置者となろうとする者が市町村であるときは、第四号及び第五号を除く。）の事項並びに変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。ただし、新たに設置者となろうとする者が成立前の地方公共団体である場合においては、当該成立前の地方公共団体の連署を要しない。

〔学校等の廃止についての認可の申請又は届出〕

第15条 学校若しくは分校の廃止、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程、学科、専攻科若しくは別科の廃止、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部若しくは高等部の学科、専攻科若しくは別科の廃止、大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の廃止、短期大学の学科の廃止又は高等専門学校学科の廃止についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに幼児、児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

（略）

〔細 則〕

第19条 学校教育法、学校教育法施行令及びこの省令の規定に基づいてなすべき認可の申請、届出及び報告の手續その他の細則については、文部科学省令で定めるもののほか、公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事が、これを定める。

（略）

〔指導要録〕

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

〔出席簿〕

第25条 校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

〔懲戒〕

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあっては、学長の委任を受けた学部長を含む。）がこれを行う。

3 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

4 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

5 学長は、学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。

〔私立学校長の届出の手続〕

第27条 私立学校が、校長を定め、大学及び高等専門学校にあっては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあっては都道府県知事に届け出るに当たっては、その履歴書を添えなければならない。

〔学校備付表簿〕

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿

2 前項の表簿（第 24 条第 2 項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5 年間、これを保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20 年間とする。

3 学校教育法施行令第 31 条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

（略）

〔修了又は卒業の認定〕

第57条 小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

〔卒業証書〕

第58条 校長は、小学校の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与しなければならない。

〔学 年〕

第59条 小学校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

〔授業終始の時刻〕

第60条 授業終始の時刻は、校長が定める。

〔公立小学校の休業日〕

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第 29 条の規定により教育委員会が定める日

〔私立小学校の学期及び休業日〕

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

この場合において、公立小学校についてはこの旨を教育委員会に報告しなければならない。

（略）

〔入学者の選抜〕

第90条 高等学校の入学は、第 78 条の規定により送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査（以下この条において「学力検査」という。）の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

2 学力検査は、特別の事情のあるときは行わないことができる。

（略）

〔編入学の資格〕

第91条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

〔転学・転籍〕

第92条 他の高等学校に転学を志望する生徒のあるときは、校長は、その事由を具し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。転学先の校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

(略)

〔休学・退学〕

第94条 生徒が、休学又は退学をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

〔入学資格に関し中学校卒業者と同等以上と認められる者〕

第95条 学校教育法第57条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 二 部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(略)

〔大学等における学習成果の単位認定〕

第98条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 一 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 二 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 三 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの

(略)

〔準用規定〕

第104条 (略)

- 3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第1項において準用する第59条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第91条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

〔設置基準〕

第105条 中等教育学校の設置基準は、この章に定めるもののほか、別に定める。

〔設備、編制及び学科〕

第106条 中等教育学校の前期課程の設備、編制その他設置に関する事項については、中学校設置基準の規定を準用する。

- 2 中等教育学校の後期課程の設備、編成、学科の種類その他設置に関する事項については、高等学校設置基準の規定を準用する。

〔授業時数〕

第107条 次条第1項において準用する第72条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数、並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第4に定める授業時数を標準とする。

〔前期課程の教育課程〕

第108条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第50条第2項、第55条から第56条の3まで及び第72条の規定並びに第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第55条から第56条までの規定中「第50条第1項、第51条又は第52条」とあるのは、「第107条又は第108条第1項において準用する第72条若しくは第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第55条の2中「第30条第1項」とあるのは「第67条第1項」と、第56条の2中「第50条第一項、第51条及び第52条」とあるのは「第107条並びに第108条第1項において準用する第72条及び第74条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第56条の3中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

- 2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第83条及び第85条から第86条までの規定並びに第84条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第85条中「前2条」とあり、並びに第85条の2及び第86条中「第83条又は第84条」とあるのは、「第108条第2項において準用する第83条又は第84条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と第85条の2中「第51条」とあるのは「第67条第2項」と読み替えるものとする。

〔教育課程の基準の特例〕

第109条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特

例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

〔入 学〕

第110条 中等教育学校の入学は、設置者の定めるところにより、校長が許可する。

2 前項の場合において、公立の中等教育学校については、学力検査を行わないものとする。

〔後期課程の通信制の課程〕

第111条 中等教育学校の後期課程の通信制の課程の設備、編制その他に関し必要な事項は、この章に定めるもののほか、高等学校通信教育規程の規定を準用する。

〔学年による教育課程の区分を設けない場合〕

第112条 次条第3項において準用する第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない場合における入学等に関する特例その他必要な事項は、単位制高等学校教育規程の規定を準用する。

〔準用規定〕

第113条 第43条から第49条まで（第46条を除く。）、第54条、第57条、第58条、第59条から第71条まで（第69条を除く。）、第82条、第91条及び第94条の規定は、中等教育学校に準用する。

2 第78条の規定は、中等教育学校の前期課程に準用する。

3 第81条、第89条、第92条、第93条、第96条から第100条まで、第101条第2項、第102条、第103条第1項及び第104条第2項の規定は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第96条中「第85条、第85条の2又は第86条」とあるのは、「第108条第2項において読替えて準用する第85条、第85条の2又は第86条」と、「第83条又は第84条」とあるのは「第108条第2項において準用する第83条又は第84条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

〔教育課程の基準の特例〕

第114条 併設型中学校の教育課程については、第5章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第6章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

〔教育課程の編成〕

第115条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

〔入学者選抜の不実施〕

第116条 第90条第1項の規定にかかわらず、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者の選抜は行わないものとする。

〔準用規定〕

第117条 第107条及び第110条の規定は、併設型中学校に準用する。

(略)

〔大学の設置基準〕

第142条 大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下この項において同じ。）の設備、編制、学部及び学科に関する事項、教員の資格に関する事項、通信教育に関する事項その他大学の設置に関する事項は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）及び専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の定めるところによる。

2 短期大学の設備、編制、学科、教員の資格、通信教育に関する事項その他短期大学の設置に関する事項は、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）の定めるところによる。

〔教授会〕

第143条 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(略)

〔入学等の決定〕

第144条 削除

〔学 位〕

第145条 学位に関する事項は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところによる。

〔修業年限の通算〕

第146条 学校教育法第88条に規定する修業年限の通算は、大学の定めるところにより、大学設置基準第31条第1項又は短期大学設置基準第17条第1項に規定する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一の大学において一定の単位（同法第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者に対し、大学設置基準第30条第1項又は短期大学設置基準第16条第1項の規定により当該大学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

〔修業年限の特例による卒業認定の要件〕

第147条 学校教育法第89条に規定する卒業の認定は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合（学生が授業科目の構成等の特別の事情を考慮して文部科学大臣が別に定める課程に在学

する場合を除く。)に限り行うことができる。

- 一 大学が、学修の成果に係る評価の基準その他の学校教育法第 89 条に規定する卒業の認定の基準を定め、それを公表していること。
- 二 大学が、大学設置基準第 27 条の 2 に規定する履修科目として登録することができる単位数の上限を定め、適切に運用していること。
- 三 学校教育法第 87 条第 1 項に定める学部の課程を履修する学生が、卒業の要件として修得すべき単位を修得し、かつ、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められること。
- 四 学生が、学校教育法第 89 条に規定する卒業を希望していること。

〔修業年限が四年を超える学部の在学期間〕

第148条 学校教育法第 87 条第 1 項ただし書の規定により修業年限を 4 年を超えるものとする学部
に在学する学生にあっては、同法第 89 条の規定により在学すべき期間は、4 年とする。

〔在学期間の通算〕

第149条 学校教育法第 89 条の規定により、一の大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）に 3 年以上在学したものに準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者であって、在学期間が通算して 3 年以上となったものと定める。

- 一 第 147 条第一号及び第二号の要件を満たす一の大学から他の当該各号の要件を満たす大学へ転学した者
- 二 第 147 条第一号及び第二号の要件を満たす大学を退学した者であって、当該大学における在学期間以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの
- 三 第 147 条第一号及び第二号の要件を満たす大学を卒業した者であって、当該大学における修業年限以下の期間を別の当該各号の要件を満たす大学の修業年限に通算されたもの

〔大学入学に関し、高等学校卒業者と同等者〕

第150条 学校教育法第 90 条第 1 項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程によ

る大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

六 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入
させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力がある
と認めた者で、18 歳に達したもの

第151条 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により学生を入学させる大学は、特に優れた資質を
有すると認めるに当たっては、入学しようとする者の在学する学校の校長の推薦を求める等によ
り、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう工夫を行うものとする。

第152条 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する
制度の運用の状況について、同法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行い、その結果を
公表しなければならない。

第153条 学校教育法第 90 条第 2 項に規定する文部科学大臣の定める年数は、2 年とする。

第154条 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在
学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当する者と定める。

一 中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は高等専門学校に 2 年以上在学した者

二 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学し
た者

三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設（高
等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に 2 年以
上在学した者

四 第 150 条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規
定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者

五 文部科学大臣が指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科
目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部（旧検定の
一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含
む。）で、17 歳に達したもの

〔専攻科・大学院入学資格に関し大学卒業者と同等以上と認められる者〕

第155条 学校教育法第 90 条第 2 項又は第 102 条第 1 項本文の規定により、大学（短期大学を除
く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以
上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第 7 号及
び第 8 号については、大学院への入学に係るものに限る。

一 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者

- 二 外国において、学校教育における 16 年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18 年）の課程を修了した者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18 年）の課程を修了した者
 - 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、18 年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 五 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六 文部科学大臣の指定した者
 - 七 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、24 歳）に達したもの
- 2 学校教育法第 91 条第 2 項の規定により、短期大学の専攻科への入学に関し短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 高等専門学校を卒業した者（修業年限を 2 年とする短期大学の専攻科への入学に限る。）
 - 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの（修業年限を 3 年とする短期大学の専攻科への入学については、修業年限を 3 年以上とする専修学校の専門課程を修了した者に限る。）
 - 三 外国において、学校教育における 14 年（修業年限を 3 年とする短期大学の専攻科への入学については、15 年）の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年（修業年限を 3 年とする短期大学の専攻科への入学については、15

年)の課程を修了した者

五 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年(修業年限を3年とする短期大学の専攻科への入学については、15年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 その他短期大学の専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

[大学院への入学に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者]

第156条 学校教育法第102条第1項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第104条第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)に相当する学位を授与された者

二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(第162条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者

六 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第157条 学校教育法第102条第2項の規定により学生を入学させる大学は、同項に規定する大学の定める単位その他必要な事項をあらかじめ公表するなど、同項の入学に関する制度が適切に運用されるよう配慮するものとする。

第158条 学校教育法第102条第2項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第109条第1項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。

第159条 学校教育法第102条第2項に規定する文部科学大臣の定める年数は、3年(医学を履修

する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程に4年)とする。

第160条 学校教育法第102条第2項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号のいずれかに該当するものと定める。

- 一 外国において学校教育における15年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年)の課程を修了した者
- 二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年)の課程を修了した者
- 三 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、16年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

[短期大学を卒業した者の編入学]

第161条 短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

- 2 前項の規定は、外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)について準用する。

第162条 我が国において、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(大学及び短期大学にあっては学校教育法第90条第1項に規定する者に、大学院にあっては同法第102条第1項に規定する者に限る。)は、転学しようとする大学、大学院又は短期大学の定めるところにより、それぞれ当該大学、大学院又は短期大学に転学することができる。

第163条 大学の学年の始期及び終期は、学長が定める。

- 2 大学は、前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させ及び卒業させることができる。

〔履修証明が交付される特別の課程〕

第164条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

- 2 特別の課程の総時間数は、120時間以上とする。
- 3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格に有する者は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。
- 4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。
- 5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。
- 6 大学は、学校教育法105条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。
- 7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

〔認証評価その他〕

第165条 公開講座に関する事項は、別にこれを定める。

第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

第167条 学校教育法第109条第3項ただし書に規定する文部科学大臣の定める措置は、次の各号に掲げるいずれかの措置とする。

- 一 専門職大学院を置く大学が、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体であつて、当該専門職大学院の課程に係る分野について評価を行うもののうち、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した団体から、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について定期的に評価を受け、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。
- 二 専門職大学院を置く大学が、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価の結果のうち、当該専門職大学院に関するものについて、当該大学の職員以外の者による検証を定期的

に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告すること。

第168条 学校教育法第109条第2項の認証評価に係る同法第110条第1項の申請は、大学又は短期大学の学校の種類に応じ、それぞれ行うものとする。

2 学校教育法第109条第3項の認証評価に係る同法第110条第1項の申請は、専門職大学院の課程に係る分野ごとに行うものとする。

第169条 学校教育法第110条第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出して行うものとする。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 役員（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものである場合においては、当該代表者又は管理人）の氏名
- 三 評価の対象
- 四 大学評価基準及び評価方法
- 五 評価の実施体制
- 六 評価の結果の公表の方法
- 七 評価の周期
- 八 評価に係る手数料の額
- 九 その他評価の実施に関し参考となる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人（申請者が人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における大学の教育研究活動等の状況についての評価の業務の実施状況（当該評価の業務を実施していない場合にあっては、申請の日の属する事業年度及びその翌事業年度における認証評価の業務に係る実施計画）を記載した書面
- 四 認証評価の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書面

第170条 学校教育法第110条第3項に規定する細目は、学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成16年文部科学省令第7号）の定めるところによる。

第171条 学校教育法第110条第4項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第172条 学校教育法第110条第5項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第169条第1項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる事項とする。

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

〔準用規定〕

第173条 第58条の規定は、大学に準用する。

〔設置基準〕

第174条 高等専門学校設備、編制、学科、教育課程、教員の資格に関する事項その他高等専門学校の設置に関する事項については、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の定めるところによる。

〔教務主事・学生主事・寮務主事〕

第175条 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。

- 2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。
- 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
- 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事を置く高等専門学校にあっては、寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。
- 5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舍における学生の厚生補導に関することを掌理する。

〔留 学〕

第176条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

- 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第20条第3項により準用する同条第1項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当

該学生について、第 179 条において準用する第 59 条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

〔専攻科への入学に関し高等専門学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者〕

第177条 学校教育法第 109 条第 2 項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 短期大学を卒業した者
- 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

〔高等専門学校を卒業した者の編入学〕

第178条 高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、2 年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。

（以下略）

5) 私立学校法

(昭和 24 年 12 月 15 日)
(法律第 270 号)

最終改正 平成 26 年 6 月 13 日 法律第 69 号

(最終改正までの未施行法令)

平成 24 年 8 月 22 日 法律第 67 号 (未施行)

平成 26 年 6 月 13 日 法律第 69 号 (未施行)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第 124 条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第 3 条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

(所轄庁)

第 4 条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事（第二号に掲げるもののうち地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

三 第一号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第二号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第 64 条第 4 項の法人

五 第一号に掲げる私立学校と第二号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

(学校教育法の特例)

第5条 私立学校（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）には、学校教育法第14条の規定は、適用しない。

(略)

(私立学校審議会等への諮問)

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条に規定する事項（同法第95条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第95条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(以下略)

6) 大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を定める件

(平成10年8月14日)
(文部省告示第125号)

最終改正 平成24年3月30日 文部科学省告示 第70号

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第186条第1項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。

全課程の修了の要件が、次の表上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分	専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）第 4 条に規定する 昼間学科又は夜間等学科		専修学校設置基準 第 5 条第 1 項に規定する通信制の学科
	学校教育法施行規則第 183 条の 2 第 2 項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるものの以外のもの	単位制による学科であるもの	
要件	全課程の修了に必要な総授業時数が 1700 単位時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が 62 単位以上であること。	

附 則 （平成24・3・30 文科告70）

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成24年4月1日）から施行する。

平成25年度 教務委員会委員 一覧

〈平成 25 年 9 月 1 日現在 20 名〉

	氏 名	短期大学名・学内職名
委 員 長	中 野 正 明	華頂短期大学 学長
副委員長	式 庄 憲 二	名古屋短期大学 教育企画部長
委 員	蓮 井 直 樹	青森明の星短期大学 事務長
"	小 野 貴 久	宇都宮文星短期大学 教務課長
"	勝 田 拓 也	聖徳大学短期大学部 学生部次長
"	杉 田 学	大妻女子大学短期大学部 教育支援グループ課長
"	丸 山 志げ子	共立女子短期大学 教務課統括課長
"	仙 波 良太郎	白梅学園短期大学 教務課長
"	松 本 寛 子	東京家政大学短期大学部 教育・学生支援センター課長
"	渦 尾 洋 之	目白大学短期大学部 学修支援部長
"	毛 利 みはる	立教女学院短期大学 教務課長
"	佐 藤 清 彦	湘北短期大学 事務局次長・教務部長
"	高 橋 瑞 恵	聖セシリア女子短期大学 事務局次長・教務担当
"	石 原 純	常葉大学短期大学部 学生部次長兼教務課長
"	山 本 將	岡崎女子短期大学 学園副事務局長（教学担当）
"	加 藤 忠	名古屋経済大学短期大学部 学務総合センター 教務担当副部長
"	種 市 淳 子	名古屋柳城短期大学 教務課長
"	奥 田 治 人	華頂短期大学 学生部修学支援課課長
"	野々山 功 一	京都文教短期大学 教務課課長
"	笹 部 雅 彦	大阪青山短期大学 教務部長補佐

（順不同・敬称略）

平成26年度 教務委員会委員

〈平成 26 年 9 月 1 日現在 19 名〉

	氏 名	短期大学名・学内職名
委 員 長	中 野 正 明	華頂短期大学 学長
副委員長	式 庄 憲 二	名古屋短期大学 学長付教育企画部長
委 員	蓮 井 直 樹	青森明の星短期大学 事務長
"	小 野 貴 久	宇都宮文星短期大学 教務課長
"	勝 田 拓 也	聖徳大学短期大学部 学生部次長
"	杉 田 学	大妻女子大学短期大学部 教育支援グループ課長
"	丸 山 志げ子	共立女子短期大学 教務課統括課長
"	仙 波 良太郎	白梅学園短期大学 教務課長
"	松 本 寛 子	東京家政大学短期大学部 教育・学生支援センター課長
"	渦 尾 洋 之	目白大学短期大学部 学修支援部長
"	毛 利 みはる	立教女学院短期大学 教務課長
"	佐 藤 清 彦	湘北短期大学 事務局次長・教務部長
"	高 橋 瑞 恵	聖セシリア女子短期大学 事務長 教務担当
"	川 合 健 司	大垣女子短期大学 教務課課長補佐
"	石 原 純	常葉大学短期大学部 事務部長・学生部次長兼教務課長
"	加 藤 忠	名古屋経済大学短期大学部 学務総合センター 教務担当副部長
"	種 市 淳 子	名古屋柳城短期大学 教務課長
"	奥 田 治 人	華頂短期大学 学生部修学支援課課長
"	江 頭 美奈子	大阪青山大学短期大学部 教務課長

(順不同・敬称略)

編 集 後 記

平成 26 年度から、国として進めるべき大学教育改革を一層推進するため、教育再生実行会議等で示された新たな方向性に合致した先進的な取組を実施する大学を支援することを目的として実施された「大学教育再生加速プログラム」の選定結果が発表され、私立短期大学から 4 校が採択されました。

短期大学は、18 歳人口の減少や学生のニーズの変化等により、学校数が年々減少するなど厳しい運営状況が続いている中であって、学長の強力なリーダーシップの下、具体的かつ意欲的な成果、他大学への波及効果、高い継続性が見込まれるものとして評価された採択校の取組は、他の短期大学の手本となることが期待されます。

今回の「短期大学教務必携（第 19 次改訂版）」の編集に当たっては、これらの変化に対応すべく記載内容の追加、修正をはじめ、関係の法律、省令等の改正に伴う変更、添付資料の整理等を行っております。

この「短期大学教務必携」が、皆様の机上にあって日常の業務にご活用いただくことを切に願っております。また同時に、本書に対する忌憚のないご意見やご助言をいただければ幸甚に存じます。

なお、日本私立短期大学協会教務委員会の平成 25 年度及び平成 26 年度の委員名簿（各委員の所属・学内職名は当該年度のもの）を記して、各委員の活動に格別のご配慮をいただいた、所属の各短期大学関係者の皆様に対して深く謝意を表します。

短期大学教務必携

平成26年10月9日 印刷

平成26年10月15日 発行

編集・発行

日本私立短期大学協会
教務委員会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
電話 (03) 3261-9055

印刷

有限会社 京文社

〒112-0012 東京都文京区大塚6-32-5
電話 (03) 3943-4231
E-mail : info@kyobunsha.biz
